

令和4年3月第124回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和4年 3月 4日（金）
○開会年月日 令和4年 3月 4日（金）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一 富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正 久 君	副 町 長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢 治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 吉川 博 徳 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 前野 良 二 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐 二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮 一 君
農林振興課長 山中 保 正 君	小田支所長 中嶋 優 治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳 一 君
上下水道対策班長 上石 富 一 君	危機管理班長 松岡 裕 樹 君
商工観光班長 大竹 浩 一 君	
教 育 長 山岡 晋 君	学校教育課長 亀岡 秀 俊 君
自治・学習課長 大久保 裕 記 君	
代表監査委員 赤穂 英 一 君	農業委員会会長 堀本 健 二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 林 純 司 君 書 記 和 氣 啓 介 君

○議事日程（第2号）

令和4年3月4日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び令和4年度施政方針

日程第 5 一般質問

日程第 6 令和3年請願 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しない
受理第 2号 ことを国に求める意見書の提出についての請願

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

午前10時00分 開会

○議長(菊地幸雄君) ただ今から、令和4年3月第124回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長、及び総務課長及び各課長・班長等の18名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(菊地幸雄君) 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、山崎 正史議員、15番、寺岡 保議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長(菊地幸雄君) 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る2月25日開催の議会運営委員会において協議され、本日から18日までの15日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) ご異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から3月18日までの15日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第2号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長(菊地幸雄君) 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますからご了承ください。これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び令和4年度施政方針

○議長(菊地幸雄君) 「日程第4 招集あいさつ及び令和4年度施政方針」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日、ここに第124回令和4年3月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告3件、条例の一部改正8件、指定管理者の指定2件、特定事務の指定取消し1件、補正予算8件、当初予算8件の合計30件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。さて、冬季オリンピックでは、選手らの活躍する姿に世界中の人々が感動いたしました。一転して、ロシアのウクライナ侵攻により、多くの尊い人命が奪われ、悲痛な叫びが上がっています。一日も早く停戦し、話し合いにより解決してほしいと願っております。一方、国内では、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たず、愛媛県でも陽性者数の高止まりが続いております。オミクロン株は感染力が強いことから、感染が抑えられたとしても再び増加する懸念もありますので、引き続き警戒が必要な状況です。また、これまでの飲食店等での感染とは違い、家庭内や職場、医療福祉施設、学校、児童施設での感染が多くなっているのが、第6波の特徴です。感染を防ぐためには、一人一人が職場や生活の場で、感染対策を徹底することが重要であり、本町においても防災行政無線などを通じて町民の皆様へ注意喚起を行っているところです。また、感染の重症化を防ぐため、3回目のコロナワクチン接種を急ぎ実施しております。内子町の接種状況は、2月末時点の接種対象者6,159人に対し、4,885人が接種を終え、その率は、79.3%となっています。現在、2回目の接種から6カ月経過した方へ、順次接種案内を送付しております。5歳から11歳までの接種については、3月13日から集団接種を実施する予定です。また、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、生活・暮らしを支援する観点から実施しております「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」につきましては、対象となる2,339世帯のうち、2月末時点で2,016件の申請があり、率にして86.19%を受け付けています。このうち、家計急変世帯の申請は、2件となっています。現在、1,929件につきましては給付を終えており、その額は1億9,290万円です。未提出の方には再度通知を行い、支援をしております。それでは、令和4年度における施政方針を述べさせていただきます。令和3年12月3日に閣議決定された国の「令和4年度予算編成の基本方針」では、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく必要な対策を講ずるとともに「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組むとしています。内子町においても、人口減少と新型コロナウイルス感染症の長期化で、町民税が減収となり、財政状況は厳しさを増しております。加えて、これらの影響は当面の間、続くことも想定しておかなければなりません。そのような中で、令和4年度の予算編成につきましては、内子町総合計画後期計画に掲げた重点施策「ミライ・プラン」の着実な進展を図るとともに、社会の動向や行政ニーズの変化を的確に捉え、新たな政策課題に積極的に取り組むこと。また、新型コロナウイルス感染症による危機を確実に乗り越えるための必要な措置に加え、感染拡大により明らかとなった課題に対し対策を講

じるなど、コロナ禍においても持続可能な行政サービスを進めることを基本方針とし、私の公約であります「人口減少対策」に積極的に取り組むための予算編成といたしました。その結果、令和4年度内子町一般会計当初予算（案）は、歳入歳出それぞれ93億1,300万円となり、予算規模は今年度当初予算と比較して、5億800万円の増額、率にして5.8%の増となっております。一般会計当初予算に充当いたします財源は、国庫・県支出金14億3,222万4千円。地方債3億9,510万円。その他特定財源8億4,105万円。一般財源66億4,462万6千円でございます。なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業につきましては当初予算に計上せず、今後の補正予算で計上していく予定です。まず、新型コロナウイルス感染症対策についてですが、長期化するコロナ禍の影響を受けた地域経済を下支えするため、QRコード決済による支払い額に対し、最大1万円相当（プレミアム率25%）のポイントを利用者に還元する「内子キャッシュレス決済プレミアム還元事業」や、3,000円分の商品券を2,000円で販売する「プレミアム付き応援チケット事業」に取り組みます。加えて、生産販売額が減少している農業者を支援するため「収入保険加入促進事業」や事業継続・転換のための機械・設備導入を支援する「経営継続補助金」を実施します。また、アフターコロナ対策として、誘客促進に向けた観光や特産品のプロモーションを実施する「内子町魅力発信事業」や、屋外における新しい観光の環境を整備するため、e-BIKEを活用した町内周遊型の観光振興に取り組みます。感染防止対策といたしましては、PCR検査等の対象とならない住民へ、無料の検査キットを配付し、住民の不安を和らげるとともに、早期発見して感染拡大を防ぐため「新型コロナウイルス検査キット配付事業」に取り組みます。また、議会傍聴席の3密を回避し、多くの町民に議会を傍聴できる環境を構築するため、「議会議場音響映像配信設備整備事業」を実施します。次に、商工業及び観光の活性化についてです。町内における創業・起業、空き店舗の活用、事業拡大及び事業承継を総合的に支援し、商工業の担い手確保と活性化を図るため、既存事業を統合・拡充した「内子町はじめる・つなぐ商工活性化支援事業」に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の長期化により、町内の飲食業、観光業の経営は厳しい状況にあることから、観光客の集客と賑わいを創出するため、えひめ南予きずな博やプロモーション事業に取り組むとともに、地域活性化起業人制度を活用し、内子町観光協会の組織強化を支援します。そのほか、内子座の耐震化を含む保存修理の調査工事継続や、令和元年度に国の認定を受けました内子町歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史的環境の整備を進めてまいります。

次に、農林業の活性化についてです。基幹産業であります農林業の持続的発展を支援し、次世代へ継承するため、担い手確保を推進します。具体的には、林業労働力を確保するため、町内外を問わず、林業事業体に就職した方に対して、給付金を支給する制度を創設します。農業につきましては、現在、親元就農者に対する支援制度を検討しておりますが、国の支援制度が拡充される見込みですので、その内容を踏まえて、早急に町の支援制度を検討してまいります。

次に、移住・定住の促進についてです。愛媛県は、人口減少が著しい南予地域へ子育て世帯の移住を促進するため「南予子育て移住促進協議会」を発足し、移住フェアやプロモーション事業を実施する予定です。本町も同協議会に参画し、愛媛県や南予移住マネージャー、他市町とも連携しながら、移住確度の高い方を対象に、オーダーメイド型の移住体験ツアーに取り組みます。また、きめ細かな移住相談や移住後のサポートを行うため、移住コーディネーターを配置して受

け入れ態勢を強化します。さらに、UIターン者が、自己の居住を目的に住宅を新築する場合の支援として「移住者住宅取得補助事業」を創設します。

次に子育て、教育分野についてです。子育て世代が、働きながら安心して子育てができる環境の整備が重要です。そのため、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた施設整備を検討するとともに、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を整備するため、新川児童公園改修工事及び上町児童公園の改修に向けた測量設計を実施します。存続が心配された内子高等学校小田分校につきましては、令和4年度志願者数が募集停止の基準を上回る見通しとなりました。このことは、学校、地域、保護者が一体となって教育の魅力化や地域みらい留学に取り組まれた成果であり、町においても引き続き支援を実施してまいります。今後は、県外生の増加も見込まれることから、新たな寮の整備に取り組みます。また、老朽化した学校施設等につきましても順次整備しなければなりません。そのため、内子中学校武道場の改修を行います。石畳小学校校舎耐震工事につきましては、補助事業が採択されましたら実施したいと考えています。

次に、災害に強い安全なまちづくりについてです。こちらにつきましては、防災拠点である柿原自治会館新築工事の設計及び小型動力ポンプ積載車の更新を行います。また、消防団員のヘルメット、訓練服の購入や、災害時医薬品の備蓄を行います。このほか、橋梁の定期点検や民間木造住宅の耐震化、老朽空き家等除去事業を継続して取り組みます。災害への備えは、今後も最優先の課題として対応していきたいと考えています。以上、令和4年度の施政方針について述べさせていただきました。これらは、来年度計画している事業の一端でございますが、いずれも予算を伴うものでございます。議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、（１）新深山荘建設計画の中止について（２）東京都豊島区との文化交流都市協定の締結についてでございます。

初めに、新深山荘建設計画の中止についてご報告いたします。令和2年6月議会において事業凍結を表明しておりました新深山荘建設につきましては、実施設計に基づく建設を白紙とし、キャンプ等のアウトドア体験が可能な施設整備を基本として計画を見直したいと考えております。それに伴い、補助の財源としておりました、国の農山漁村振興交付金に係る内子地区活性化計画においては、新深山荘関連施設を計画の対象外とする変更申請を行いたいと考えております。長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、観光業を取り巻く状況や人々の価値観、趣味趣向も変容しており、計画当初とは異なる状況の中、新深山荘建設事業については一旦立ち止まり、小田深山全体の活用の在り方について考えるべきと判断いたしました。今回、この判断をさせていただいたことは、大変重大なことと考えております。新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たない状況の中、直面する課題に対し、柔軟に対応していく必要があり、苦渋の決断でございました。令和元年12月議会における「新深山荘計画に対する決議」の趣旨を真摯に受け止め、計画見直しも含め、慎重に検討した結果でございますので、ご理解をいただければと思います。今後につきましては、施設運営面の課題と観光トレンドの変化を踏まえ、小田深山来訪者に対する利便性と安全確保の観点から、地域住民や関係団体のご意見を伺いながら、必要最小限の施設整備の方向で検討を進めたいと考えております。計画から実施設計までの一連の過程において、議会をはじめ計画策定に携わっていただいた関係者の方々、多くの町民の方々にご心配をおかけしま

したことを、町長として心からお詫びを申し上げます。

次に、東京都豊島区との文化交流都市締結についてご報告いたします。豊島区との交流は、平成22年から「おばあちゃんの原宿」で知られる巣鴨地蔵通りで、内子町観光物産展「内子フェア」を開催するとともに、豊島区主催の観光物産展等に出店参加をしたのが始まりです。この交流がきっかけとなり、平成24年に豊島区から観光物産交流都市の認定を受けました。また、平成25年には「非常災害時における相互応援に関する協定」を内子座において締結し、交流・連携を深めてまいりました。平成30年からは、区内の小学校を訪問して伝統工芸制作体験教室を実施しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン授業を実施し、児童からは「まるで先生が隣にいるようだった。」と大好評で、授業後には「ぜひ内子町に行ってみたい。」との感想が多く寄せられました。このことは、豊島区議会でも交流事業の成果として報告されたところです。また、昨年12月には内子こども狂言クラブが豊島区で公演を行い、これを機会に文化交流都市の協定を結びました。12月27日に豊島区役所において行われた調印式には、私のほか菊地議長、久保副議長にもご出席いただき、内子町まちづくり応援大使の竹下景子様、関口照生様ご夫妻にもご同席をいただいたところです。今後におきましては、文化芸術、観光、防災など幅広い分野で一層の交流を深めるとともに、更なる相互の発展を図りながら「顔の見える関係」を築いてまいりたいと考えています。以上、ご報告申し上げましたが、町長就任2年目に当たり、私が公約に掲げました新型コロナウイルス感染症対策と人口減少対策にしっかり取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、招集あいさつ及び令和4年度施政方針を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、一問一答といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は6名であります。本日の質問者は4名として、あとの2名は7日におこないます。それでは受付順に、質問を許します。

最初に下野安彦議員の質問を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） みなさん、おはようございます。3月2日、193カ国で構成される国連総会はロシアを非難し、ウクライナからの即時撤退を求める決議案を141カ国の賛成で採択しました。民間人や幼い子どもたちの生命まで脅かされています。プーチン大統領は核兵器の使用も示唆しており、世界の恒久平和を願う多くの世界の人々の気持ちを踏みにじるものであります。ロシア軍の即時撤退とウクライナの復興、世界の恒久平和を願い3月定例議会の一般質問

に入ります。

最初に、水道使用料検針にスマートメーター導入の考えはどうかについて質問します。「スマートメーターとは、なんぞや。」実は私も良く知らなかったわけですが、議長に許可をもらってお手元に資料をお配りしていると思います。これは今年の1月11日の新聞の記事の資料でございます。この資料をみていただければよく理解できるのではないかと思いますのですが、これまで定期的に各家庭や事業所に出向いて人の手により、検針員さんが目視によって検針していた電気や水道のメーターですが、自動検針と送信器具を設置することで、データ通信が可能になり訪問作業が不要となるというのが、このスマートメーターであります。このスマートメーターについて第1問目の質問をしたいと思います。まず、電気、水道等、スマートメーターについて、メリットやデメリット、コスト面等、行政として試算をされ、検討されたことはあるのかを質問します。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問にお答えいたします。水道のスマートメーターにつきましては、令和3年3月公表の内子町水道ビジョン・経営戦略で施設・設備の合理化の取組として、今後検討していくこととしております。町としまして、現段階において検討、把握しておりますものとして、まず、スマートメーターのメリットでございます。正確な検針ができることや、個人の敷地に立ち入らない安全・安心な検針ができること。また、天候や休日に左右されない安定した検針ができるとともに、日々の使用水量データの提供や宅内漏水の早期発見等が可能となるなど数多くのメリットがございます。また、水道業務の効率化だけではなく、ライフラインを活用した見守りサービスも可能となり、防災や福祉面においても大きなメリットがあると認識しております。一方、デメリットと致しまして、まだ、全国的にも普及段階にあるため、機器類の価格など、交換に係るコストが高いことがあげられます。また、メーターの設置場所によっては電波の状況など環境的な問題によって、長期的に正確なデータが得られるかなどの懸念材料もございます。

続きまして、コスト面の試算についてでございますが、現在の検針方法とスマートメーターに切り替えた場合の1年間に係る総コストを比較しましたところ、スマートメーターに切り替えた場合、今の方法の約3倍の経費が掛かってくるという試算結果を得ている状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 先ほどの水道ビジョンで謳われているということで私もちょっと見逃しておりました、大変失礼いたしました。コストのメリットやデメリットについては私もこの記事等も読んだり、ネット等で調べましたら大体そうということだと思っておりますけれども、コスト面なんですけれども、約、現在の検針員さんが測って、今の状況でいくと、3倍の経費がかかるということなんですけれども、こういった水道の検針員さんについての人材というのは、問題なく今のと

ころ図られているのでしょうか。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 検針員さんにつきましては、現在、例えば五十崎・平岡地区で、急遽、検針員さんが不在になった時に、地域の方のご協力もありまして、随時、検針員さんやっただけのことになりました。また、その他の地区につきましても、基本的にもともと簡水事業がございまして、簡水事業の中で、検針員さんがもともといらっしゃったので、その簡水事業の検針員さんが引き続きやっただけでございまして今のところ。今後も地域と密着した検針員さんが随時やっただけのものと思っております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） わかりました。続きまして2番目の質問ですけど、先ほど1回目の質問の時にも答弁でありましたが、スマートメーターの導入によりまして、1時間ごとに水量を可視化でき、普段と違う異常な数値により早期に漏水を発見するだけでなく、遠く離れて暮らす家族の見守りが可能にもなるということでもあります。子どもが家に帰宅したか、電気や水道の使用に伴うデータを外の違うところにも受信ができることにより、みなさんの安心と安全でのメリットが考えられるということでもあります。また、3年くらい前の冷えた冬の間に漏水がおきまして、かなり知らないうちに漏水していたということが、あったわけですが、そういったことも、こういうスマートメーターを入れることによって自治体の方から、異常な漏水があるじゃないかということを知らせることによるメリットがあるというふうになっております。これに対しての自治体によっては実証実験等がされてるわけですが、この内子町においてもそういった導入に向けた実証実験というのはできないものか、される考えはあるのかということについて質問したいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問についてお答え致します。スマートメーターにつきましては、導入に向けて検討を進めて参りたいと考えております。次年度からは、小田地区の施設統合などの大型事業が始まることや、引き続き施設の耐震化なども計画的に進めていく必要がある中で、あくまでも目標ではございますが、小田地区の施設統合事業における浄水場や配水池の完了目標年度である令和8年度以降、順次、スマートメーターに切り替えていけるように今後、実証実験なども含め、検討を進めて参りたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 今、小田の方で令和8年度から順次変えていく考えであるということ

を聞きました。これらに対しても国からのこういうメーターに交換するような指針というかが来てるものですか。水道ビジョンの中でもそういう謳われているということは、どういった形でやりなさいとか、補助はどの程度しますとかいう、そういった基本的な方針というか考え方はきているものでしょうか。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 只今の下野議員さんのご質問に対してお答えさせていただきます。今現在ですね、まずスマートメーターにつきましては、あくまでも水道料金の中でやっていくという考えでございます。水道料金につきましては内子町の場合、今13ミリの水道メーター71円ぐらいいただいております、その費用に基づいて水道のメーターの更新をしております。水道メーターが今、計算しますと、水道メーターの約3倍ぐらい、400円以上になるんじゃないか今現在の価格で言えば。そのような価格になっています。だから、あくまでも水道料金の中でやっていくという考えです。それから国の方の指針につきましては、できるだけ電力の方につきましては令和5年度に、スマートメーターに切り換えていくようなことになっておりまして、水道事業者も順次それになっていくということになると思います。東京につきましてはもうスマートメーターにするということになっておりますので、だんだんと普及していくんじゃないかと思います。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 具体的にちょっと理解できないというか、聞き取れないかわからなかったんですけど、現在のメーターをやり替えるのに3倍の金額がかかるので、実質、現在、交換するなら400円と言われたんですかね。そこらのところをもうちょっと、それが3倍になると、そのスマートメーターを交換することにより、あくまでも、補助とかそういうんじゃなく、使用料の中から交換費用をしていくということになると、住民に負担が来ると思うんですけども、その実質的な金額をちょっと具体的にわからなかったんで教えていただきたいと思います。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 今、内子町の条例で、水道メーターは13ミリを税込みで71円いただいております。この71円で、水道メーターを8年間、その料金で交換していくという考え方で積算しております、今のスマートメーターを積算すると、大体定価ベースで400円ぐらいになります。420円ぐらい。で、その420円を8年間集めると、スマートメーターに交換できるような概算の計算をいたしました。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 420円を8年間、13ミリの場合したら8年間積算すると3,200円ですかね。そういう考え方ですか。そういうそういう金額になるという形ですか。ちょっと

理解がしにくいんですけどもう一度お願いします。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 条例で、水道メーターは月額71円いただいております。それを12ヶ月かけまして、それでメーターの検針年数は8年なので、12掛ける8年ということで6,816円ぐらいの費用がメーター交換にかかっております。その費用で大体メーターは交換できていける。で、スマートメーターは逆に月額420円ぐらいいただいて、8年の12ヶ月ぐらいいるというふうに、これは机上ですけども計算いたしました。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） すると420円掛ける12ヶ月の8年という形でいいんですかね。ですから、そういった金額、もし、これはあくまでもまだ想定か試算してるということですので、こうなりますというのではないでなくてもいいんですけども、概略の金額もう一度するということであるんですけど、そうすると今だったら6,816円ですけど、それが実質どうなるかいうのをちょっと教えていただいたらと思います。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 現在、メーター交換手数料680円が8年間で5万9,000円になります。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） そしたらスマートメーターにすると5万9,000円というものが、1台につきいますということでもいいんですか。再度お願いします。

○上下水道対策班長（上石富一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 上石上下水道対策班長。

○上下水道対策班長（上石富一君） 今、あくまでも机上で計算したものでございますので、あくまでも水道メーターの費用につきましては、条例で議会の皆さんの了解を得て上げていかないとはいけません。また、これにつきましては、入札とか、今後機器の更新、機器の進化とかありますので、いろんなことを考えていかないといけないので、今のところ経費はたくさんかかるということを認識しております。以上です。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） スマートメーターに交換をしていくけど、その基金は、今のところ、莫大なお金があるから、便利で安心して飲める水道水がある以上は、そういう型に変えていくけど、今後は住民の負担も考えておきなさいよということにとらえておきます。ありがとうございます

ました。

それでは、続きまして次の質問に入りたいと思います。かかりつけ医を含む医療体制について質問したいと思います。合併後は加戸病院の誘致や小田の済生会診療所等の医療体制の構築には大変成果がみられたと私は思っております。2022年には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、地域医療はイコール高齢者医療ともいえる時代となつてまいりました。コロナウイルス感染もあり、今後、病院の運営や勤務する医療従事者の労働環境はさらに過酷になっていくと予想されているなか、この医療体制について町長に質問したいと思います。まず最初に、日本医師会では「健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと」をかかりつけ医と呼んでいるようでございます。大病院への患者集中を防ぐためにも、かかりつけ医機能の強化が図られているわけですが、この様な対策の中、今後、経営されている医師の高齢化や後継者不足、人口減少による患者不足での収入減が主な要因と思われる「かかりつけ医」の減少を危惧するものであります。町長はかかりつけ医の現状をどのように把握されているか、また今後の地元のかかりつけ医師数の推移をどう捉えておられるか質問をしたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 只今の質問にお答えいたします。1947年から1949年に生まれた「団塊の世代」全員が75歳以上になる年を2025年問題として、医療や介護サービスの需要が急増し、費用も大幅に膨らむと懸念されております。内子町における医療機関は、病院1、診療所11、歯科診療所8となっております。町で医療状況について調査したことはございませんけれども、個人病院の先生はほとんどの方が60歳を超えておられまして、平均年齢は65歳となっております。医師は、医師免許を持っている限り働き続けることができますので、推移を予測することは難しいところでございますけれども、10年後を考えますと、後継者がいない医療機関は存続が難しくなるケースはありうるというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） 病院が1つ。それから医院が11、歯医者さんの方が8軒ということだということなんですけども、私らの年代ですけども、小さい時もですけど、やはりかかりつけのお医者さまへ行くとその頃の保険制度もやはり違ったのは違ったと思うんですけども、特に高齢者の方には、無料の時期もあつたりしてるんですけども。風邪を引いたりインフルエンザでいくと、もう病院は満杯状態で外の方でも待つ状況でありました。かかりつけ医の順番もなかなか取れないというので、朝行って終わったのが2時間、3時間かかるときもあるぐらいの大病院での診察をするぐらいの昔はやはり人口数も多かったの、そういう状況でなかったと思うんですけども、今はやはり人口減少に伴って、かなり空いた病院が多いんじゃないかというふうにもとらえられます。また、先ほど課長の答弁にありましたように、かなり高齢化されてるようで、年

齢も平均65歳だろうかと言われましたけども、これプライベートなこともありまして、なかなか難しいことだとは思いますが、このかかりつけのお医者さんは、学校医というか保育園や幼稚園や小学校の校医としても、携わっていただいている方も多いのではないかと思いますけども、今後、こういう現象が続くと思われるんですけども、こういうかかりつけ医の先生が減少することによって学校の校医さんとかに対する懸念は影響が出ないと思っておられるかどうか。そういう検討はされてるか、町長どうでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 学校医についてです。今現在も学校医につきましては、一つの学校は一つの医師ということではなくて複数学校を1人の医師が携わってるという現状もございます。ただですね、やはり今言われたようなことで、今後医師数は減った場合については、また、かかりつけ医の先生、複数また学校掛け持ちしていただくということになるかと思うんですけども、具体的にですね、将来、どのような計画でといいますか、どのような方針で、学校医を確保していくかということまでは現在考えておりません。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） そういうふうにならないようになればいいんですけども、そういうこともやはり想定しておかなければ、今後は地域の子どものたちの学校生活、また家庭生活で受ける安心と安全が保たれませんので、危機感を持っていただくべきだと思ひまして、次の2番目の質問が関連するわけですけども入りたいと思います。

地域医療とは、地域住民が抱えるさまざまな健康上の不安や悩みをしっかりと受け止め、適切に対応するとともに、広く住民の生活にも心を配り、安心して暮らすことができるよう、見守り、支える医療活動であると言われております。心臓病や脳神経外科等の専門的な病院は隣の大洲市がほとんどではないかと思いますが、その大洲市も話を聞きますと、専門的な病院が減少傾向にあると聞くものでございます。また、子育てをするにはかかりつけ医として、身近な小児科や産婦人科がある自治体の方が町長、今日のお話にもありましたけれども、若い人の移住や定住につながる要件の一つになるのではないかと私は思います。かかりつけ医の継承や医師不足により地域医療が崩壊することが無いように、県や国への政策やこれは議会もそうですけど、政策や支援を要請されるべきと思うのですがいかかでしょうか。町民の生命を守り、さらに安心して子育てや出産が出来る地方の医療体制構築にむけ、近隣自治体との連携や国、政府への政策要望について町長はどう考えておられるか質問します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。医師不足は、地方ほど問題が深刻になってきております。医師の地域偏在が顕著になった要因は、2004年の新医師臨床研修制度にあると言われております。大洲・喜多医療圏域での二次救急病院における常勤医

師は、60歳未満が61%、60歳以上が39%となっており、70歳以上の医師も15%いらっしゃいます。常勤の医師だけで医療体制を確保することが難しく、愛媛大学などからの応援医師により体制を維持している状況にあります。圏域では、「大洲喜多地区医療体制検討会」及び「ワーキンググループ会議」や、「八幡浜・大洲圏域医療対策協議会」、「八幡浜・大洲構想区域地域医療構想調整会議」など、医療圏域や広域での医療体制等について2次救急体制を含めた検討を行っています。地方における医師不足、これは、全国的な問題でありまして、これらのことを全国町村会を通じて国に要望をおこなってまいりましたが、あわせて同様の趣旨で全国市長会、全国議長会などからも国に対して要望が行われている状況であります。国においても地域偏在の現状については、認識されており、様々な課題について審議会等で議論されているというふうにお聞きをしております。この医療体制の問題は非常に重要なことと認識しておりますので、今後においても引き続き地方の現状を訴え、医師確保、小児科、産科医師の確保など、医療体制の構築に向けまして施策の推進について関係者と連携を図りながら強く要請をおこなっていきたいと考えております。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○12番（下野安彦君） ありがとうございます。いろいろ調べておりますと、今、町長言われましたように、医師の臨床制度ですかね、そういう形で地方にお医者さんが来なくなったという形も確かに聞いております。ただ、やはり人口減少に伴いますし、国が見ている医師の地方における率というのは、とらえ方によって何かははっきりしないところが私はちょっと感じたわけなんです。見込みの中で、医師不足になるという点で人口減少に伴い、医師数は人口に対して足りするというふうな見込み方を国はしているところもあったりするわけなんです。ですから、それは人口に当たりに対してはあるかもしれませんが、都会に集中しての割合であって、全国に散らばっていくと、やはり地方はどうしても昔と違って医師不足になってくるというふうに私は感じておりますし、やはり先ほど言いました後継者がなかなか難しいというところがあると思うんですけど、やはりこういったことをですね、今言われました町村会や市長会、議長会というのも、一斉にまた声を上げていただいて、新たな国の見方というか、統計の仕方とか、そういったものも再度、やり直していかなければ地方に安心して住める状況はできないと私は思いますので、ぜひともこういった取り組みを続けていってもらいたいと思います。今日は黄色いネクタイとブルーのワイシャツで一般質問しました。本当、世界の恒久平和を願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ここで、暫時休憩します。午前11時5分から再開します。

午前10時49分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） みなさん、おはようございます。議席番号2番、塩川まゆみです。3月定例会にあたり、通告に従いまして、私からは3点質問いたします。まず1問目、原子力防災計画についてお伺いします。会期中でもある3月11日には2011年発生しました東日本大震災、そして福島原発事故の発生から丸11年を迎えることになります。多くの尊い命が失われ、また助かった人々にとっても故郷や生業など生活の基盤が大きく損なわれた大変な出来事であり、11年経った今、復興が喧伝される一方で、まだまだたくさんの困難を抱えた方々も数多くいらっしゃると思います。2011年3月11日19時3分に発出された原子力緊急事態宣言は、いまだ解除されておりません。昨年10月に68歳で亡くなられた福島県飯舘村の長谷川健一さんは、原発事故の影響で35年続けた酪農業を断念され、4世代で同居していた家族も散り散りになり、その体験と原発の危険性を訴え全国を講演して回っておられました。2012年には内子町にも講演に来られたので、ここにもお話を直接聞かれた方もいらっしゃると思います。ちょうど今度の日曜日、3月6日にNHK教育「こころの時代 シリーズ「私にとっての3・11」」という番組で、「奪われた大地にいのちを刻んで 酪農家・長谷川健一の生と死」という放送があるそうです。録画して視聴しようと思います。さて、2019年12月以来、定期検査で運転停止していた伊方原発3号機が、2021年12月2日に県知事の下承をもって再稼働されました。内子町においては黒内坊地区が原発から半径30km以内に該当するということで、国および県の指定する原子力災害対策重点区域となっています。地震と原子力災害の複合災害となった2011年3月11日の東日本大震災および福島第一原発事故をUPZ圏内の自治体としてどのように捉えているか。今回の一般質問にあたり、過去の会議録において同僚議員の原発関連の質問や前町長の所信などを紐解きまして、これまでの町のお答えは大体において理解しておりますが、新体制となった今、改めて小野植町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 只今の東日本大震災及び福島第一原発事故、これをどうとらえているかというご質問であります。まず平成23年3月11日14時46分頃に発生した東日本大震災でありますけれども、未曾有の大自然災害であり、自然の脅威をまざまざと見せつけられた災害でございました。自然災害を抑え込むことは非常に困難であり、現状としては、防災・減災対策を行うことで被害を最小限に食い止め、共存するしか術はないものと考え、当時、町並・地域振興課長ではありましたが、一職員として、町民の生命・財産を守るために何をすべきかを熟慮するきっかけとなりました。同時に発生した福島第一原発事故は、日本における原子力安全神話が一瞬にして崩れ去り、原子力政策を見直す契機となった事故であると認識しています。発生からまもなく11年を迎えようとしておりますが、その惨状を風化させることなく後世へ伝え

るとともに、再生可能エネルギーの拡大などを図りながら、原発への依存度を限りなく低減していく必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。内子町においては、先ほど述べましたように、黒内坊地区以外はUPZ圏外となり、お隣の大洲市とは異なり、全町が重点区域ではありません。しかし、実際のところ半径35km圏内に町民人口のほぼ8割近くが居住しているという現状がございます。先に述べた福島県飯館村は、福島第一原発からは直線距離で40kmから50km圏内にあり、災害当時はより原発に近い地域からの避難者約1,300名を受け入れている状態でありました。ところが当時の風向きと降雪などの気象条件により、高濃度の放射性物質に汚染されて「計画的避難地域」となり、全村退避という状態にもなりました。今は復興、帰還も進んでおられるようです。さて、平成25年度9月作成の「内子町地域防災計画(原子力災害対策編)」の中の内子町住民避難計画の目的の中には今後の想定として、原子力災害の被害度がより高いと想定される場合には、40km圏域、50km圏域も避難地域として位置づける必要性も出てくるという記述があり、同12ページには、内子町が今後想定する避難区域として、30kmを超え40km以下の区域として黒内坊地区境界から大瀬成屋地区付近、また40kmを超え50km以下の区域として大瀬成屋地区から小田寺村付近とあります。これら2つの区域については、令和2年度の修正において新たに想定、検討、計画はされているのでしょうか。お伺いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 只今のご質問にお答えをさせていただきます。原子力災害に対する防災計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、防災対策に取り組むための基本方針となるもので、内子町地域防災計画に掲載してございます。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は、UPZの基準を踏まえて、伊方原子力発電所から概ね30kmの範囲に位置する黒内坊地区としておりますけれども、先ほど塩川議員言われましたとおり、同計画に基づく内子町住民避難計画により、黒内坊地区を第1次避難地区として位置付け、さらに今後の想定避難区域として、半径40km圏内を第2次避難地域、半径50km圏内を第3次避難地区と位置づけ、対処をしていくということにしております。事故の規模等に応じて緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、国、県等と協議し屋内退避や避難等の対象となる区域を定める事といたしております。万一、原子力発電所において事故が発生した場合、影響が広範囲に及ぶことが想定されますので、国、県、市町、そして関係機関が連携して対処することとなります。そのため、原子力防災訓練については、町単独でなく愛媛県主催による訓練に参加している状況でございます。議員ご質問のとおり、伊方原子力発電所から半径40km圏内において、町民の約8割の方が居住されていますので、愛媛県原子力防災訓練に合わせて訓練していくことができるかどうか、愛媛県と協議を行ってまいりたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） お隣の大洲市はUPZ圏内になるということで、大洲市住民避難計画というのも中をみたんですけど、これは相当詳細に、例えば各地域の人口であるとか、障害の有無、お持ちの方、高齢者の割合等、かなり細かい想定がなされているんですけども、では今お答えになった第二次、第三次避難区域に関しては、それはこれから内子町においては検討するという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） この第二次、それから第三次避難区域につきましては、現在その大洲市のように各地域ごとの人口でありますとか、避難行動要支援者についての人数とかそこら辺までの記載はございませんけれども、今後ですねそういったことも含めまして、内子町におきましても、第二次避難区域、第三次避難区域、こういったところに対して、どういった避難が必要になるのかその辺のところは、UPZ圏内に応じてですね、協議をしていく必要があらうと思いますし、また訓練に参加していくことができるかどうか、そういったところもですね含めまして検討させていただいたらというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 続きましてちょっと避難訓練の話が今出ましたけれども、ヨウ素剤配布及び避難訓練についてお尋ねいたします。先ほどの内子町住民避難計画4ページに安定ヨウ素剤の取り扱いとして、ヨウ素剤の服用や配布の際についての規定が述べられているんですけど、例えば「3才未満の乳幼児も服用の対象となるため、集合場所や避難所においては、薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び町職員が、液状の安定ヨウ素剤を調整できる体制を整備しなければならない。さらに、屋内退避と併せて安定ヨウ素剤を服用する必要がある場合は、備蓄場所から各戸に、防災車等により配布する。なお、避難経路中に配布場所を設けることが困難である、配布体制の準備に時間を要する等の状況により避難や屋内退避の際に迅速な配布が困難と考えられる地域や対象者等については安定ヨウ素剤を事前配布することも可能であることから、今後具体的な配布手順を検討する中で、事前配布を含めて検討する。」とありますが、その後の進捗はいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。安定ヨウ素剤につきましては、原則としてPAZ5km圏内及び、30km圏内UPZにおける配布や服用が前提とされており、必要数が備蓄されておりますけれども、内子町におきましては、町の方針といたしまして全町民分を町内の小学校7校と五十崎保健センター、それから小田支所に分散配備してござ

います。安定ヨウ素剤の総数は、愛媛県が配備しております2,000丸と合わせて合計3万5,000丸になります。安定ヨウ素剤の使用期限は5年間となっておりますので、定期的に更新を行い適正に管理を行っております。安定ヨウ素剤の配布は、原子力災害対策本部または愛媛県災害対策本部から服用の指示があった場合に配布することといたしてございます。安定ヨウ素剤を事前配布をしておくことも可能ではございますけれども、他の薬と誤って服用することを防いだり、また紛失によりいざという時に服用できなくなることなどを防ぐために行ってございません。配布訓練は、愛媛県原子力防災訓練に合わせて実施できるか、愛媛県と協議を行っていきたいと思います。原子力防災訓練については、年に一回愛媛県が中心となり実施しており、内子町も参加してございます。令和3年度においてはバスによる広域避難訓練を予定いたしておりましたけれども、コロナ禍のため、住民の方の理解が得られず参加することができておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 今ちょうど県の防災訓練の話が出ましたが、令和3年10月15日に実施された県の原子力防災訓練はこれ伊方町のケースについて愛媛新聞に、海路避難住民乗船なく、コロナで縮小実効性に懸念という見出しの記事が掲載されました。これは新型コロナウイルス感染防止のために、地域住民が全く参加できず、県と伊方町職員が手順を確認するにとどまり、住民からは、実際の災害時の実効性を懸念する声も聞かれたとあります。今本当に原子力災害に限らず、あらゆる防災対策に、感染対策も組み込まなければならないということで、現場の職員の皆様のご苦勞は並大抵ではないと思いますが、稼働してなくても、使用済み燃料敷地内で保管している以上、常に原子力災害の備えが必要になって参ります。2021年3月18日、茨城県東海村の東海第二原発の再稼働をめぐる11都府県の住民224人が原電に運転差し止めを求めた訴訟の判決で、水戸地方裁判所は「実効性ある避難計画や防災体制が整えられているというにはほど遠い状態で、人格権侵害の具体的危険がある」として運転差し止めを命じております。これは今、原電の方が控訴して只今継続中だと思いますが、ここの判決の判断基準としては日本も加盟している「IAEA国際原子力機関」の定める深層防護の第5の防護レベルが達成されていないことをあげられています。この第5の防護レベルというのは、その実効性についてはとにかく、実行し得る体制が整っていなければ、その防護レベルを達成してとは言えないという表現がされてまして、例えば大規模地震が発生した場合には、住宅が損壊し、道路が寸断することも想定すべきところを、また住宅が損壊した場合の屋内退避については、具体的に触れるところがなく、道路の寸断がある場合については、住民への情報提供手段は、今後の課題とされている。複合災害時におけるモニタリング機能の維持、災害対策本部機能の維持など、今後の検討課題が多数残されていることなどが、判決の中でも挙げられております。町民を守るためには、とにかく実効性のある避難計画を策定しなければなりませんし、直ちに実行できるものではなくてはなりません。再稼働している以上、例えば今この瞬間に大地震が発生して伊方原発に事故が起きた場合に対応できなければならないわけです。本当にこの関係者各位の負担を少しでも減らすためにも、やはり原発なんて再稼働するものではないと個人的には思うわけですが、こ

のたびのロシアのウクライナ侵攻でも、チェルノブイリ原発が早々に制圧され、再汚染の懸念がヨーロッパに広まっております。町として、国や県はもちろん、原因者負担の原則に基づいて四国電力に、例えば避難訓練への具体的な物資や人員等資源の提供を求めるといったお考えはあるでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今、塩川議員さんおっしゃられた通りですね、やはり災害が起こったときに、対応していくためには、実効性、これを担保していく必要があるというふうに考えております。そのために、やはり何より計画が必要でありますし、研修でありますとか、訓練、それらを通して、実効性が担保できるような体制を整えていくことが必要だろうというふうに思っております。その点につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、やはり町単独での避難、そういったことにはならないと思いますので、やはり情報の発信、それから連絡体制、連携、また避難、避難の発信それから受け入れ、そういったことも含めて広域的な対応が必要になると思いますので、お互いにそこら辺のところは連絡を取り合ってですね、応援体制、柔軟な体制その辺のところも確立していきたいというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。この内子町の防災計画が「絵に描いた餅」にならないよう、再稼働してしまった今、高い優先順位で取り組んでいただきたいと考えております。

続きまして2つ目です。愛媛県ごみ処理施設広域化・集約化計画についておうかがいします。平成31年3月の環境省通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を受け、県では令和2年6月に「愛媛県ごみ処理広域化・集約化検討会」を設置し、令和4年度から令和13年度までの10年間で県内のごみ焼却施設の集約化計画を策定することになっております。関連して、まず最初に、内子町クリーンセンターの状況についておうかがいします。内子町クリーンセンターは老朽化が言われておりますが、現在の処理ペースでの運転は、今後何年ほど継続できる見込みでしょうか。お尋ね致します。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） 只今の塩川議員のご質問に、お答えいたします。内子町クリーンセンターは、使用開始から23年が経過しております。先ほどのご質問にありましたとおり、施設につきましては老朽化が進んでおります。毎年、保守点検を行いまして、維持補修計画を立て、計画的に補修工事を行いながら円滑な運転管理に努めております。どれくらいもつかということなんですけど、今のところ、こういった計画的な補修工事を行っていけば、何年ということとは、申し上げられませんが、今のところは安全な運転が継続して行っていけると考えております。環境省の方針におきましては、今後新設・更新するごみ焼却施設については、広域化を

進めることとしており、処理能力を1日100トン以上の規模ということを示されております。内子町の処理量なんですけど、1日約11.5トンの処理をおこなっております。人口減少や5Rの推進などにより今後、処理量の減少が予測される中、内子町単独でのごみ焼却施設の新設・更新は、難しい状況であると考えております。現在、先ほど塩川議員の方からありました、愛媛県の方が「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」の策定されており、本年度末を目途に進められております。内子町といたしましても将来的にごみ処理の広域化については避けられないと考えております。県の計画において示される方針等を踏まえまして、今後は、近隣市町と緊密に連携しながら広域化にむけた協議を進めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。2点目になります。県によると、本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第2項に基づく市町村等に対する技術的援助」との位置づけとなっております。なので、この場合は、県の指導に従うというよりは、県はその市町に対して技術的に援助するという立場であると思うんですけども、ご存知の通り一般廃棄物の処理主体は原則として市町村の清掃事業に置かれております。今回の県の広域化及び集約化計画が内子町の先ほど答弁にもいただきましたけれども、今後のごみ処理を含む環境政策に与える影響についてお伺いしたいと思います。内子町、伊方町、八幡浜市、大洲市が「八幡浜ブロック」として広域化されるとのことですが、集約先として内子町に新たに焼却施設が建設される可能性、または内子町以外に焼却施設が建設された場合、運搬費用等のコストが例えば町民負担のゴミ袋の価格など直接影響するような形で現れる可能性は考えられるでしょうか。お願いします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。まず、ごみ処理施設の広域化・集約化の背景としては、人口減少や5R推進によるごみ排出量の減少、施設の老朽化および廃棄物処理にかかる担い手の確保、気候変動や大規模災害への対策等の諸問題を踏まえ、将来にわたり安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築が求められているというところから広域化の背景になっております。先ほどのご質問の中にあつたものなんですけど、コストとかいう面になると思います。こういったメリットなんですけれども、主に建設費、維持管理費の大幅な削減、処理機能の高度化による環境負荷の低減、ごみ発電等のエネルギー回収の効率化、災害対策の強化や防災拠点としての役割などが挙げられております。一方、デメリットといたしましては、移動距離が長くなることによる収集運搬経費の増加ということで、先程のご質問にあつたことがあるかと思うんですけども、この点につきましては、広域化を進める中で、場所がどこになるのかということも踏まえ、その後の運搬収集といった問題もあろうかと思えます。その点で、ごみ袋の方に負荷がかかってくるのか、そういったことのコストのことにつきましても、今後の検討をしていく中での課題になっていくかと考えております。内子町はこうした中で地域循

環型社会の構築を目指し、5 Rの推進に取り組んでおります。今後はさらに、将来的なごみ処理施設の広域化も検討におきながら、ただし4月からプラスチック資源循環促進法が施行されますので、それを見据えて、プラスチックごみの分別回収を含めた分別方法や収集運搬の見直し等について検討を進め、一層の5 R推進およびごみ排出量の削減を図っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。今の答弁にも関わる内容なんですけれども、この集約化の計画はちょっと焼却ありきというところが見えて、それはどうなのかなと私自身疑問もあるんですけれども、今県の方でもパブリックコメントなど募集しておりますが、本当にこのごみ処理の問題というのは町民の生活に密接に関わってくることでもありますので、これから広域化の具体的な策定に入るところだと思いますけれども、ぜひとも細かい情報提供等、努めていただきたいと思います。この内子町後期総合計画で掲げられているバイオマスの利活用事業や、「ゼロ・ウェイスト」チャレンジプランに今回の広域化計画がどのような影響を与えることになるかと考えてでしょうか。またこの内子町では廃棄物の堆肥化についてはエコパワーというすぐれた取り組みがございますが、現在この旧内子町地域だけでやっている生ごみ回収を例えば町内全域に拡大する。または各家庭や地域単位での一層のコンポスト普及などについては、いかがお考えでしょうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） 只今のご質問に、お答えさせていただきます。内子町では平成19年3月より、内子町バイオマスタウン構想を策定して、3つのプロジェクト「森」「畑」「町」のプロジェクトを掲げて、バイオマスの利活用を進めています。先ほどの生ごみ収集なんですけれども、この部分につきましては、畑のプロジェクトということで、先ほどおっしゃられた旧内子町の一部市街地でのみの生ごみ収集を行い、愛媛たいき農協の運営する、内子町堆肥センターにおいて、堆肥化されて、エコパワーとして販売されております。現在、堆肥センターの方の余力等もあるということもありますが、今後の生ごみ回収等につきましては、先ほども申し上げましたプラスチックごみの分別回収も含めまして、今後の検討課題とさせていただけたらと思います。エリアの拡大につきましても、今後、堆肥センターの問題、販売した商品の需給率というところもあるかと思いますが、そこら辺を踏まえながら、今後、将来的に考えていけたらなと思います。先ほどの地域コンポストの件なんですけれども、ただいまは、各家庭の水切りバケツや電気処理機の生ごみ処理機というものを配布させていただいております。地域コンポストの関係につきましては堆肥センターの今後の処理能力等を含めまして、まずは生ごみの分別回収のエリア拡大ということで、検討を行っていったらなと思っております。以上回答とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 最後になります。今後の観光振興事業についてお伺いします。第2期内子町総合計画「【ミライ6】地域への愛着が観光につながるまち」の実現に向けて、これまでも数々の事業が計画・実施されてきたことと思いますが、今年、3年目に入ったコロナ禍で、町内の観光業も大変な打撃を受けており先行きはまだまだ不透明です。そこでまず1つ目、町内の観光資源の把握と目標設定についてお伺いします。昨年10月15日の全員協議会で提出された内子観光協会の今後の活動方針（案）には2030年度の入込観光客数目標200万人とありますが、この200万人という数字ですけれども、現在の内子町に年間200万人の観光客を受け入れるだけのキャパシティがあるのでしょうか。というところがまず疑問です。平成30年12月定例会の発言録によると、同僚議員によるオーバーツーリズムについての一般質問に対して、「当時の町並・地域振興課長が観光客数の公称130万人にはからりのレジ通過者も含まれており、町並みだけの観光者数は12万人程度である」との答弁がありました。目標を高く持つのはよいのですが、仮にこの200万人の入込が実現した場合、宿泊施設があるのか、道路や店舗が大変混雑するなどして観光体験の質が低下するだけではなく、町民の日常生活にも支障をきたす可能性も考えられます。観光資源というのは、もちろん風光明媚な景観のみならず、快適な観光体験をサポートするための適切な施設も含まれると思いますが、町内の宿泊施設や飲食店のキャパシティというのは、単にベッド数や客席数などの受け入れ可能数だけではなく、町民であるオーナーが無理なく運営できる客数、ときには大忙しでもよいけれども、ゆとりのあるペースで運営したい、逆に回転率を最大限高めたいなど、それぞれのオーナーごとに理想とする運営状況が当然あることと思います。そして道路状況や駐車場の数、人の流れなどを考慮したときに地域は果たしてどのくらいの人、観光客を受け入れられるか。そのような点について当事者について聞き取り調査等をして、目標設定の根拠としているのかどうかをおうかがいします。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） 町内の観光資源の把握と目標設定についてお答えいたします。観光資源は、地域の資産・資源であり宝物であると認識しております。内子町の観光は、歴史的環境や農村景観、伝統的な祭りなど、地域住民の暮らしが育んだ資源と、これまで実践してきた町並み保存や村並み保存、小田川保全、森づくりが基盤となっております。主な観光資源といたしましては、八日市護国町並み保存地区、内子座、木蠟資料館上芳我邸、五十崎風博物館、石畳のむら並み博物館、小田深山体験型観光の各素材などがございます。これら観光資源の計画事業に対する主な取り組みとなる目標数値は、観光客数や各施設の来場者数などとなっており、第2期内子町総合計画に指標としてお示ししているところでございます。先ほどご質問のございました、観光協会が抱える200万人の観光客数の目標であったり、宿泊施設のキャパの問題でございすけれども、現状、観光客数は、100万人を切っております。ここに100万人の所に持っていくために、今後、観光協会とも、連携をしながら取り組んでいきたいと思っておりますので、そういったところで、こういった高い目標に対する取り組みについてはですね、今後検討して参りました。

と思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

続きまして、目標設定にもちょっと関連する、すいません。ここちょっと通告書の2と3の順番が逆になってしまうのですが、3のこれまで実施したPR事業の効果測定についてお伺いいたします。網羅的にお答えいただくなくてもいいんですけども例えばイベントに関しては集客数や売上高、動画については再生回数などが一つの指標にはなるかと予想しますが、冊子等については単にはけた数では評価できないと思いますが、いろんなPR事業の効果の測定はどういう指標で評価をしているのかを端的にお伺いしたいと思います。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） これまで実施したPR事業の効果測定についてお答えいたします。内子町は、これまで「着地型観光」を推進するとともに、外国人観光客等の受け入れ体制など強化を図ってきており、地域資源を発掘し、それを磨くことで魅力を発信してきております。特に誘客事業におきましては、平成22年度から首都圏、関西圏、海外にも目を向け、「観光物産展」の開催や旅行商品売り込みのためエージェント訪問などを実施してきたところでございます。その結果、総合計画にも掲げておりますけれども、平成25年に1万4,582人だった宿泊者数が、平成30年には4万1,650人に増え、外国人観光客も平成25年の944人から令和元年には5,607人にまで増えるなどその成果が少しずつ表れているところですが、ここ2年というものは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客も激減しておりPR活動もままならない状況にございます。アフターコロナに向け、これまでの取り組みを継続的に実施するとともに、さらなる地域資源の磨きと商品化、内子町の魅力を国内外に広くプロモーションを行い、ターゲット別に観光情報の発信を行うなど、「地域への愛着が観光につながるまち」の実現に向け、さらなる誘客事業に努めてまいりたいと思います。これまでのPR事業におきまして、各指標につきましては、多々ございますけれども、先ほど数字的なものは申し上げました通りですね、そんなところで、事業の効果がでてきているものだというふうに認識をしております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 今回の質問作成にあたってですね年間の内子町のメディア露出数といいますか、掲載数をちょっと知りたいと思ひまして、観光協会と総務課、町並・地域振興課それぞれに問い合わせをしてみたところ、それぞれが窓口になって受けた取材については、把握はしているけれども、町全体としては把握してないというお答えがありましてちょっとそこは驚きだったんですね。内子町はよくテレビなどでも取り上げられてる印象がありますし、雑誌やネットメディアの掲載もあります。また観光に限らず町の事業について新聞やニュースで報道される

こともございますけれども、これらのメディアの露出数を一元的に集計して、例えばどんなテーマが取り上げられているか。取り上げてるトーンは、ポジティブかネガティブかなどの傾向を把握するのは、観光事業に限らずPRの基本であると考えております。役場の中でも、集約できてないのであれば、例えば町内のお店や個人が受けたような取材については、ほとんど町の方では把握してないと思うんですけども、これとつてももったいないことだと思うんですね。もちろん強制はできませんが、例えば町民の方が個人的に取材を受けたら知らせてもらう窓口を作ったり、またもうすでにやっておられると思いますけれども定期的にネット等を検索して、どのような掲載がなされているかの情報確認するという作業は、やる必要があると思います。ちょっと関連になりますけれども、今の知清河原が個人ブログをはじめいろんなネットメディアで無料キャンプ場として紹介されていて、実際大変なにぎわいを見せてまして、これ実際はキャンプ場ではないわけで、管理も国か県の方で河川敷ということなんですけれども、これは観光資源として非常に有望であるという見方もできますが、まだこの全く町としては未整備の方針も定まらないままにこの無料キャンプ場という情報が非常に広く独り歩きしてる。これが例えば町民の生活に影響を与えるようなことになったら、こういうところも本来ならば町が先回りして、対応が必要であると考えますが、いかがでしょうか。ご意見をお願いします。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 塩川議員が言われた町内での取材であるとか、こういったようなところが注目されてるかっていう把握については、まだ当然必要なことだろうと思いますし、これからの観光トレンドを知る上でも十分、有効的な手段でございますので、ただそれを一元的に管理してるところが今ないということなので、これについては、ちょっと組織的に横断的な、そういう連携をとりながら、管理できないかということは、検討させていただきたいと思います。それから、個人が発信する情報については、なかなか交通整理ができないというのは、もう私たちも十分苦慮しているところですが、やはり正しい情報っていうのは、やっぱり発信するべきなんだろうというふうに思ってますので、間違った認識で、世の中に広まっているっていうことについては、重々我々も受けとめて、修正するような発信もしていく必要があるんだろうなというふうには思ってます。これは、知清河原のキャンプ場に限らず、すべての面において、そうだというふうに認識をしておりますので、これから、ここについては対策を進めて参りたいというふうに思ってます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。知清河原は、もう本当大変活用次第によっては有望な観光資源になりうるころだと思いますので、ぜひその情報の集約も含めて、今後の対応をお願いしたいと思います。

そして関連しまして通告書では2番になっておりましたけれども、「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」の活用についてお伺いします。2020年6月に観光庁が定めた国際的な持続可能な観光ガイドラインというのがございますけれども、その日本語版というもの

がありまして、お隣り大洲市の観光地域づくり法人キタ・マネジメントさんが、2021年には全国15か所のモデル地区のひとつとして、四国で初めて選定されたこともあり、当然把握されていることかと思えます。モデル事業に認定されてロゴマークを使うかが有効かどうかという議論は、さておきまして、観光庁の説明にもありますように、自己分析ツール、コミュニケーションツールとして非常によくできているなと私も見て思ったんですけど、これを先般述べてきた現状把握のツールのひとつとして観光協会または観光課の中で部分的にでもご活用を検討されてはいかがかと思ったのですがどうでしょうか。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） まず「日本版持続可能な観光ガイドライン」についてですが、議員ご説明のとおりでございますけれども、改めて説明させていただきますが、これは観光地向けの持続可能な観光の国際基準に準拠した指標でございまして、持続可能な観光の推進に資するべく、各自治体等が多面的な現状把握の結果に基づき、持続可能な観光地マネジメントを行うための「観光指標」となっております。ここでいう「観光指標」とは、観光客の入込客数や消費額など経済的なものだけを対象とするものではなく、観光地の運営に地域住民の意見が反映しているか、地域の自然や文化的資源の保護計画が策定されているかなど、経済、文化、環境、住民それぞれの広範な分野に及んでおります。このガイドラインの役割として、観光政策や観光計画等の策定に資するガイドラインとしても活用でき、また地域が一体となって持続可能な観光地づくりに取り組む契機となり、観光地としてのブランド化、国際競争力の向上にもつながるものと考えており、世界的に持続可能な観光への関心が高まる中、内子町においても旅行者から選ばれる観光地となるよう、関係者や関係団体とも連携し、まずは、JSTSDの入門編である「TOP100選」のエントリーについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） これまで実施したPR事業の効果測定、1番の観光資源の把握、目標設定にも関わるといえるか再質問的なものになるかと思うんですけども、今度の予算ですと、新たに1,800万のあまりの費用をかけてプロモーション動画や電子書籍冊子を作る、魅力発信事業というのが挙げられておりますけれども、これにはちょっといろいろ調べてみたんですが例えば今内子町観光協会では内子ジェネリックとして2年前ですかね、4Kのすばらしい外国人監督の映像作品を何個か作ったと思うんですけども、こちらチャンネル登録数は、3月3日現在では276人、動画の中で一番再生回数が多かったものは4,515回となっております。これでYouTubeで内子町視聴回数で検索すると、関西のAnna Film Productionという関西最初のユーチューバーの方の13万7,194回がトップで、ちなみに2位は、小田の森林組合藤岡林業さんの「木材選別 フォークリフトによるトラック積み込み」という動画が3万7028回だったんですね。以下は国道56号や内子の山の険しい道のドライブ動画などが続きます。例えばこの2015年頃には、すでにSNSの活用や二次交通対策とい

うものが、会議録にも出て参ります。2010年、平成22年3月の国土交通省四国運輸局による内子町における観光まちづくりコンサルティング事業報告などをひもといってみましたら、ここで指摘されたことがこの10年間の観光振興事業にどの程度反映されているのか、例えばビジターセンターの整備などを実現してる点多々あるんですけども、ここでも再三指摘されている回遊ルートの仕組みや風博物館の活用などあまり進展が見られてない箇所もあると思います。ですすねまず、SNSの活用ということで調べたらこれは観光分野だけに限りませんが、今のところ観光協会は、ツイッター、フェイスブック、インスタグラムなどを運用してまして、インスタグラムは1553人、そして内子町の公式インスタグラム、うちことは、2706人からフォローされております。何がこう申し上げたいかといいますと、先ほど町長の施政方針の中でもありましたけど、今本当コロナ禍で先行き不透明であり、観光に対する、取り巻く状況や人々の価値感が、大きく変わってきてる状況であると思うんですね。なので、そしてまた観光客数、入り込み数自体も少ない今だからこそ、これまでの事業成果の棚卸しといいますか、本当町の現状というものをしっかり把握する。町内の観光に携わる業者さんや地域住民の意見を丁寧に直接聞いて回ることが一番肝心ではないかと思うんですね。情報発信に関しても、今ある公式観光サイト、内子さんぽ、とてもよくできてると思いますし、動画にしろ、文字コンテンツにしろ、かなり充実した内容になってると思います。むしろこの発信力を高めるといえるか、新たに何かを作ることよりも、今あるコンテンツをうまく活用しきれてない現状があるのではないかと私は感じたんです。町内の宿泊施設の内子晴れのオーナーがまとめている統計というのを見せてもらって、今回お配りしてたらよかったんですけど、例えば2021年10月、11月の2ヶ月間の宿泊客134人について、どこから来たのか、何で知ったのか。観光の目的は何かってこう棒グラフ、円グラフでいろいろ細かく集計されているのがあります。例えば内子晴れを何で知りましたかという質問があって、126件回答があるんですけども、1位はBooking.comや楽天トラベルなどの宿泊サイト、こちらが41件で32.5%になってます。2位は、家族や友人からの紹介、これが39件。続きまして、内子晴れのホームページ、内子晴れのSNSと続いて、その他というのものもあるんですけども、この中に内子ビジターセンターまたは観光っていうものが0件だったんですよ。これは、たまたまこの10月、11月のことではありますが、このようなアンケートを町内他の観光施設においても丁寧に見ていったら、一体何をもって、その人がこの内子町にたどり着いたのか、それがまず掘り起こせると思うんですね。実際、うちことは、私の中高生の子どもの友人たちにもすごい人気ですし、私の離れた知人とかも、あれを見てすごい喜んでますし、実際あれを見て、松山市からわざわざ町並みにあるお店に来たという話も複数耳にしました。なのでですね、統計やよその地域、もちろん観光拠点全体の情報ってのは非常に重要なんですけども、まずは町内の現状をきっちり把握する。町民の話を聞いて、しかも、この対外的な発信というものは、町民にあまり実感がなく、直接関わってこない、なんかいろいろな素敵な本とか、なんかしょっちゅう作るとるわいねえぐらいの感覚なんです。なのでこの観光施策に町民も巻き込むという形で、改めて考えたらいいのではないかなと思ったんです。なのでとことん現状の把握をですすね、今このコロナ禍の間だからこそ進めたいと思うんですけども。すいません、なんか時間が押し押しでよくわかんなくなってるんですが、続きまして、4番目の観光協会の人件費について、これまで、町民の方々のご意見を踏まえて、いろいろ

と提言させていただいたわけですが、そうなるこの観光協会の人件費についても一言言わずにはいられません。その2019年に、公募で着任された前事務局長さんは、素晴らしい経歴をお持ちの方でしたが、タイミング悪くコロナ禍が始まってしまって、彼が得意とするインバウンドの分野でのその手腕が十分に生かしきることができなかったというのは、町にとっても、またご本人にとっても本当に残念なことだったと思います。昨年8月の全員協議会の時に、退任にあたって後任の方をお迎えする時に、やはり条件は同じ800万円ということでその時の全協の時でも同僚議員からいろんな疑問の声があがったと思いますが、その時の町長のお答えとしては、経験豊富で優秀な人材を呼ぶからにはそれなりの待遇が必要である、というような内容であったと記憶しております。実際、2018年に広報うちこに事務局長の募集要項が出たときには、800万という高額さが、大変周囲でも大変話題となっておりました。しかしながら、まだ終わっていないコロナ禍ですけれども、観光のあり方そのものも大きく変わっている渦中にありまして、このコロナ禍の観光においては、むしろコロナ前の観光業界での成功体験が素直に応用できないような状況にあると思うんですね。なのである程度の実績と経験があると言っても、それはコロナ前の観光業界でありまして、果たしてそれが今これから向こう2年間の観光、どの程度生かせるのかというところには、ちょっと疑問を感じるものであります。そして、民間企業であれば、有能な人材の高額なヘッドハンティングは珍しいことでありませんが、一般社団法人になったといえども、観光という事業の公共性から、当面行政支援を受けるという場合においては、ちょっとこれは状況が異なるのではないかと思います。このような高額な報酬は、役場職員や、例えば町民の平均収入を鑑みましても、なかなか受け入れがたいのではないかと考えております。また先ほど述べました、10月15日の全協資料の中で、観光協会の収支目標として、2022年度は、事業規模3,500万円。そのうち、内子町補助金が2,000万円とありますが、この状況において、事務局長1人800万円という報酬が適正と考えるかどうか。見解をお聞かせ願いたいと思います。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） 観光協会の人件費についてお答えいたします。内子町観光協会は、法人化を目指すため、平成30年10月に事務局長を全国公募し、平成31年3月1日付けで1名を採用いたしました。内子町観光協会は、ご存知のように、令和元年6月11日一般社団法人として新たなスタートを切ったところで、ご質問の「観光協会の人件費について」は、現在、事務局長及び事務職員1名分を町から補助しているところでございます。ご質問の事務局長の800万円の件なんですけれども、この目的といたしましては、観光協会においても、着地型観光を推進するとともに、観光産業の基盤強化を図り、民間にできることは民間にゆだね、町は、環境や基盤整備を適切に支援することとし、町内観光のプラットフォーム化を促し、ひいては観光が総合的産業へと成長できるよう、支援して参りたいと思いますので、現在のところ、事務局長の年俸につきましては、適切な金額であるというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 主旨は先ほど説明した通りなんですけれども、適正と考えるということではありますが、例えば本当にこの先ほどのSNSの活用などに関してもですね、例えば本当に800万という金額があれば、経験は浅くともネットに精通して、やる気のある若手人材であれば複数名の雇用ができたとか、例えば800万円という金額にならなくてもですね、任期中に住宅対応等報酬以外の部分で厚遇するということは可能であると考えてるんですね。とりあえず最初に、今回コロナ禍という予想外の事態があったんですけれども、この800万で事務局長をお迎えしたということが、成功したとは言えない状況で、また同じことを繰り返すのか。これは別にこの800万を出し惜しみするとかじゃないんですよ。もちろん存分に働いて成果を上げていただきたいと思うんですけれども、やはりこの今回、なかなかはかばかしくなかったということと、あとこのただでさえ大変なコロナの環境を考えたらですね、なかなか町民のご理解は、得難いのではないかと私は考えているわけですが、その辺、再考の余地はないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 先ほど来、いただいております、今の事務局長についてはですね、あの会でも申し上げましたように、実績のある方と呼んでですね、先ほど議員さんの方からはコロナ禍の前で実績のあった方よりもというお話ありましたけれども、これは考え方のいろんな考え方がありますので、私はやっぱり実績をですね、いろんなその場所その場所で実績を作られた方、そういう方はですね、今回しっかりと仕事をしていただけるものというふうに思っております。また、いろんな情報の発信につきましては先ほど来、議員さんも言われております、住民の方の意見も聞かしていただきながらですね、発信力を高めていく、そういうことはですね、やっぱりしっかりやっていく必要があるなというふうに思っておりますので、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。あと2分ありますけれども、そうですね、ただ、前回の仙台さんの時もそうだったんですけれども、ああいうふうに広報に出ることで、ある意味ちょっとご本人も非常にやりにくいのではないかとこのことを思ったんですね。やっぱり報酬にまつわるな話題というのは皆さん好きですから、単純に、もうアラを探すような目で、800万円分の働きを見せてもらおうかみたいな感じでですね。もうすごく厳しく見られてしまうわけですよ。それはもう本当実際やりにくいと思います。特にこのような町においては。本当初年度は、例えばもう少し低く抑えてですね、次年度以降、成果に合わせて上げていくとか、ちょっと何かこうやりようがないかな、町民の感情を和らげるようなことがないかなと引き続き考えておるのですが、ぜひそこは検討課題としていただいて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 午前中の一般質問は、ここまでとし、休憩します。

午前12時05分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、久保美博議員の発言を許します。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 5番、久保美博です。3月に入り暖かい日が続き、春が近づいていると感じます。新型コロナウイルス感染者は依然として多く、外に目を向ければロシアのウクライナへの侵攻で国際情勢が大きく激変しています。災害や対立が起き、生活に不可欠な物資が滞れば経済や社会への打撃は大きく、私たちの生活様式も大きく変化してきていると思います。1日も早い収束を願うものです。それでは、通告書に従い2項目について質問いたしますので宜しくお願いいたします。

まず、老朽化する水道施設についてであります。私たちは、普段何も気にすることなく蛇口をひねり飲料水が出て当たり前と思い生活をしています。昨年10月に和歌山市の紀ノ川に架かる老朽化した水管橋の崩落事故が起きました。大規模断水で6万世帯が断水し、ライフラインを支えるインフラの老朽化問題が改めて浮き彫りになりました。高度経済成長期の1960年代以降に集中的に整備され普及しましたが、その後、設備の老朽化による維持管理コストが増えていると思われます。法定耐用年数40年を超える水道管の割合、管路経年化率は、20年度で全体の何%になっているのか、また、逆に同年度に更新された水道管の割合、管路更新率はどうなっているのか伺います。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問にお答え致します。内子町水道事業では、令和2年度現在、法定耐用年数、40年を超える水道管の割合、管路経年化率は、全管路の16.6%でございます。水道統計における愛媛県全体の平均が15.8%となっておりまして、愛媛県の平均とほぼ同じ水準の状況となっております。また、令和2年度に更新された内子町の水道管の割合、管路更新率につきましては、0.38%でございます。管路更新率につきましては、愛媛県では集計されておりませんので、全国の数字となりますが、全国類似団体平均で0.44%となっておりまして、これにつきましても、ほぼ同じ水準の状況となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 只今の報告にあります管路更新率は0.38%ということで、これはグラフに表すと、管路経年化率は16%ということで、あんまり大きくないのかなと思っておりますが、グラフに表すと管路経年化率は、右肩上がりかなと。更新率は、右肩下がりかなというような状況が出てくるのではないかなと思っておりますが、内子町の報告であれば、そんなに経年化率も高い率ではないし、更新率は県平均と同等の更新率になつとるんかなと思うんですが、これも将来的に考えると、やはりその計画性を持った毎年、平均的にやはり更新に取り組む必要が、あるんじゃないかなと思っております。そういったことで、これは計画性を持って取り組んでいただきたいと今後、そういうことで申し上げたいと思います。

それでは続きまして、2点目なんですが、水道の安定供給に不可欠な水道施設の管路更新率も低調というようなことで耐震化も低調と思われます。想定される南海トラフ巨大地震、最大規模の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率は町内では何%にあるのかということでお伺いをしたいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問にお答え致します。内子町水道事業では、令和2年度現在、最大規模の地震に耐えられる割合を示す耐震適合率は、基幹管路で31.1%、配水支管を含む全管路では、18.2%でございます。愛媛県全体の平均が基幹管路で32.6%となっておりまして、これにつきましても、愛媛県平均とほぼ同じ水準の状況となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） ただいまの耐震適合率が、町内で31.1%ということで、これも県平均並みということであるので、これは全国的に見ると、どうも2019年度では、全国平均で40.9%というようなデータが出とったかと思うんですが、これ全国平均にはちょっと足りないのかなというようなことはいえると思います。これも前の質問と同じように、やはり毎年、平均的に更新して、安全安心な水が飲めるような、利用できるようなことで取り組んでいただきたいなと思っております。そういったことで次に入りたいと思います。

次の3点目なんですが、管路更新率も少し低調かなと、耐震適合率も全国的にみたら低い状況にあるのかなと思っております。この水道施設の老朽化への対応が少し遅れているのではないかなと思うんですが、遅れている背景には何があるのかということでお伺いをしたいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問についてお答え致します。水道施設の老朽化への対応の遅れの背景としましては、まずは、低い水準となっております水道普及率の向上を目指し、未普及地域の解消を目的とした整備を優先して行ってきたことが最大の背景として考えて

おります。また、内子町は集落が広範に散在しておりまして、1戸当たりの水道管路の延長が都市部などと比べましても長いため、これまでの新設・改良に際しまして、多くのコストが必要となっている事も大きな要因ではないかと考えております。さらに、財源的にも事業を補うための国からの補助金が最大、事業費の40%と低率であるほか、県補助金につきましては、現在は廃止されているという厳しい状況下でございます。このような状況ではございますけれども、今後につきましても、内子町水道ビジョン・経営戦略及び水道施設耐震化計画に基づきまして、健全運営を確保しつつ、計画的に耐震化や老朽化対策を進めながら、水道の安定供給に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解頂きますようお願い致します。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 今の回答をお聞きしたんですが、これ水道は、生活に不可欠なインフラであり、更新期を迎える水道管は、増え始め、老朽化対応は待ったなしだと思います。今後、少子高齢化が一段と進むことで非常に厳しい時期を迎えてくるんだなと思ってるんですが、若者世帯よりも、水の消費量が少ない高齢世帯が増えれば、料金収入は、さらに、減ってくるんじゃないかと思うんです。そうなってくると、水道事業も独立採算制なんですが、これ赤字転落になるんじゃないかということで、その赤字転落になる予想はしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 今後の水道事業につきましては中期的にシミュレーションを行いまして、今後運営、また計画事業を進めていく中で、年々どういう推移をするかというふうな形で検証はしております。またその中で当然、水道料金等の議論もしてこないといけない時期も来ますが、現在としてはそういったシミュレーション結果に基づいて、運営をしていくというようなことで取り組まさせていただきたいと思います。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） ありがとうございます。水道料金は、水道法に正常にして、豊富低廉な水の供給を図るといふのがあるかなと思ってるんですが、これを料金を据え置くことが美談ではないと思っております。で、将来のリスクを減らし手遅れとなる事態を防ぐためにも、やっぱ危機感を持って、あたって欲しいなと思っております。そういったことで、水道料金が安いから、これは本当全く美談ではないと思っております。当然、今の老朽化改修すると、莫大なお金が必要になってきます。ですから計画的なことで、取り組んで欲しいなと思っております。

それでは次の4点目なんですが、国が「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」で水道施設の耐災害性強化対策や管路の耐震化対策など中長期的な目標を立てております。これについてどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問についてお答え致します。国におかれましては、平成30年7月の西日本豪雨災害などを契機としまして、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、自然災害により断水の恐れがある水道施設の停電対策、土砂災害対策、浸水被害対策、水道施設や基幹管路の耐震化などを集中的に推進している所でございますが、特に近年激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策等について、さらなる加速化と深化を図るために「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定し、先程申し上げました水道施設の耐震化など4つの視点から具体的な数値を盛り込んだ中長期の目標を掲げて、自然災害発生時の大規模かつ長期的な断水のリスクを軽減することとしております。内子町におきましても、国の方針や対策における加速化の重要性を十分に認識しておりまして、令和3年3月に公表した内子町水道ビジョン・経営戦略において、特に近い将来に発生が予想される南海トラフ巨大地震などを念頭に、影響が懸念される浄水場や配水池、基幹管路などの重要施設の耐震化を図っていくため、令和2年度から令和11年度までの計画期間において、具体的な数値目標を掲げて、計画的に整備を進めていくこととしております。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） ありがとうございます。町の方も計画的に立てておるということであります。国が5ヵ年計画で、水道、上水道、管路の耐震化率、耐震化対策の中で、本対策による達成目標を令和10年度で60%に変更しておるんだと思います。これも先ほど答弁のありましたように町の方でも、計画的にその目標を立てておるということですので、町の計画においても加速化して、目標に近づけて、くどいようですが、手遅れとなる事態を防ぐために危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の2項目に入りたいと思います。新型コロナウイルス禍の中で、ここ数年続いているキャンプ人気の高まりで、屋外で「3密」にならないレジャーとして人气が急上昇しています。そこで、廃校になった施設を利用し手軽にキャンプを楽しめるキャンプ場に改修して取り組む考えはないかお伺いをしたいと思います。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） 只今の久保議員のご質問にお答えをさせていただきます。廃校の活用としてキャンプ場に改修し取り組む考えはないかのご質問ですが、ご指摘のとおり3密回避にもなるという事で、キャンプ人気は高まっているようです。と同時に、ただ一方では、キャンパーによるゴミの投棄や、騒音、直火による火災など、マナー違反のキャンパーの存在も問題になっているところです。廃校をキャンプ場として利用することにつきましては、キャンパーのニーズと合致し、整備した後には多くの方が利用してくれるのか、またキャンプ人気がどこまで続くのかなどの検討が必要だと思ひますし、何よりも近隣住民や地域の理解と協力が不可欠であ

ると考えます。特に、食事や暖を取るために使う火気については、十分な配慮や設備が必要になることも予想され、現在のところ廃校をキャンプ場として活用することについては考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） 答弁ありがとうございます。これから先、今後利用しなくなる施設が増えてくる状況にあるんじゃないかと思います。これは今お話の通り、安全性を求めると火気類の使用なんかいうのも十分気をつけないといけないと思います。そこらの考えもあるんですが、これから先のことを考えると施設の再利用ということで、ぜひ前向きな方向で考えていただけたらと思います。

それでは次の2点目です。ここ最近冬場でもテント泊を楽しむ人が増えています。今朝もここへ来る途中に知清の河原ではテント泊をされておられる方がおられました。町内でもいろんな場所、午前中も同僚議員からお話あったように、知清の河原では週末になると車でこられてテントをはって、家族で楽しんでおられる姿が多くみられるようになりました。ここで結局小田川の河川敷へ多くの方が訪れるということで、やはり経済的にも何らかの恩恵はあるのかなと思っております。まずは、雨さえ降らなければ、本当に寒い中でも、テントを張ってキャンプされておられます。よほど好きだなと。皆さん、やはりアウトドアに、コロナ禍の中での、密を防ぐためにそういった人口も増えてきておるのかなとったりもします。で、そういうところを考えると町内にも小田川流域の河川事業を見ると、手軽に利用できるキャンプ場として手を入れれば、できる箇所が何ヶ所もあるのかなと思っております。そういったことで、家族が週末になると子ども連れで手軽にキャンプを楽しむというような観点で整備をして、人が入ってくるようなことで取り組む考えはないかどうかお伺いしたいなと思います。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 只今のご質問にお答えいたします。近年のキャンプブームによりまして、小田川河川敷においても連日のようにキャンプを楽しまれている姿が見受けられている所でございます。河川敷におけるキャンプ場の整備についてでございますが、まず、第1点目と致しまして、近年の地球温暖化に伴う集中豪雨の多発化などによって、洪水が発生する頻度も高まり、利用者の安全面の問題や土砂やゴミなどの流入による施設被害が懸念されるなど、管理面におけるリスクが高いことから、整備箇所としましては不適と考えております。第2点目と致しまして、河川敷は河川法が適用される区域でございまして、工作物の設置や土地の形状変更、立木の伐採などの行為を行う場合には、河川管理者の許可が必要となりますので、内容にもよりますが、新たな施設の整備は許可を得られないではないかと考えておるところでございます。河川管理者の愛媛県にも県内の状況等を確認しましたが、河川敷において、キャンプ場の河川占用許可を出した事例は過去に無いとのことでございました。また、河川敷は住民共有の公用物として、キャンプ以外の様々な用途に利用されておりますので、一部をキャンプ場として占有する

のではなく、自然の空間の中で、今、小田川沿いで見られているようなスタイルでキャンプを楽しんでいただければありがたいと考えております。このような観点から、河川敷にキャンプ場を整備する計画はございませんが、キャンプでの利用者も含め、誰もが河川と親しめるように河川敷の維持管理に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（久保美博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○5番（久保美博君） ありがとうございます。今のいろんな許可の申請だとか、河川利用する場合には、管理者の許可が必要だとか、手続きがいろいろあると思うんですが、私の知る限りで、許可を出してないというのが言えるのかなと、ちょっと私は東温市の河川のところに、キャンプ場があって、ちょっと公園みたいな遊具があったりしておるんですが、あれ河川敷に当たるんじゃないかなと思っとるんですが、それはまた後で私も確認したと思うんですが、そういったことで、キャンパーが増えとるということで、家族連れで子どもさんが楽しんでいただけるというようなことでちょっと話もありましたように、今の利用者の状況の中での範囲で、キャンプを楽しんでいただくというようなことで、少し例えば、ここ入るときに、ちょっと段差があるとかいうような直して欲しいとか、いうような細かいことがあればまたその辺は臨機応変に対応していただければ、利用者も気持ちよく使えていただけるんじゃないかと思います。町長の挨拶の中で、小田深山開発で、キャンプ、或いはアウトドア等の取り組みを計画したらというようなことで、話されました。これはやはり、小田深山と並行してですね、将来的にこの河川敷でも手軽にキャンプができるような方向で何とか苦勞するかもしれませんが、並行して取り組んでいただけたら、利用者は大変嬉しいかなと。また、人も流れてくるんじゃないかなと思っております。そういったことで、整備、取り組みをお願いしまして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 次に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸司でございます。本日は、パラリンピックの開会式があります。平和の祭典であるにもかかわらず、ロシアのウクライナ侵攻は続けられ、パラリンピック開催国の中国は世界的に制裁をされているロシアの支援を表明したと聞き、疑問に感じている中、ロシアは、チェルノブイリ原発に攻撃をしているというニュースを見て、ちょっと気が気ではございません。ただでさえ、花金の午後はそわそわして、仕事が手につかないような状況である中、ニュース等、気になって早く帰りたい、家族サービスがしたいと思いますので、手短かに終わればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、新型コロナウイルス感染者の支援について質問していきたいと思います。

12月の定例議会で、第6波では保健所と連絡を密にとり、きめ細やかな対応ができるように連携をとっていきたいとの答弁をいただきましたが、八幡浜保健所にこちら側から連絡をするなどし、状況の掌握や支援はできているか伺いたいと思います。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今の質問にお答えいたします。1月に入りまして、内子町内で新型コロナの陽性者が確認された時に、内子町から保健所へ連絡を取り、陽性者から支援の要望がないか確認を行いましたけれども、陽性者からは内子町への支援は求められていないとの回答がありました。陽性となった方などが町の支援を希望する場合は、連絡をいただくようお願いを致しましたけれども、これまで連絡があったことはございません。陽性者などが内子町の支援を希望した場合は、食事の手配、買い物支援など、可能な範囲で支援を行っていきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 要望等の確認などをしていただいたということで引き続き、積極的にしていただきたいと思いますと思います。内子町内での感染者の統計データ等はないのかをちょっと聞きたいと思います。データにより、感染経路の可視化、注意喚起ができると思いますので、その辺ちょっとデータがあるかをお答えいただきたいと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 感染の確認につきましては愛媛県の方で行っておりまして、内子町には感染者数、それから新規でありますとか、既存事例でありますとかそういったこと、それから年代と性別の情報が入っているだけということでございます。1月に入りましての感染者は17名で、2月に入ってから公表された感染者数は35名ということで、計1月か2月で52名の感染者数というふうにはなってるんですけども、感染経路でありますとか、その後の状況とかそういった詳しいことについては、内子町では資料提供がありませんので把握していないということでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 取れるデータは取っていただくことにより、先ほども言いました可視化していったり、今後の対応、現在の対応など、方針が決まっていくかと思いますので、なるべく検討していただけたらと思います。

次にですね、八幡浜保健所の管轄はですね、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町の5市町と、広域かつ感染者数も知事が強く警戒をするほど増えてきている地域もあります。第5波までは、内子町から八幡浜保健所への連絡はしていないという答弁をいただいておりますので、今までと比較することはできないと思いますが、これまでとは比べるものにならない感染者数が報告されている第6波の中、八幡浜保健所に連絡等をした結果ですね、町民の支援で足りないとい

感じたことはあるか、伺いたいと思います。感じたのであれば、町として、今後どのようなことをしていくかもあわせて、お答えをいただければと思います。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今の質問にお答えいたします。感染者が増えますと、保健所でも細やかな対応は難しくなっていると感じる部分はありますけれども、個別の対応について、県は個人情報保護の観点から情報の提供を行っておりませんので、詳しい状況を確認することはできません。保健所では、陽性者に対して周囲からの支援状況を確認し、支援を受けることができない場合は、施設療養を行うなどの対応を取られておられます。陽性者が市町の支援を求めている場合は、保健所が確認を行い、市町に連絡をいただけることになっており、こうしたケースがあれば適切に対応したいと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 感染者の中には、後遺症が残る人もあるようですが、内子町では、今後、後遺症が残った方への支援等は検討していますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 感染後の治療っていうのはもうこれ医療に当たると思います。適切な医療が受けられるように支援はしていくべきだと思うんですけども、後遺症について直接町が支援を行うっていうことは、なかなか難しいかなというふうには考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） まだコロナにはたくさん問題があると思います。支援について後遺症等についても国がやる県がある町がやると、まだ方針が決まってない中、今後、町にね、振られた場合には、感染者がしっかりと支援できるよう、検討していただけたらと思いますので、今後とも、いろいろな情報等を取るようお願いできたらと思います。

次にですね、町長は、感染拡大を防ぎつつも、経済を回すことが大切であると言われておりますが、町民からは、どういったところで感染者が出たか、情報がなければ利用しにくいといった声も聞きます。また、事業所等もですね、事業復活支援金で何とか持ちこたえたが、今後は借入の返済も始まる。コロナが収束してくれなければ、2、3ヶ月後には締めることも考えなくてはならないのだろうか。また、返済が始まれば倒産するところも増え、経済はますます冷え込むだろうといった声が上がっているのをよく耳にします。そこで、笑顔の安心飲食店認証制度で、県の認証店ステッカーを張っている飲食店の積極的な利用や、町の管理する施設での感染確認の情報等を発信してはと考えます。人が動くことにより、感染が増えることも考えられますが、情報がなければ、正しく恐れることもできません。町民が考えて行動できるよう、情報発信をしては

どうかと考えますが、町長の考えを伺えたらと思います。

○商工観光班長（大竹浩一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大竹商工観光班長。

〔大竹浩一商工観光班長登壇〕

○商工観光班長（大竹浩一君） ご質問の県の認証店、「愛顔（えがお）の安心飲食店認証制度」ですが、これは愛媛県が定める感染症予防対策を講じている飲食店を愛媛県が認証し、県民及び県外の利用者に安心と信頼を提供するとともに、コロナ禍に立ち向かう飲食店を支援する制度で、認証店には奨励金として15万円が支給されるもので、認証店の募集は現在も行われておりますが、奨励金の申請は2月14日で受付けを終了されております。2月末時点、内子町では67店舗が認証店として登録されており、店舗名は愛媛県のホームページ等で公開されております。また、各店舗には認証ステッカーを店舗入り口に表示されており、利用者にとってもこの認証店は飲食等を行う上で安心して利用できるものとなっており、内子町においても認証店の利用は推奨すべきものと考えております。現在、町民に広くPRするため、内子町のホームページでも認証店舗情報を発信しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 認証店など、幅広くPRしていただき、観光客であつたりとかですね、町民が利用しやすい環境というのはもう今後どんどん情報発信していったらと思いますので、引き続きよろしくお願いします。近隣市町と足並みをそろえることも必要であるとは考えますが、良いことはどんどんやって、近隣市町が内子町についてくるようなことをして欲しいと思います。まだまだコロナの収束が見えない中で引き続き、町民の支援、これを本当にどうかよろしく願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次にですね、アルコールチェックの義務化について質問していきたいと思います。令和3年6月28日に、千葉県八街市で下校中の児童2名が亡くなり、3人が負傷した死傷事件が発生しました。いたたまれない事故は、皆さんの記憶にもまだ新しいことではないかと思います。当事者のトラック運転手からは、基準値以上のアルコールが検出されており、仕事中にもかかわらず、大量のアルコールを摂取し、飲酒をしての運転は常習化していたとの報道もされました。この事故を受け、今年4月より、安全運転管理者の業務として、運転者の酒気帯びの有無の記録が義務化されます。そこで、どのように検査等するのか伺いたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 運転者の酒気帯びの有無の記録が義務化されることについてのご質問についてお答えいたします。道路交通法施行規則の一部改正により、令和4年4月から安全運転管理者の業務が拡充されることとなりました。その内容は、酒気帯びの有無の確認及びその記録と保存でございます。町においては、公用車を使用する際に、公用車運転日報をそれぞれの車両について記録すること、また運転前にアルコールチェッカーによりチェックを行い、運転でき

る状態であることを確認してから公用車を使用することといたしてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 安全運転管理者の業務として、アルコールの有無をチェックするわけですが、日報だとですね、事後確認になるという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 具体的にはですね、運転する前に、安全運転管理者だけで行うことは非常に難しいと思っておりますので、原則としては各課の課長、そういった管理職がですね、運転者のアルコールチェックを対面で確認するということで、公用車を運転する。帰ってきた後にもなお確認をすると、そういった手順で行いたいと思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） そうなるとですね、運転管理者の業務を補助するということで、安全運転管理者の届け出等が各課長、必要になるのではないかと思います、そこら辺、どのように解釈しておりますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今回の通達によりますと、安全運転管理者の不在時など、安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、または安全運転管理者の業務を補助するものに、酒気帯びの確認を行わせることは差し支えないというふうに明記ございますので、副安全運転管理者、もう選任しておりますけれども、それに加えて、これを補助するものとして、各課長を充てていきたいと。で、各課長を補助するものとして認識していきたいというふうに考えてございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） そしたらですね、次と言いますか関連なのですが、町の管理する施設でですね、保育園であるとか、そういったところ公用車ないと思いますが、そういったところの飲酒のアルコールチェックの確認などは、課長が出向くということではよろしいでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今回の法改正は安全運転管理者の業務の拡充ということでございますので、原則としましては安全運転管理者を設置されている部署が対象になるものというふうに考えてございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） そのような答弁を受けるとですね、100%アルコールチェックをできると、カバーすることができるとは思えないのですが、そこら辺は義務化されることに対してですね、問題はないと思いますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 今回の法令上の問題としては、安全運転管理者の設置しているところということでございますけれども、同じ町職員でございますので、やり方は、また検討しなければいけませんけれども、全職員が、飲酒運転を行わない、酒気帯び運転を行わない、そういったところはもう徹底して参りたいというふうに考えてございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 通達の文書の書面上ではですね、安全運転管理者の業務としての追加という文書かもしれませんが、これの背景には、飲酒運転の根絶というものがあると思いますので、そちらの方先ほど言われたように、町職員のアルコール検知の義務化というか徹底、飲酒運転の根絶というのをやっていただいたと思います。

次の2番目の方に移りますが、警察などではですね、出勤時のアルコール検査で検出され、懲戒処分になったという事例もあります。ちょっと探し方が悪かったのか、例規集で見つけることができなかったんですが、内子町でも服務規程で、飲酒運転などによる処分は、当然記されていることと思います。少し休んで、アルコールが検出されなければ大丈夫といったような考えや慣れも、今回のような重大事故を引き起こした背景にあるのではないかと考えられますが、アルコール検査で確認された場合、どのような対処をするのか、伺いたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 只今のご質問にお答えいたします。言うまでもなく飲酒運転は、ドライバーの注意力や視野機能が低下するなど、自動車等の運転に重大な悪影響をもたらす、典型的な悪質で危険な運転でございます。職員が酒気帯び等の飲酒運転をすることは、単にモラルの欠如だけではなく、一人の公務員として、その行為が町の信頼を損ない、信用を失墜させることにつながるなど、絶対にあってはならないことでございます。万一、アルコールチェッカー等による確認を行う中で、職員に酒気帯びが確認された場合には、本人から事情を聞き取り、直ちに運転を禁止するとともに、業務に支障が生じると判断した場合には、休暇の取得や帰宅を促すなど、その時々状況に応じて適切な対応を取ってまいりたいと考えます。なお、職員には、定期的に交通安全に関する研修を実施しており、その中で飲酒運転の撲滅について理解と知識を深めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） アルコールチェックにより検出された職員がですね、出勤する時に車を使った通勤をしているのであれば、飲酒運転をしていたという事実ですし、勤務時間中に、運転前の確認ということなので、午後からの運転の前に確認したというようなことで出た場合はですね、午前中の勤怠にも関わってくるのではないかなと思うんですが、プレスリリース等するということ考えてないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） まず我々公務員だけではございませんけれども、誰でも仕事をし始めるときから、飲酒運転をしてはいけないということではなくて、もう家を出るときから、朝起きたときから飲酒運転は当然してはいけないわけでございます。そういうことから、絶対に出勤時の時から、飲酒運転等は行わない。誰でも我々もそうですけれども、朝起きたときに、アルコールが残っているとかですね、お酒が残っているなどというのは、大体感じるんじゃないかというふうに思っております。少しでもそんなことを感じるのであれば、自家用車は運転して、役場には来ない。また休みを取る。そういったことを行っていく、徹底していく、そういったことで、未然に防止したいというふうに考えてございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 課長の答弁にもありますようにですね、飲酒運転する人が悪いのであって、お酒が悪いわけではないと僕も思っております。仲間意識や上司の管理責任による隠蔽等も懸念されることではありますが、職員には、町民の模範となるように、遵法精神の徹底を心がけていただき全職員のアルコールチェックをする。そして、見本を見せるというようなことをしていただいたらと思い、質問を終わらせていただいたらと思います。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。7日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問と全議案に対する審議であります。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 2時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年3月第124回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和4年 3月 4日（金）
 ○開会年月日 令和4年 3月 7日（月）
 ○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一 富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩 壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正 久 君	副 町 長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢 治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 吉川 博 徳 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 前野 良 二 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐 二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮 一 君
農林振興課長 山中 保 正 君	小田支所長 中嶋 優 治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳 一 君
上下水道対策班長 上石 富 一 君	危機管理班長 松岡 裕 樹 君
商工観光班長 大竹 浩 一 君	
教 育 長 山岡 晋 君	学校教育課長 亀岡 秀 俊 君
自治・学習課長 大久保 裕 記 君	
代表監査委員 赤穂 英 一 君	農業委員会会長 堀本 健 二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 林 純 司 君 書 記 和 氣 啓 介 君

○議事日程（第3号）

令和4年3月7日（月）午前10時開議

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員」の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番、城戸 司議員、2番、塩川 まゆみ議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第3号のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（菊地幸雄君） 日程第3、昨日に続き、一般質問を行います。本日の質問者は2人です。

最初に、関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 3番、関根律之です。皆さん、おはようございます。まず初めに、今回のロシアによるウクライナ侵攻は、権力あるものが暴力による現状変更を図る暴挙であり、決して許されるものではありません。関係が悪い当事者間での対話の努力が欠けていたことが、今回の不幸な事態を招いた一因であると思います。内子町の3月定例議会でも、行政と議会との真に身のある対話を通じて、立場の違う様々な住民のことを理解し、住民福祉の向上に繋がることを願ひまして、私の一般質問を始めます。

まず初めに、第1に、コロナ禍での健康維持増進についてです。今年に入り、オミクロン株による感染第6波による、感染拡大の状況が愛媛県でも続いています。内子町では、感染陽性者が、たまに発表されるものの、高齢者施設や学校等での大規模クラスターは発生しておらず、町民によるワクチン接種やマスクをはじめとする感染拡大防止の取り組みが、実を結んでいるように思います。（1）昨年夏のコロナ、第5波及び本年1月以降の第6波における、町が主催運営する行事等の中止、町施設の利用制限にあたっての基本方針はどのようなものだったのでしょうか。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 只今のご質問にお答えいたします。町が主催・運営する行事等の中止、町施設の利用制限にあたっての基本方針はどのようなものだったのかとということでございますけれども、基本的には、愛媛県独自の警戒レベルに合わせて、県内や近隣市町の感染状況、施設の利用制限状況などを参考にしまして、町内の状況に応じて、内子町新型コロナウイルス対策会議において利用方針を決定しております。また、町主催のイベントにつきましても、感染状況や、参加者の数、どのような方が参加するのかなどを総合的に判断して、イベント開催の可否を判断しております。判断に際しましては、一番に住民の感染防止を考え、感染拡大時に感染リスクの高い行動につながらないように、施設利用等について制限をかけさせていただいておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 答弁ありがとうございます。第5波、以前と比べて、今回の第6波では、住民のワクチン接種率が上がり、町民とりわけ高齢者の方にとって、重症化リスクが下げられていることの安堵感や、マスク着用が徹底されていることからことからか、町民の反応は落ち着いているように思います。行事の中止や施設利用制限についても、特に参加者が多くなるような密になりやすい行事や施設を除いて、人数制限等を設けながら開催や施設利用を可能としているの可能としているのは、よかったと思います。しかし一方で、自治会の行事等では、町の大きな行事等で中止が続いていることや、これまでの自粛ムードからなかなか抜け出すことは難しく、この春でも定期総会などの開催を控えようとする傾向もあるようです。こうした状況ですが、行事や施設利用にあたって、人が密になることを見える化するために、CO2メーターにより換気が十分に行われているかを確認することは有効と思われます。内子町でも、小・中学校や自治センターなどで、CO2メーターが導入されたと伺いましたが、活用はされていますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） CO2センサーにつきましては、11月の臨時議会におきまして予算をご承認いただきまして、その後12月中に、各課の方に必要台数を調査した後、12月中に配布しているところでございます。十分な数ではないかもしれないんですけども、ある程度CO2センサーによってその状況を図れるような形で体制は作っているというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 各課に必要な数を調査して、12月に十分な数ではないかもしれませんが一応整備したということですが、実は、うちこ福祉館で、高齢者の健康維持を目的に体操などを行うフィットネス体操教室というのがあるんですけども、ここでCO2メーターを使用してるかということを聞いたところ、使用していないということのようです。私も何度か使用をおすすめしたんですけども、換気を十分に行っているのでもまあ大丈夫というふうに判断されているよ

うです。一般の普通の会議よりも、フィットネスで高齢者が運動をするので、できればその換気みたいなことも、普通以上に注意した方がいいのではないかというふうに、私なんかも思うんですけれども。CO2メーターについては要請があれば貸し出しができるというふうに聞いておりますけれども、そういった貸し出しができるという体制を整えておくということにとどまらずで、施設管理者や住民が安心を確保するためにも、自治会等の集会や自治センターでの行事の開催にあたって、町がCO2メーターを積極的に利用するよう呼びかけるというようなことが有効ではないかというふうに思うんですけれども、そのあたりもっと積極的に使用を働きかけるということについて、お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 今回導入いたしましたCO2センサーは、持ち運び可能なものとしております。自治センター等においても、貸し出しできる形で体制は、整えておるつもりではあるんですけれども、また例えば自治会連絡会でありますとか、いろんな機会ですういった機器整備して貸し出しができるっていうことを通知して参りたいというふうに思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） ありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

次に、(2)といたしまして、介護度で、要支援1、2など、生活機能の低下が比較的軽い方が対象の介護予防教室について、コロナ禍が続く令和2年度及び3年度の事業遂行の実態はいかがでしょうか。また4年度に向けた課題をどのようにとらえていますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今のご質問にお答えいたします。介護予防教室につきましては、リハビリ専門職のご協力のもと、モビリティトレーニングバンドというゴムチューブを使ったうちっこ体操をサロンを中心に開催をしています。令和2年度は、8か所のサロンで12回実施し、実人数109人、延べ133人の方にご参加いただきました。令和3年度は、12か所のサロンで26回開催し、157人、延べ231人の方にご参加いただいております。新型コロナウイルスの感染拡大により、集合形式での実施が難しい場面も出てくると思います。そこで令和4年度におきましては、モビリティトレーニングバンド、ゴムチューブを使わない体操の動画を作成し、DVDなどで配布を行い、自宅などで実施できるよう進めていくこととしております。また、令和4年度から高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施として、後期高齢者広域連合からの委託を受けて、重症化予防の取り組み、フレイル予防などの健康教育・健康相談などを実施していきます。健康維持は、食生活や運動など若い時からの日頃の取り組みが大きく影響してまいります。保健センターや地域包括支援センター、また後期高齢者医療とも連携して、生涯を通じた健康づくりに取り組むよう進めて参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 町で実施している介護予防教室、様々な工夫を凝らして、やってるというふう聞いております。保健センターが問い合わせ窓口になって、大瀬と五十崎で、月2回開催している、転倒予防教室っていうものであったり、うちこ福祉館が運営する運動教室、これは毎週1回3コースあるそうですが、それから小田の参川福祉館では月1回、それから先ほどありました住民主体のサロンですねというところで出向いてやられているということですが、いわゆる各地域のサロンというのは、今現在の第6波、コロナ禍では開かれていないと聞いています。一方で介護の認定率であるとか、国保の一人当たりの医療費っていうものが、近年上昇傾向にあるというふうに通ってます。高齢者の健康維持介護予防は、介護給付費や医療費抑制の観点からも、重要なことではないかというふうに思うんですが、コロナ禍で人との接触や対話の機会が少なくなりがちなことを2年ぐらいですね。特に一人暮らしの高齢者の孤独ということも心配されます。住民主体のサロンが中心になることが多いことや、メンバーが固定化したサロンには、後から入りにくい方もいらっしゃるのではないかと推測されます。先ほどの、いわゆる介護予防教室は、地域や開催頻度、問い合わせ窓口もまちまちで、偏りがあるようですし、サロン以外の介護予防教室に一般住民が、もっと参加しやすくなるような、そういった周知や、民生児童委員を通じた独居老人への参加の呼びかけなども大事ではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 保健センターとか福祉館とかでいろんな事業も行っております。そういったところ広報等も活用しながら周知はしているつもりでありますけれども、まだ十分なところも十分ではないところもあると思いますので、いろんな機会を通じて、広報に努めて、お年寄りがひきこもりにならないように、コロナの感染時期でありますので、どうしても外出を控えるっていうようなことも多くあると思うんですが、例えば民生委員さんの見守り、民生員と見守り推進員さんの見守り活動を充実させるとかいろんな形で、そういった支援を行ってきたいというふうに考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 次に、（3）としまして特定健診受診者を対象に、結果判明後に、地域で開催されてきた健康相談、説明会を今後実施する予定はありますでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今ご質問のありました、健康相談、説明会についてお答えをいたします。以前は健診の結果説明会を行っており、希望する人は自由に健康相談、説明会に来ていただいております。平成30年度からは、健診当日に特定保健指導が可能になったこ

とから、日を改めての健康相談、結果説明会を中止し、健診当日にその日の結果や過去の健診データを見ながら、全員に簡単な健康相談や説明を行っています。ただ令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、当日の説明を中止させていただいているところでございます。令和3年度におきましては、感染対策を施した上で、健診当日に健康相談、説明を実施しているところでございます。令和4年度につきましては、健診当日に結果等について簡単な説明を行いますけれども、後日、地域において結果説明会を開催する予定でございます。健診当日に説明会のご案内を行いまして、希望者は予約を行った上でご参加いただきます。また、特定保健指導や重症化予防の必要な方には、個別に連絡を行い実施する予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 住民の方からこういった会議が開催がなくなって、ぜひして欲しいという声があったものですから質問させていただきました。気軽に住民が地域で相談したり、地域の方たちとコミュニケーションが取れる大切な場だったのかなというふうにも思いますので、引き続き開催についてもまた検討していただければと思います。

次に移ります。少子化に合わせたスクールバスの運行についてです。内子中学に通学する立川地域では、乗車定員20人程度のマイクロバスが国道56号線を運行していますが、保護者がバス停まで車で送迎している実態があります。（1）来年度に向け、保護者の送迎負担を軽減するため、生徒数の実態に合わせて運行車両の小型化や増便等により、生徒の自宅近くまで入るよう変更できるところがないか。検討はできないでしょうか。特に、近隣に生徒が一定数ある上立山地区から下立山地区を、56号線と平行に走る県道323号論田袋口線について、スクールバスを運行させることを検討できないでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の立川地区のスクールバスの運行、保護者送迎の負担軽減についてのご質問にお答えします。現在、立川地区のスクールバスは、定員29人乗りのバスに18名が利用しております。保護者の送迎負担を軽減するため、生徒数の実態に合わせて運行車両の小型化や増便等により、生徒の自宅近くまで入るように変更できるところがないか検討できないかという事ですけれども、まず小型化についてです。現在稼働しておりますスクールバスについては、年数が経過した車両もございますので、今後の児童生徒数の減少を考慮して、車両更新時には29人乗りから15人乗りにするなど検討しております。また、増便に関しては、現在スクールバス路線は9路線ございます。9人の運転手が同じ時間帯に運転業務にあたっているため、新たな車両の確保や運転手の雇用など対応していく必要がございます。次に、上立山地区から下立山地区を56号線と平行に走る、県道323号論田袋口線のスクールバス路線の運行につきましても、運行路線を追加する必要がございます。また、現在の車両ではサイズの離合が困難な場所があることから、安全性、また運転手の負担も大きいと言わざるを得ません。こ

れらを総合的に判断し、来年度からの路線の追加・増便、車両の小型化に対応することは現在考えておりませんが、今後とも児童生徒数の推移、保護者ニーズなどを考慮しながら、必要に応じて検討していくことが必要になると考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 現在、9路線あるということでしたより、町内スクールバスが走っているんだというふうにも思ったんですけども、小型化も車両の更新時には検討するということではあるんですけども、実際毎年、新年度を迎えて、今年はどうなるんだろうということを心配されている子どもたちや親御さんたちがおられる中でですね、立川地区でも、30分以上ですね、バス停まで歩いて通うと。それが昔は複数であったり、兄弟であったりということで、人数があったので、問題なかったということもあったんでしょうけれども、最近はそういった子どもを一人で歩かせたりとかいうことを心配して親が結局、車で送迎するという実態がありますので、ぜひともですね、きめ細やかにですね、一人一人の実態に合わせた運行について、これから検討していただければというふうに思います。立川地区について聞いたので他の地域でも同様の事情があるのではないかとということで、通告しておりますので、他の地域ではそういったことがないでしょうか。お伺いします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の立川地区以外のスクールバスの運行、保護者送迎の負担軽減についてのご質問にお答えします。先程の答弁と基本的な考え方は同じであり、今後の実態に合わせて検討していくという事になります。また、内子町全体で言えることではあるんですけども、スクールバスの運行地域は山間部が主となっております、居住地も点在していることも多く、自宅付近まで入っていくとなると、運行時間が増加したり、それに伴い登校便の出発時間を早める必要もございます。逆に児童生徒への負担が増えることも考えられますので、慎重な判断が必要になると考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） わかりました。ただ今の中学生は部活や自宅学習等で時間に追われていて、大変忙しいということお聞きします。睡眠時間を確保するのも大変というようなことも聞いておりますので、山間部の子どもたちが、通学時間を少しでも短縮できるようにですね、これからの、一人一人の実情に合わせた、そういった対応をお願いしたいと思います。

次に、就学援助制度について質問します。小中学校に子どもを通わせるのに、経済的に困難な保護者に学用品や給食費等補助する同制度ですが、前回12月議会の一般質問でも取り上げました。しかし、制度のわかりやすい周知方法について、なぜ判定基準を、所得ではなく収入としているのか。それから持ち家か借家はどのように判定に影響するかを質問をいたしました、答弁

は曖昧でよくわからないところが多く、内部協議のうえ検討したいというお答えもありましたので、どのように協議されたのか、今回は具体的にお聞きをします。(1) 令和元年度の就学援助認定率は全国平均14.7%。愛媛県は13.4%。高知県福岡県鹿児島県など7県は20%を超えています。内子町では令和3年度、7.4%と認定率が低いことをどのようにとらえていますでしょうか。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 関根議員の「就学援助の認定率」についてのご質問にお答えします。就学援助の実施主体は市町村であり、経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、必要な援助を与えなければならないとなっております。ご指摘の認定率が低いことが考えられる要因として、まず、認定基準については各市町が定めることとなっており、全国平均や県平均の認定率と比較し、各市町によってばらつきや差が生じることはございます。また、認定につきましては、あくまでも申請主義であり、認定を受ける権利を行使しないという選択肢もあります。ただ、知っていて権利行使をしないのであれば良いのですけれども、単に知らなかったというのは避けなければならないと考えますので、今後とも制度のさらなる周知に努めて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番(関根律之君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番(関根律之君) (2) としまして、就学援助制度の判定基準の一つに、住民税非課税というのがありますが、このほかに収入の基準というのを新たに設けているのはなぜでしょうか。住民税非課税、それから児童扶養手当受給など、すでに所得を判定した要件だけで、同制度の対象としている宇和島市などの自治体もあるようですが、内子町がそうしていないのはなぜでしょうか。小・中学生の子どもがいる世帯全体のうち、住民税非課税世帯の比率割合は、どのようなものでしょうか。

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長(亀岡秀俊君) 関根議員の「就学援助制度の判定要件と小・中学生の子どもがいる世帯全体のうち、住民税非課税世帯の比率」についてのご質問にお答えします。まず、「住民税非課税、児童扶養手当受給など」の要件と「収入による認定基準」の両方の要件を満たすことを条件としている件ですが、先ほどの就学援助の支給対象者の認定率の答弁と重なりますけれども、認定基準は各自治体が規定することとなっておりまして、各市町によって該当要件に相違はございます。また、就学援助制度の認定を受ける者、支給対象者については、主に収入等で認定される、生活保護世帯の要保護者、それに準ずる程度に困窮している状態である準要保護者としておりまして、住民税非課税、児童扶養手当受給などの要件のみではなく、収入等の要件を確認したうえで判定する規定となっております。それらの要件の変更につきましては、今後の県内市

町の状況等を踏まえて、調査研究したいと考えます。次に、小・中学生の子どもがいる世帯全体のうち、住民税非課税世帯の比率についてですが、小中学生の子どもがいる世帯682世帯、住民税非課税世帯が64世帯、住民税非課税世帯の割合9.4%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 住民税非課税世帯の割合、子どもがいる世帯全体のうち9.4%というお答えありました。宇和島市などのホームページを見る限りですけれども、住民税非課税世帯は、就学援助の対象としているようですので、これ世帯ですから、世帯に子どもが1人以上いる世帯というのがありますので、もうちょっと人数で言うとなくなるんだと思うんですけども、少なくとも、内子町でも9.4%の世帯については、宇和島市であれば、制度の対象になっているということで、これは自分が対象であるということがわからない。そういう方がいるのではないかというふうに、この数字をお聞きしたことで、推測されるのではないかということで、お聞きさせていただきました。

3番目としまして、就学援助制度の判定基準が所得ではなく収入になっていますが、自営業者の場合具体的にどのように判定されますでしょうか。すみません通告書では、所得と収入が逆になっていましたので訂正をさせていただきます。判定基準は、収入が正しいです。前回の一般質問で、なぜ、判定基準が所得ではなく収入としているのかを質問したところ、答弁は、現時点での苦しさが一番反映できるのが現時点の今後の収入見込みとし、合理的に判断できる仕組みづくりを今後考えていく必要があるとも答弁しています。具体的にどのように協議されたのかも、あわせてお答えいただけますでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の就学援助制度の判定基準についてのご質問にお答えします。制度を利用するにあたっては、就学援助費受給希望申請書を提出いただく必要があります。また、必要に応じ添付書類として、所得等が確認できる書類を提出いただく場合もございます。自営業者の場合、申告書の写しや申告書に付随する決算書や収支内訳書などにて、収入を確認することになります。なお、新年度からの就学支援制度の認定については、認定基準額を「収入から所得に変更」し、合理的に判断、認定できるよう見直しを行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） これまでも必要に応じて所得も確認していたということと、新年度からは所得に、変更するという答弁いただきましてよかったというふうに思います。

次に移ります。（4）として、ひとり親家庭は子どものサポートがえられる、祖父母と同居する

ケースや、祖父母の近隣で借家等に進むケースは少なくないと考えられます。就学援助申請用紙には持ち家か借家かを記入する欄がありますが、具体的に判定にどのように影響するのでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の「就学援助申請」についてのご質問にお答えします。ご指摘のとおり、就学援助申請書には「持ち家・借家」を記入する項目がございますが、自治体によっては、持ち家か、借家かで認定基準額が変わる場合がございますが、内子町の場合は判定に影響はございません。先の答弁で申し上げましたように新年度からの就学支援制度の認定基準の見直しに合わせて、申請様式の「持ち家・借家」の項目は削除いたしますので、ご理解いただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 基準の方に、持ち家か借家かというの判定基準にない中で申請用紙だけに書いてあるということで、今までも判定には影響してないということで、それはそういうことであればよかったのかなというふうに思いますが、その申請用紙にあったことですね、持ち家の方が申請をためらったということがなかったかということを考えると、それも良くなかったのかなと思いますが、来年度からその基準は、申請用紙に明記しないという答弁ありましたので、了解をしました。

次に、最後、5番目として、来年度は値上げされる見込みの国民健康保険税だけではなく、他にも社会保険料の値上げや仕事の減少、物価上昇などで、これまでよりも所得が減少する世帯が増えることが予想されます。子どもの貧困対策として、基準を明確にし、経済的に苦しくなっている子育て世代が就学援助制度の対象になり得ることや、年度途中でも申請が可能になること。相談窓口として、役場担当係を周知するなど、丁寧な対応が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 関根議員の「就学援助制度の相談窓口の周知、丁寧な対応」についてのご質問にお答えします。現在、制度の主な周知方法としましては、入学説明会などでの周知、また就学援助制度のお知らせとして、チラシの作成配布、そして、広報誌への掲載などで周知しております。今後とも、周知方法については、どの様な方法が受け取り手にわかりやすく伝わるか、また制度の内容を理解していただけるか検討致します。なお、新たな周知方法として内子町のHPへの掲載も予定しております。また、相談窓口については、在学する学校や役場担当係も明記するなど広く周知しておりますので、相談業務についても、各学校と連携しながら丁寧な対応を行っているとの認識はしておりますが、よりいっそう丁寧な対応を心掛けたいと思いま

すので、ご理解いただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） ありがとうございます。前向きにいろいろと対応していただいて、新しい周知方法であるとかホームページであるとか、案内文書についても再度検討していただけるということで、非常によかったというふうに思います。広報うちこのお知らせのことですけれども、お知らせ方法これからも検討されるということでしたけれども、気になるところがですね、この対象者、この制度の対象者として、どのように書いてあるかという、児童扶養手当の受給者など、生活保護世帯に準ずる程度に困窮している人が対象というふうに書いてあるんですね。この生活保護世帯に準ずる程度に困窮しているこの表現がですね、一応国の制度として、準要保護児童生徒ということで、こういう表現になっているのかなというふうに思うんですけれども。この表現がですね、非常に申請をためらわす要因にもなっているのではないかとというふうに思います。ご承知だと思いますけれども、要保護生徒というのは、生活保護世帯でありまして、これはある意味、対象になっているのは当たり前で、対象が人数が全国で約10万人ぐらいですか、令和元年度ですけれども、問題のこの準要保護の子ども数は全国で約124万人、要保護の12倍もいるんですね。生活保護は受けたくないという気持ちをお持ちの方が多いと言われてまして、この生活保護世帯に準ずる程度に困窮という表現を使うことで、自分はそこまで困っていないという、申請しにくい気持ちになり、諦めてしまう方が多いのではないかとというふうに考えます。このことは子どもにとっても良くないことだと思います。親が経済的に安定していることは、心に余裕が生まれ、子どもにもきめ細やかに目をかけることができます。逆に、親が経済的に困窮していることは、仕事などで家庭にいる時間や、子どもとの会話が少なくなり、目をかけにくくなるということもあるのではないのでしょうか。宇和島市や大洲市の制度案内文には、準要保護という表現を使っていません。宇和島市ウェブサイトの同制度の案内には、冒頭に、ご希望の方は、遠慮なくこの制度をご利用くださいとまで書いています。こうした制度の利用や申請をためらわせない周知方法が必要だと考えますが、改めて、最後教育長にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 様々な点について見直しをしてきたところでございますけれども、その周知の方法の内容、については今後とも今ご紹介いただきました他市町の取り組みを参考にして、改善をしていきたいと思っております。以上、よろしくお願いいたします。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） よろしくお願ひします。

次に、4番、空き家の活用促進と移住定住支援策についてです。移住定住者を増やすには、移住可能な住宅の選択肢を増やすための施策が必要と考えますが、町空き家バンクの登録数は低調

のままで、空き家の賃貸や売却はあまり進んでいないようであります。現在うちこ屋バンクに登録があり募集中としているのは、売り物件2件、賃貸物件2件の合計4件のみで、最終更新日は昨年9月となっており、新しい物件が更新されていません。(1)移住者住宅改修支援事業の近年の利用状況はいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。平成29年度から令和3年度までの5年間の移住者住宅改修支援事業の補助実績につきましては、申請件数6件、補助金額は702万9,000円となっております。内訳につきましては、平成29年度は1件で200万円、平成30年度が2件で合計73万5,000円、31年度は1件で4万6,000円、令和2年度は実績がございませんでした。令和3年度は2件で合計424万8,000円を支出する予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 件数が1年度あたり非常に1件か2件という、なしの年もあったということで非常に低いということがわかりました。

(2)同事業では、支援対象者を居住者としていますが、空き家バンクに登録することを条件に、所有者にも広げてはいかがでしょうか。その際、リフォーム費用の自己負担分を町が所有者に資金を融資することができないでしょうか。改修費用を家賃に上乗せすることで、移住者が当地に馴染むことへの不安や一時的な経済的負担を軽減することが可能となり、移住のハードルを下げるができると思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） ご質問にお答えをさせていただきます。移住者住宅改修支援事業の補助対象者は、移住者に限定されており、空き家の所有者は同事業の対象となっております。本事業は愛媛県が制度設計を行い、補助要綱を整備し、市町が補助金の上乗せを行っておりますので、制度の変更には、まず愛媛県が補助要綱を改正する必要があるとございます。このことについて以前、空き家の所有者を補助対象に拡充するよう愛媛県へ要望をいたしましたけれども、県の方からは移住者の支援を目的とする事業趣旨に合致しないとの回答を得ております。このことから、住宅改修に空き家所有者を補助対象とすることは難しいと思われます。

次に、リフォーム費用の自己負担分を、町が資金融資できないかのご質問でございますけれども、自治体と金融機関が連携して企業等に融資を行う事例はございますけれども、しかし、本事業自体が補助事業でございますので、移住者の負担を軽減するのであれば、補助率の引き上げを行うことが適当であろうと考えております。なお、令和4年度から、子育て世帯の住宅改修補助率を県外からの移住者には、従来の3分の2を6分の5に、また県内からの移住者には3分の

1を6分3に引き上げるよう要綱を改正して負担軽減を図るとともに、子育て世帯の移住を促進したいと考えておりますのでご理解をいただけたらと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 所有者には、県が制度設計しているので、町が単独でこの制度をいじることにはできない、町単独ですべての補助金を出すということであれば、また別なのかもしれませんが、移住者が多いということ、移住政策で積極的な長崎県五島市でこの同じ同様の事業を所有者にも対象を広げているというところがありましたので、そういうことができないかということで質問させていただいたわけですが、やっぱり移住者が移住してきて、そのリフォームをするということは非常に心理的、経済的にも負担が大きいわけですね。新天地で本当にそこでやっていけるかということで、それを所有者が負担することができれば、その家賃に上乗せして月々払っていくということで、そういった負担が和らげることができるので、所有者にとっても、使用者にとっても移住者にとってもですね、この制度の移住者支援ということが広がっていくのではないかとということで質問させていただいたわけですが、引き続きちょっとそのあたりですね、検討をお願いできたらと思いますが、一旦は了解をしました。一点ですね、この事業ですけれども、来年度の当初予算案に計上されてますけれども、340万円となってます。ちなみに新設される予定の新築を対象とした移住者住宅取得補助は、予算1,025万円ということで、差があるわけなんですけれども、令和3年度予算は200万円ということで、あまりにも少ないというふうに思うんですけれども、この改修支援事業の補助限度額は、子育て世帯の場合上限400万円ってなってますけれども、もし子育て世帯が上限いっぱい、改修をしたら、もうすでに予算オーバーって1件でなってしまうと思うんですけど、この予算を超える申請があった場合は、どうなるんでしょうか。お伺いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 確かに当初予算では200万円でありますとか、340万という実績においてですね、予算を組ませていただいておりますけれども、当然申請がございましたら、その申請に合わせて、補正予算等で対応させていただきたいというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 次に移ります先ほどちょっと答弁もありましたけど、通告しているので、質問します。県内からの移住者への補助額を下げている理由は何でしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） お答えさせていただきます。移住者住宅改修支援事業の補助率でご

ざいますけれども、県外からの移住者に対する補助率は3分の2になってございます。これは愛媛県負担分の3分の1、それから町負担分3分の1となっているためでございます。県内からの移住者につきましては、県負担分の3分の1の補助がありませんので、町負担分の3分の1のみとなり、県外からの移住者に比べ県内からの移住者への補助率が低くなっておる現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 県内の移住者で、以前に同様の補助を受けていれば、その県の補助を受けられないというのはわかりますけども、受けていない場合でも、県からの分がないというのは、何かちょっと腑に落ちないんですけど、どうしてそうなるかわかりますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） これは移住者対策でございますので、県にとりましては県内からの移住というのはただ単にその移動にすぎませんので県から見ればですね、そういったことで、県はその県内から県内への移動については、補助を支出しておりませんので、そういった結果になってございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 県にとってはそういうことがわかりましたが、移住者にとってはね、別に、内子町にとっても、本当に良い方が来ていただけるのであれば、県内移住だと補助が低いというのは、ちょっと納得いかないというか、もったいない部分があるのかなというふうに思います。

次にですね、（4）として空き家の所有者が賃貸借や売却することのメリットを明確にし、所有者向けのパンフレット等を作るなどして、空き家の所有者に向けたアプローチを強化することが必要ではないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） お答えさせていただきます。空き家活用につきましては、これまでも、各自治会長を通じて活用可能な空き家の情報収集を行うとともに、平成22年度、23年度には、町内全域を対象に空き家調査を行い、空き家所有者へ空き家の活用に関する意向調査を実施してまいりました。また、空き家所有者に向けたアプローチを強化するため、広報うちこで空き家活用の特集を掲載し、地域おこし協力隊等と連携して空き家所有者へアプローチを試みてまいりました。しかしながら、空き家の売買、賃貸には慎重な人が多く、活用が進みにくい状況にございます。移住者獲得のためには、活用可能な空き家の掘り起こしも大切ですので、空き家所有者向けのチラシを作成し、次年度から配置予定の内子町移住コーディネーターとも連携して、

さらなる空き家の活用と移住定住の促進に取り組みたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） アプローチは強化していくということで、チラシを作成したり、移住コーディネーターにそういったアプローチもお願いしていくということですが、このコーディネーター、移住者であるとか、地域おこし協力隊のOBの方ではないかみたいな、そういった話も全員協議会の中で出ましたけれども、所有者とこういった物件の登録の交渉をお願いするっていうのは、移住者には荷が重過ぎるんじゃないかというふうに思うんですが、やはり地域の事情に精通したベテラン社員がこういったアプローチにあたっては、実務に当たるのが適当ではないかというふうに思うんですが、移住コーディネーターにもう投げてしまうというふうにも見えるんですが、その辺りのことをフォロー体制とか、どのようにお考えでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） これ決してですね、移住コーディネーターに投げてしまうということではございません。今までも町職員が責任を持って行っておりましたので、今後もその体制には変わりございません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 最後の質問です。空き家の有効活用、過疎化対策の観点からも、空き家バンク掲載物件の利用対象者をIターン移住だけでなく、Uターン移住や町内での移転でも利用できるよう周知してはいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） お答えをさせていただきます。空き家バンク掲載物件の利用対象者につきましては、内子町空き家バンク設置要綱で定めてございます。町内に居住用の建物を所有していない方であれば、Iターン者だけでなく、Uターン者や住民の方であっても利用することが可能でございます。内子町ホームページの移住・定住支援サイト、「うちこんかい」の中で空き家バンク設置要綱を掲載してございます。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 最後の再質問です。空き家バンクの登録数が4件。それからこの事業についての予算が少ないというふうにも思いますけれども、町長公約の人口減少対策の一つとして、この支援策を打ち出しているながら、実態はあまりこう十分な予算を割いてないという、力を入れ

ていないというふうに見えるんですけども、地域の活性化や過疎化対策にも後ろ向きではないかというふうにも、私はそのようにも見えるんですが、最後に町長、この移住者支援事業についてのご所見をお伺いしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 人口減少対策ですね、移住促進これは非常に重要なことだというふうに思っております。そういう中でですね、先ほども議論の中で出て参りましたけれども、移住者に対してのですね、新築をする場合にはそういう制度も作っていかうということで全協の中でも説明をさせていただいたということでございます。その中でこの空き家バンクについてもですね、非常に大切なことでございます。ただ、やっぱりですね、いろんな課題があることも事実です。もうそれは先ほどのお話の中でもさしていただきましたけれども、ただそういう中にはありますけれども、やっぱりしっかりとですね、こういう空き家がですね、みんなに使っていただける、そういうことにはしっかり取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地幸雄君） ここで暫時休憩します。

午前11時10分から再開します。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

最後に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。3月議会にあたりまして質問通告書に基づき質問させていただきます。今、まさに世界ではコロナ、ウクライナ問題と非常に緊張感が高まっていて、まさに何が起こってもおかしくない時代に入ったのかなと危惧するところでございます。我々も日々自覚を持って緊張感を高めながら日々を送っていかねばならないなと考えて、最後の質問者として、質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、最初にデジタル行政について、前回に引き続き質問させていただきます。昨年9月1日にデジタル庁が発足致しました。くしくも、この日は、私の誕生日でありまして、国のひとつの省庁が発足が自分と誕生日と重なるということで、感慨深く興味が沸き、再度質問する事にしました。そこで、この問いの1項目として、デジタルトランスフォーメーションという言葉が報道等でよく耳にします。愛媛県の次年度予算として、前年度比、約2倍の50億円余りが投じられ、デジタル施策が展開されると新聞でも報じられておりますが、今後の地方の過疎化、人口減少、労働力不足を勘案しますと、デジタル技術による生産性、利便性を確保する事は必須と考えます。そこで、このデジタルトランスフォーメーションとはどういう意味でこれが地方にどう役に立つのか、具体的に何をされようとしているのかお尋ねいたします。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 只今のご質問にお答えをさせていただきます。デジタル・トランスフォーメーションを日本語に直訳致しますと、「デジタル変革」となるかと思います。現在、世の中で使われております「デジタル・トランスフォーメーション」の定義、これにつきましては厳密には一致してございません。使い方も組織や人や場面によって違いが見られておりますが、単にデジタル化するだけではなく、デジタル技術を手段として有効活用することにより、行政サービスの改革や産業振興による地域活性化、また生活の利便性や快適性の向上を推進し、社会のあり方をより良い方向へ変革する取り組みのことを指してございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） この項の2項目と致しまして、政府は「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の対象期間を2021年1月から2026年3月までと定めており、自治体の意見を取り入れながら進捗管理を行うことでデジタル社会の構築を目指すとしています。先日の愛媛新聞には、隣の大洲市がデジタルトランスフォーメーション推進事業に予算をつけ、22年から26年までの推進計画を策定中との記事がありましたが、内子町の今後の取組みはいかにかお尋ねいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。現状では、内子町独自の「デジタルトランスフォーメーション推進計画」は策定してございません。ただ、2020年から24年までの、第2期内子町総合計画、後期計画の基本計画におきまして、「次世代技術を活用したスマートなまち」を掲げ、「これからは、タブレットやスマートフォン、IoT、モノのインターネット、AI、人工知能、それからRPA、ロボットによる自動化これらの普及・進展を的確に把握し、様々な分野でICTの積極的活用を進めることで、経済発展と社会的課題の解決を両立していく「新たな社会」の実現するとともに、公共分野においてもICTを活用した政策・事務効率化の企画立案や、専門的な知識および技能を有する人材の育成などの検討を行う」ということになってございます。デジタルトランスフォーメーションの目的でもある住民サービス向上を目指すものとなってございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 先ほど申し上げました通りですね、各自治体の意見を取り入れながら進

抄管理を行うことで、デジタル社会の構築を目指すということで書かれておったんですけども、こういう町の推進計画みたいなものをですね、国の方へ上げていくっていうシステムっていうのはないんでしょうかね。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 現在の中ではですね、各自治体においてそういった推進計画を立てて、国の方に上げていくというシステムにはなってございません。で、国の方が、総務省ですけども、そちらの方が全国一律にですね、デジタルトランスフォーメーションを進めていこうということで、国の方において、自治体DX推進計画というのを策定してございます。また、それに基づいた自治体DXの推進手順書というのものも国の方で策定してございます。また、県におきましても先ほど議員さん言われました通り、愛媛県デジタル総合戦略というのを計画しておりますので、当面のところは、町といたしましてはこういった国の計画、また国の計画に沿った事業を実施する中で、また今後ですね、町独自のいろんな取り組みが出てきた場合にはそういった策定も検討して参りたいというふうに考えてございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 3項目にはいます。岸田首相が掲げる「新しい資本主義」その実現の柱となる「デジタル田園都市国家構想」がありますが、その政策は、どのような目的で、どのような社会の実現を目指しているのでしょうか。わかる範囲でお答えください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） デジタル田園都市国家構想は、令和3年に岸田文雄内閣総理大臣の下で発表された成長戦略の柱の1つで、「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されず、すべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想でございます。デジタルの力を全面的に活用し「地域の個性と豊かさ」を生かしつつ、「都市部に負けない生産性・利便性」も兼ね備え、「心豊かな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」の実現を目指すとされています。その実現に向けては、「デジタル基盤の整備」や「デジタル人材の育成・確保」、また「地方の課題を解決するためのデジタル実装」、そして「誰一人取り残されないための取組」などについて当面取り組んでいくこととされており、今後は、目指すべき将来像を見据えながら、中・長期的に取り組んでいく施策について議論と対話を重ね、実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想を取りまとめることとされております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 今の説明の中で、デジタル人材の育成確保ということが謳っております

けれども、たちまち内子町で、人材をどういう一般採用とするのか、そういう特殊な部門での採用になるのか、そこら辺、現時点でわかる範囲でお答えください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） デジタル人材の確保。これは各自治体にとっても大変難しい問題となっています。で、現在内子町で考えておりますのは、愛媛県と20市町で、愛媛県市町DX推進会議という会議を持っております。その中で、愛媛県等の20市町が共同して、そういった人材をシェアリングしようとして共同で活用していこうといった事業を令和4年度に行うことになっておりますので、そういった事業を活用しながら、数少ないデジタル人材をですね有効に、内子町においても活用していきたいというふうに考えてございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） もう一つ、誰一人取り残さないための取り組みということで、全年齢型のデジタルの恩恵を受けるようなシステムづくりが求められると思うんですけれども、デジタル推進員っていうところも、愛媛県と共同で人材を確保していくっていうことでもよろしいでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） このデジタル推進員の制度でございますけれどもこちらは国のデジタル庁の方の事業でございます。それらの事業も可能であればですね活用させていただきたいと思ってるんですけれども、当面は県と市町が当然費用も出し合いながら、そういったデジタル人材のシェアリングを行いますので、とりあえずはそちらの方に取り組みさせていただきまして、その後ですね、必要に応じて、そういった国の制度等も検討させていただきたいというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） この項目の4項目に入らせていただきます。デジタル田園都市国家構想でも目指している一つの取り組みに、「行かなくてもよい市役所」がありますが、これは、住民が役所に行かなくても手続きが完了し、窓口業務の簡素にもつながる事を目指しているのだらうと考えますが、その中の一つの手続きに、警察庁は道路使用許可の申請など行政手続きの一部で、昨年6月からオンライン化の試行が始まりました。申請や届け出の為に警察署に行く必要がなくなり、休日も含め24時間オンラインで手続きできるようになるそうでございます。このように手続き申請のオンライン化は利用する側にも、される側にも大きなメリットが生まれると感じます。そこで、役場の窓口で申請が必要なものの一つに、軽自動車の納税証明書があります。この納税証明書は、車検時に必要になる書類ですが、車検業者さんが代理で役場窓口に行き、申請されることが多いようです。これが、小規模の車検業者さんにとっては、結構手間で、その手

間を何とかならんかとの声をお聞きいたしました。普通自動車の納税証明については、平成28年3月1日から愛媛県と国土交通省の担当部局がシステム連携し自動車税の納付確認が電子化され、車検時の納税証明の添付が省略されております。そこで、はじめから代理申請が認められていたような書類であれば、今後、軽自動車の納税証明書についても、申請、受理の手続きをオンラインで完結してもよいのではないかと考えますが、ご所見をお伺いします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。普通自動車の車検時における自動車税の納税確認については、納税証明書を提示する方法により行われておりましたが、ご承知のとおり、愛媛県では平成28年3月1日から、国土交通省と愛媛県のシステム連携により、検査窓口において自動車税種別割の納付確認が電子化されました。これにより、車検等を受ける際に必要となる納税証明書の提示を省略することができるようになっています。軽自動車の車検においても、同様に軽自動車検査協会の検査窓口において、軽自動車税種別割の納税情報を電子的に確認できるようになり、これまで必要だった紙の納税証明書の提示を省略することができるようになります。令和5年1月からの稼働に向けて、現在準備を進めておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ありがとうございます。令和5年からこういうシステムが取り入れられるということで、とにかく手間が少しでもなくなるように、デジタル化を進めていかなければ、人材の問題とか、いろいろな弊害が出ているところで、解決策が生まれないんじゃないかなと思いますので引き続きよろしく願いしたいと思います。

次に、コロナワクチン接種についてお尋ねいたします。まずこの項目、1項目は、コロナも一向に収束する気配が見えず、従来のオミクロン株「B.A. 1株」から新型の「B.A. 2株」と呼ばれるものに入れ替わる変異株が愛媛県でも確認されております。この株がどのような特徴をあらわすのか、今後、目が離せない状況でございますけれども、そこで、やはりコロナの蔓延や、重症化を防ぐには、ワクチン接種が最大の有効策であると考えられるわけですが、副反応を恐れて接種を受けないということも耳にしますが、その副反応の件で、内子町で現在までにコロナワクチン接種によるアナフィラキシーショックや心筋炎、心膜炎等の重篤な副反応の事例はあるものなのかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。内子町において、これまで医療機関から、予防接種後副反応疑い報告書が提出されたことはございません。また、副反応について町内の医師から相談されたこともありません。愛媛県内では、国の健康被害審査

部会に進達したものが14件、その内認定されたものが4件となっています。厚生労働省がまとめられた全国での副反応疑い報告は、心筋炎、心膜炎を副反応疑い報告基準に定めた令和3年2月17日から令和4年1月23日までの期間において、心筋炎として評価された事例は32件、心膜炎が8件となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 町内での副反応患者さんがいないということで、安心をいたしました。それにつきまして、

伴いまして2項目目に移らせていただきます。最近の傾向では若い人ほど感染者数も多く、特に若年層の感染者数の伸びが気になるところです。子ども、若者は重症化しにくいと言われていますが、子どもから大人高齢者への感染事例も増えております。コロナの重症化率が低いということも相まって、ワクチン接種率も低いのではと考えますが、内子町ではどのような状況なのか12歳から18歳までの年代別ワクチン接種率を教えてくださいませんか。よろしく願いします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ご質問のありました12歳から18歳までの年代別のワクチン接種率についてお答えいたします。令和4年3月1日現在で、2回の接種を完了した方は、12歳で45.2%でございます。13歳が70.1%、14歳が69.9%、15歳が80.6%、17歳が87.3%、18歳が78.6%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 13歳以上におきましては、一般の接種者とあまり変わらない、ちょっと低い感じはしますが、変わらないのかなと思いますけれども、12歳の45.2%においては、ちょっとかなり低いんじゃないかなと思うんです。12歳の45.2%は、どういう見方をされますか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 12歳の年齢到達者というのが、平成21年4月2日生まれから平成22年4月1日までの方ということで、年齢到達して間もない方もいらっしゃる方で、そういったところで接種率が低い状況になってるかなというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 3項目に移ります。いよいよ5歳から11歳の接種が始まるわけですが、幼い子どもへの接種はかなり抵抗もある親御さんもあるように思いますが、小児ワクチン接種の接種目標をどの位においておられるのか、また、接種行程をどのように設定しているかをお尋ねいたします。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 新型コロナウイルスワクチンの5歳から11歳への接種についてお答えいたします。対象者は、1回目の接種日となる3月13日時点で781人でございます。先月2月21日に、対象者全員にワクチン接種のお知らせをお送り致しました。予約受付につきましては、基礎疾患があり主治医と相談して早期接種を指示された方について、2月24日、25日に先に受付期間を設け、その後2月28日から一般の小児受付を行っています。小児向けワクチンは、3月末までの配送は300回分、2回接種となりますので実質150人分のワクチン配送となっています。まずは集団接種において接種を行います。3月13日に1回目、150人の接種を2回目の接種を4月3日に、いずれも加戸病院の特設会場において接種を行うこととしています。申し込み状況は、3月2日現在で116人でございます。4月以降の接種につきましては、国からの配送計画が確定次第計画をしていくこととしておりますけれども、集団接種を実施し、ある程度の人数に接種を行った後、未接種児や新規5歳到達児は、順次、小児科での個別接種に切り替えていく予定でございます。5歳から11歳までの小児に対しては、ワクチン接種の努力義務が適用されていないことから、目標設定はしておりませんけれども、令和4年9月30日までは、希望児には接種できる体制を継続していくこととしております。以上、答弁させていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） ワクチンがまだ届いてないということで、しっかりと計画も立てにくいのかもしよせんけれども、子どもを守る意味でもですね、しっかりと計画を立てて進めていただきたいと思うんですけども、ちなみに2回接種が終わった時点で、3回目っていうのも想定されるんではないかな。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 今時点で3回目接種まで、市、国からの通知というのはございません。まずは、1回目、2回目の接種をしっかりと行っていくことが大切だというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 内子町では、先ほどの質問の中で予防接種による健康被害には出た方が

いないということでございますけれども、ワクチン接種の不安の重篤な不安に対して、救済制度があると思うんですけれども、それにはどういうものがあるか、わかる範囲で教えてもらったと思うんですけれども。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 予防接種につきましては、国の方で、予防接種健康被害救済制度というのがございます。これは審議会によって予防接種において発生したかどうかというのを確認してからという形にはなるんですけれども、例えば死亡した場合は死亡給付とか、治療に対しては、医療の手当というものがございます。障害を受けた場合は、障害年金とかというものも出てくるようになると思うんですけれども、その状況によっていろいろ変わってこうと思いますけれども、そういった障害が出た場合とかについては国の救済制度によって対応していくという形になります

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 続きまして3問目に入ります。環境行政についてお尋ねいたします。1項目といたしまして、カーボンニュートラル2050について質問いたします。昨年、菅前総理が就任直後の所信表明で、2050年カーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指すことを宣言され、環境省では、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、他の省庁でも脱炭素化に向けての様々な取組をスタートさせているところでありますけれども、そこで、このカーボンニュートラルについて内子町の取組をお尋ねいたします。先般も同僚議員の方でこの関連について質問されておるんですけれども、新たにご説明をお願いしたいと思います。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは只今のご質問にお答えいたします。カーボンニュートラルとは、「カーボン」を炭素、「ニュートラル」を中立」と訳され、温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質、ゼロにすることを意味されております。先ほどもありましたが、国におきまして、昨年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年までのカーボンニュートラルの実現が明記されました。内子町では昨年度末に「内子町温暖化対策実行計画 事務事業編（第5次エコオフィスプラン）」を策定し、町内の公共施設等から排出される温室効果ガス削減の取組を進めているところです。また「第2期内子町総合計画」「第2次環境基本計画」「内子町バイオマスタウン構想」等に基づき、太陽光や木質バイオマス発電をはじめとする再生可能エネルギーの普及や、ごみの減量化を推進しております。しかしながら、2050年までのカーボンニュートラルの実現のためには、更なる再生可能エネルギーの利用拡大や森林等による吸収作用の保全強化、エネルギー資源の地域内循環が必要になってくると考えております。今後、町内における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、その

結果を踏まえて、総合的な見地からカーボンニュートラルの実現に向けた実行可能な計画を立て、取り組みを加速させていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 再生可能エネルギーをさらに進めていくということで、答弁をいただいたんですけども、いいことだとは思いますが、例えば太陽光発電なんかです。山を切り開いて、パネルを設置する、熱海の土砂災害の問題もございしますが、内子町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例はあるのでしょうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） ただいまご質問にありました条例につきましては、現在のところはございませんが、今後策定予定でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 2項目に入らせていただきます。愛媛県では2020年にゼロカーボンシティ宣言をされているようであります。そのゼロカーボンシティ宣言とはどのような内容かお尋ねいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。環境省は、2050年までにCO2二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らまたは自治体として公表した都道府県または市町村のことを「ゼロカーボンシティ」としています。ゼロカーボンシティ宣言を行っている自治体は、2月末時点で40都道府県、365市、20特別区、144町、29村、合わせて598自治体となっております。また国は「宣言」から「実現」へととして地域脱炭素ロードマップを策定し、2030年度までの10年間に、地域での再エネを倍増するに向けた取り組みなどにより、脱炭素ドミノを生み出すことを明確にされております。内子町におきましても今後、再エネの導入にかかるポテンシャル調査を行い、脱炭素の実現に向けた道筋を描いた上で、ゼロカーボンシティ宣言へつなげていけたらと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） この間の3項目と致しまして、竹材の有効利用についてお尋ねいたします。竹は、ひと頃までは、たけのこを食べたり、竹材を使った加工品、農耕資材、建築資材など、その多様な用途がいたるところで活用されてきたわけですが、安価なたけのこの輸入が増加し、

竹材に代わる化学製品の普及によって、使用量が減少。そのことで放置された多くの竹が、人工林や広葉樹林、耕作地、道路に侵入してしまっていて、林家や周辺地域が頭を抱えているのが現状です。この現状をいわゆる「竹害」を解決するためにも、有効利用できないものかと考えます。内子町環境基本計画「エコロジータウン内子」の冊子にも竹を粉砕して有効利用という項を目にしましたが、まさに今、竹を粉砕して、樹脂製の粘着剤で固めて作られている丈夫で軽く、耐熱性もある食器、また、吸収抜群のタオルになどもプラスチックに代用される商品として開発されているということもございます。今まさに問題になっているプラスチック海洋汚染問題も、竹材なら土に戻ります。まさに竹の存在が見直されているのではないかと思います。町内にも、プラスチックを扱う業者さんがおられますので、町の方から、新しい産業として研究推進してはいかがかと考えます。竹害の解消にも一役買うし、早いときには、1日に1メートルも成長し、継続的に3年ごとに、切って使用することが可能な植物ですので、再生可能資源だと考えますが、こういうことに取り組むお考えはないか、お考えをお聞かせください。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） 只今のご質問にお答えさせていただきます。私たちの生活の中で、プラスチックは、ペットボトル、家電などさまざまなものに使われております。今、海洋プラスチック問題や地球温暖化問題から、プラスチックごみの削減についてはさまざまな取り組みが行われているところでございます。また、プラスチック製品の製造から廃棄までの資源の循環を促し、廃棄量削減に向けた取り組みを目的としたプラスチック資源循環促進法もこの4月から施行されます。こうした社会情勢の中で、脱プラスチックの取り組みというのはおこなわれてきておりまして、紙、寒天、麦わら、石灰石、先ほどの竹など再生可能資源を使った商品化が注目されてきております。ご提案いただきました竹をプラスチックの代わりとする取り組みにつきましては、先ほど議員さんからもありましたが、食器やストロー、また歯ブラシなどといった活用される事例がございます。しかしながら今現在におきましては、その原料となる竹をバイオマスプラスチック化する樹脂に向けての技術というものがなかなか難しく国内での製造につきましては技術およびコスト面で難しい面がございます。内子町といたしましては、まずはプラスチックごみの分別収集に取り組み、5Rの推進によりプラスチックごみの削減に向けた取り組みに努めていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 意外とですね、竹はCO₂の吸収量も少ない植物でございますので、これをですね、逆に違った意味で有効利用することについてはですね技術革新も含めてですね、引き続き見守っていく必要があるんじゃないかなと思います。しっかりと情報のアンテナを立てながら、取り組んでいただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

最後に、中学校の制服のスラックスやスカートなどを自由に選べる制服の自由選択制を取組んではいかかなということ、生徒が自分らしく生きたいという多様性の尊重や寒さ対策などの

健康にも配慮したもので、県内では土居中学校では制服をズボンとスカートの選択制にして制服改革総選挙を実施されたという記事を目にしました。男女とも同じ制服に統一した「ジェンダー・ニュートラル」という手法もございますので、内子町でも取り入れてはどうかと思います。教育長、ご答弁をお願いします。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 向井議員の「中学生の制服」についてのご質問にお答えします。前提として学校は校則の在り方について、教育指導にかかわる視点から現在の社会情勢に照らし合わせ適切かどうか、生徒指導上必要かどうか検討し、改善すべきところがあれば、校長がリーダーシップをとり、改善する必要があります。教育委員会は、校則の内容や指導実態を把握し、理不尽な校則はないかなど、指導・助言する立場であることをまずご理解ください。現在、町内中学校では校則見直しについて、令和3年7月の内子町校長会での確認を受けて、生徒や保護者に対しアンケートを実施し、その意見・要望等を集約し、各学校の校則検討委員会等で検討しております。ご質問の、中学生の制服をズボンとスカートの選択制についてですが、町内においても来年度スタート時から選択制になる学校や来年度中には実施を予定している学校もございます。このことは、ズボンを選択する事による「動きやすさ」や「防寒対策」はもちろんの事、近年社会的関心の高い「性的マイノリティに対する配慮や支援」の側面からも、学校のみならず社会全体の流れだと考えます。いずれにしましても、学校取り巻く社会環境や児童生徒の状況は、変化するため、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展を踏まえた教育環境を整えることは大切なことではないかと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上で一般質問を終わります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 4 令和3年請願受理第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 令和3年請願受理第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願」を議題とします。この請願は12月定例会において、産業建設厚生常任委員会に付託し、引き続き閉会中の継続審査となっていたものであります。

産業建設厚生常任委員長から、審査結果の報告をお願いします。泉 浩壽産業建設厚生常任委員長、ご登壇願います。

○泉産業建設厚生常任委員長 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉産業建設厚生常任委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○泉産業建設厚生常任委員長 ご報告申し上げます。令和3年12月15日、閉会中の当委員会に付託されました、令和3年請願受理第2号「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願」について、1月21日に当委員会を開催し審査を行いましたので、審査の結果について、ご報告申し上げます。審査経過、及び審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりであります。本請願事項は、沖縄戦では、太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、戦争で犠牲を強いられた民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われています。沖縄戦で犠牲になった人々の遺骨が混入した土砂をあらゆる埋め立てにしないよう、国に対して意見書を提出することを求めています。委員から紹介議員に対し、「辺野古基地建設への反対活動ということで意見書を出すのではなく、あくまでも人道的な考えの中での意見書と捉えていいのか。」との質疑があり、「基地問題とは直接結びつけてほしくないというのがこの意見書の趣旨であり、遺骨や御霊に対する冒とくであるという人道的な視点での内容となっている。」との答弁がありました。特に討論は無く、採決の結果、この令和3年請願受理第2号は、全員賛成で「採択とすべきもの」、と決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長の報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） ただ今の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻り下さい。これより討論にはいります。この請願に対する委員長報告は採択です。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、委員長報告のあった「令和3年請願受理第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願」の採決に入ります。この請願に対する委員長報告は、採択です。「請願受理第2号」を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

したがって、「請願受理第2号」は採択とすることに決定しました。

午前中の議事はここまでとし、休憩します。午後1時10分から再開します。

午前12時04分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 報告第2号 専決処分の報告について（第68号 社会資本整備総合交付金事業町道長田小学校線道路改良工事（R2）に係る工事請負変更）

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（第68号 社会資本整備総合交付金事業町道長田小学校線道路改良工事（R2）に係る工事請負変更）」を、議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第2号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である第68号社会資本整備総合交付金事業町道長田小学校線道路改良工事（R2）に係る工事請負変更について報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

資料1 議案書の3ページをお開きください。また、説明資料は資料6の議案説明資料1ページでございます。議案書3ページ、専決第2号、議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。提案理由につきましては、追加工事及び設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。

次の4ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は、第68号社会資本整備総合交付金事業町道長田小学校線道路改良工事（R2）に係る工事請負変更でございます。契約金額でございますが、元契約額1億2,100万円でございましたが、今回347万7,000円を増額いたしまして、請負額が1億2,447万7,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。内容につきましては、資料6 議案説明資料でご説明いたします。

議案説明資料の1ページをお開きください。位置図、工事概要、平面図並びに標準断面図を1枚の資料にまとめさせて頂いております。工事概要の所の黒文字が変更前で上段の赤文字が変更後になります。今回の変更内容につきましては、本路線の事業進捗を図るため、平面図の中央付近に赤色のラインで示した区間に山留ブロック積76㎡を追加したものでございます。これによりまして、山留ブロック積が1,057㎡から1,133㎡に増加しまして、347万7,000

0円の増額となったものでございます。以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 報告第3号 専決処分の報告について（第69号 社会資本整備総合交付金事業町道西横の地線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更）

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（第69号 社会資本整備総合交付金事業町道西横の地線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第3号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である、第69号社会資本整備総合交付金事業町道西横の地線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更について報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

資料1 議案書の5ページをお開きください。また、説明資料は資料6の議案説明資料2ページでございます。議案書5ページ、専決第3号議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。提案理由につきましては、追加工事及び設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。

次の6ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は、第69号社会資本整備総合交付金事業町道西横の地線道路改良工事（R2）に係る工事請負変更でございます。契約金額でございますが、元契約額1億2,017万5,000円でしたが、今回465万6,000円を増額いたしまして、請負額が1億2,483万1,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。内容につきましては、資料6 議案説明資料でご説明いたします。

議案説明資料の2ページをお開きください。位置図、工事概要、平面図並びに標準断面図を1枚の資料にまとめさせて頂いております。工事概要の所の黒文字が変更前で上段の赤文字が変更

後及び追加工事になります。今回の変更内容につきましては、主なものとしまして、山側斜面の切土施工中に切土面の押し出しや上部斜面に亀裂が生じるなど、地すべりの兆候が発生しましたことから、平面図の中央付近に赤色のラインで示した区間に大型土のう146袋とアンカー工4箇所を追加して、斜面の安定を図ることといたしました。また、平面図の中央付近から右側にかけてですが、切土法面の植生工としまして、当初、植生マットを計画しておりましたが、現地掘削の結果、植生マットでは安定した植生が期待できない土質であったため、植生マットを取りやめ、植生基材吹付に工法を変更するとともに、平面図中央付近の追加分と合わせて、植生基材吹付、種別としましては、厚層基材吹付でございますが、1,680㎡を追加したものでございます。また、その他の工種につきましても、現地との取り合わせなどによりまして、工事概要記載のとおり、数量変更を行っております。なお、施工延長につきましては、大型土のう及びアンカー工を追加した区間が完成断面となりませんでしたので、当初計画の466.1mからこの区間を除いた418.8mとなりました。これらの理由によりまして、465万6,000円の増額となったものでございます。以上専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 7 報告第4号 専決処分の報告について（第70号 社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更)

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（第70号 社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更)」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 報告第4号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である第70号社会資本整備総合交付金事業 町道滝山線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更について報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 報告第4号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

資料1議案書の7ページをお開きください。また、説明資料は資料6の議案説明資料3ページでございます。議案書7ページ、専決第4号議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。

ます。提案理由につきましては、追加工事及び設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。

次の8ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は、第70号、社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事（R2）に係る工事請負変更でございます。契約金額でございますが、元契約額8,998万円でしたが、今回112万7,000円を増額いたしまして、請負額が9,110万7,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。内容につきましては、資料6議案説明資料でご説明いたします。

議案説明資料の3ページをお開きください。位置図、工事概要、平面図並びに標準断面図を1枚の資料にまとめさせて頂いております。工事概要の所の黒文字が変更前で上段の赤文字が変更後及び追加工事になります。今回の変更内容につきましては、主なものとしまして、山留ブロック積施工中に災害級の豪雨が発生し、山留ブロック積上部の切土斜面が、急激な浸透水や多量の湧水によりまして一部崩壊したため、平面図中央付近の赤のラインで示した範囲に法枠工597平方メートルと鉄筋挿入工328メートルを追加して斜面の安定を図ったものでございます。また、道路の表側の斜面におきましても、同様に一部崩壊するなどしまして、当初計画していた路側ブロック積での施工が困難となったため、垂直壁擁壁に変更することと致しました。その他の工種につきましても、追加工事の関連によりまして、工事概要記載のとおり、数量変更を行っております。なお、山側の斜面对策など優先すべき追加工事が発生しましたので、当初計画区間すべての施工が困難となり、施工延長としまして、当初計画の270メートルから210メートルとなり、70メートルの減となりました。これらの理由によりまして、112万7,000円の増額となったものでございます。以上専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 8 議案第2号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第8 議案第2号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第2号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年8月10日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案第2号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1の9ページをお開きください。本案は、昨年8月10日の人事院勧告に伴い、11月29日に開催いただきました臨時議会におきまして、関係条例の改正について上程させていただきました、お認めいただきましたけれども、再任用職員について本来期末手当を0.1月分減額すべきところ、未改正でございましたことから、今回本条例の改正を行うものでございます。改正条例案は10ページに、また議案説明資料6には4ページに新旧対照表を掲載しております。説明は、議案説明資料にて行わせていただきます。

議案説明資料の4ページをお開きください。「内子町職員の給与に関する条例」でございます。第1条では、条例第19条第3項中、再任用職員の期末手当について、「100分の72.5」を「100分の57.5」に改めます。ここは本来「100分の67.5」でございますが、「100分の10」減少させることで、条例未改正のため過払いとなっている0.1月分を調整するものでございます。また、「ただし、令和4年4月1日から新たに再任用職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120.0」とあるのは「100分の67.5」とする。」を加えます。これは、令和4年度から再任用となる職員については、すでに12月に一般職員として減額いたしておりますので、調整を行わず本来の率を適用するための、ただし書きでございます。次に、第2条では、条例第19条第3項中「100分の57.5」を「100分の67.5」に改めます。また、ただし書きを削除いたします。これは、6月で調整した後、本来の率（額）に戻すための改正でございます。附則において、この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年6月2日から施行することといたしてございます。以上、議案第2号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。議案第2号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9 議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第3号、内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、職員の妊娠・出産・育児と仕事の両立を促進するため、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の11ページをお開きください。本案は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援することで、継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進と行政の円滑な運営に資するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

12ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、議案説明資料6の5ページから6ページには新旧対照表を掲載してございます。説明は、新旧対照表にて行います。

議案説明資料の5ページでございます。第2条第4号アの（ア）を削り、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止いたします。次に、（ア）を削除したことに伴い、特定職の説明を加えるため、（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）に改めます。次に、第17条第2号中、「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削ることにより、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止いたします。次に、第21条を第23条とし、第20条の次に、第21条として、第1項において、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の周知及び意向確認のための面談の実施などの措置を講じること、また、第2項では、申し出たことを理由とした不利益な扱いの防止について定めます。次に、第22条として、研修の実施でありますとか、6ページになります。相談体制の整備、それから勤務環境の整備など、育児休業の承認の請求が円滑に行われるための措置について定めます。また、附則において、この条例は令和4年4月1日

から施行する」といたしております。以上、「議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第3号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第4号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議案第4号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第4号、内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員の処遇改善のため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第4号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の13ページをお開きください。本案は、過疎化・少子高齢化の進行、また、若年層の価値観の多様化、共働き世帯の増加などに伴い、消防団員が減少する中、地域住民の生命・財産の保護など地域防災力の中核を担う消防団活動への理解や団員確保を促進するため、国の通知等を基準に消防団員の報酬改正を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。14ページから15ページに改正条例案を掲載いたしてございます。また、議案説明資料6の7ページから8ページには新旧対照表を掲載してございます。

説明は、新旧対照表にて行います。議案説明資料の7ページをお開きください。第8条ただし書中、「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、

地震も含め災害と言う表現にいたします。次に、報酬について定めた第12条第1項を、国の通知に従い「団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。」に改め、これまで災害時等の出勤は費用弁償としておりましたが、年額報酬とは別に出勤報酬として支払うことといたします。次に、第2項として「団員には、次により年額報酬を支給する。」を加え、団長以下、各階級の年額報酬を現在の額に1万6,500円を増額した額といたします。また、第3項として「団員が、災害、搜索等の職務に従事する場合においては、別表に定める出勤報酬を支給する。」を加えます。これに伴い、別表について「第13条関係」を「第12条関係」に改め、別表中、一番左の欄の種類のうち、「水火災時の出勤」を「災害の場合」に、「行方不明者発生時の搜索活動」を「行方不明者発生時の搜索活動の場合」に改め、金額の欄を「1日につき8,000円以内」に、また備考を「4時間未満4,000円、4時間以上8時間未満6,000円、8時間以上8,000円」に改めます。さらに、別表中3行目の「警戒出勤」、それから次のページをお開きください。2行目の「ポンプ整備」、一番下の「予防消防・広報活動」の行を削除し、それらを、2行目の「団長が指示する業務」としてまとめ、用務の中に「火災予防若しくは風水害等の警戒出勤又は」を加えます。金額については「1日につき2,500円以内」に統一し、備考において、想定される活動として「年末夜警2,500円、夏季訓練又は講習指導1,500円」を加えます。ただし、ポンプ整備にかかる費用弁償については年額報酬に含めるものとし廃止いたします。

再び7ページにお戻りください。これら出勤報酬の改正により、第13条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き、」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項といたします。また、附則において、この条例は令和4年4月1日から施行するといたしております。以上、「議案第4号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第4号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第5号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、内子町国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税率等の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） それでは、議案第5号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

議案書1の16ページをお願いします。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由といたしましては、内子町国民健康保険運営協議会の答申を受け、令和4年度からの国民健康保険税率等の改定を行うため内子町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の条文は、17ページから18ページまで。次に、議案説明資料6の9ページから12ページまでが今回改正の「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表」となっております。

13ページを説明資料としております。それでは、国民健康保険税条例の改正内容につきまして、この説明資料で説明させていただきます。上の表が現行税率、下の表が令和4年度に予定している新税率で試算した国保税額でございます。予定している税率でございますが、下の表、下から2行目の計のところをご覧ください。医療費分、後期高齢者分、介護保険分の合計を太枠の一番下に記載してございます。所得割が12.4%で差額のとおりの2.3%の引き上げでございます。資産割は31.4%で17.4%の引き下げ、応益割の内、均等割が4万8,500円で1万2,400円の引き上げ、世帯別平等割は3万2,000円で5,800円の引き上げとなります。全体では、この引き上げによりまして、1人当たり年間国保税額は9万709円、世帯当たりでは14万6,664円となり、現行税率と比較しまして、1人当たり1万2,784円、世帯当たり2万670円、率にして16.4%の引き上げとなる見込みです。下の表、右側、試算額の欄の下から2行目に町全体の国保税額見直額を記載しております。7割軽減等の減免後の試算額は3億7,589万円となり、5,297万円の増収を見込んでおります。

次のページ、14ページをご覧くださいと思います。今回の税率改正により、被保険者世帯でどのような影響があるのか、具体的に3つの世帯で試算しております。左側が現行税率、右側が新税率による試算でございます。一番上の世帯は、2人家族の世帯で、年金収入200万円、固定資産税を10万円支払っている67歳の夫と、年金収入が70万円の妻との2人世帯を想定した場合の試算でございます。黒枠の中が世帯で納める国保税額です。計算式の説明は省略させていただきますが、現行税率では、年額11万8,750円のところ、新税率では12万8,940円、1万190円、約8.5%の引き上げとなります。2番目は農家で、47歳の夫、45歳の妻、子ども2人世帯。一番下は57歳、所得なしの単身世帯を想定しての試算でございます。議案説明資料6の9ページから12ページにかけて、条例改正の新旧対照表をつけておりますの

で、ご覧いただけたらと思います。なお、この条例は令和4年4月1日から施行し、令和3年度までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。以上で、「国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第5号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第6号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第12 議案第6号 内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第13 議案第7号 内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第6号、内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号、内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、ともに内子町上水道第9次拡張事業に伴い、条例の一部を改正するもので、関連がございますので一括提案させていただきます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議案第6号及び議案第7号につきましては、関連がありますので一括して説明させていただきます。資料1 議案書の19ページ、20ページをご覧ください。議案第6号内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、内子町第9次拡張事業に伴い、内子町水道事業の設置に関する条例の一部を改正するものでございます。現在、内子町では住民のみなさまからご要望のありました小田地区を中心とした水道施設の統合や未普及地域の解消を図るため、内子町上水道第9次拡張事業を計画し、愛媛県への認可

申請の準備を行っております。この上水道第9次拡張事業計画の認可申請にあたりまして、水道法などの関連法令に基づき、事業認可に必要な計画目標年度の給水人口や1日最大給水量などにつきまして、将来推計を行い、計画目標年度の令和8年度における内子町水道事業全体として算出した数値にそれぞれ改めるものでございます。資料6議案説明資料の15ページをご覧ください。新旧対照表でございます。将来推計により算出した数値に基づきまして、第2条第3項中、給水人口1万4,700人を1万4,000人に改め、同条第4項中、1日最大給水量7,900m³を6,800m³に改めるものでございます。

続きまして、資料1議案書の21ページ、22ページをご覧ください。議案第7号内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、同じく上水道第9次拡張事業計画の認可申請にあたりまして、給水区域を改めるものでございます。資料6議案説明資料の16ページをご覧ください。新旧対照表でございます。今回の計画区域となります小田地区の旧簡易水道施設である役場小田支所周辺の町下京の森区域、小田自治センタースバル周辺の恩地町上区域、内子高校小田分校周辺の寺村区域、国道379号と380号の合流地点付近の突合区域の4施設を統合するとともに、寺村区域から突合区域に至る間の未普及地域を給水区域に編入することとしております。これに伴いまして、内子町給水条例第2条の表、町下京の森区域の項から寺村区域の項まで及び突合区域の項を削り、同表にこれらを統合した小田区域として加えるものでございます。以上簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくお審議のうえ、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

まず、議案第6号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。採決を行います。

本案を、原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第8号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第14 議案第8号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する

条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第８号、内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、内子町一般廃棄物処理基本計画の改定を行うため、内子町一般廃棄物処理基本計画検討委員会を設置することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、環境政策室長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、議案第８号、内子町附属機関設置条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

議案書１、２３ページをお開きください。この改正は、内子町一般廃棄物処理基本計画の改正に伴い、内子町一般廃棄物処理基本計画検討委員会を設置するため、内子町附属機関設置条例の一部を改正するものでございます。一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条に基づき市町が定める計画でございます。現在の計画は、平成２５年３月に策定されたもので、概ね５年ごとに評価・見直しを行うこととなっております。令和４年度は計画の改正時期にあたり、その事項について調査・審議を行うため、検討委員会を地方自治法第１３８条の４第３項の規定により附属機関設置にするものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料６、１７ページの新旧対照表でご案内いたします。内子町附属機関設置条例の別表におきまして、執行機関町長の部に、「内子町一般廃棄物処理基本計画検討委員会」を追記し、担当事務として「町の一般廃棄物処理基本計画の策定及び改正に関する事項について調査審議すること」、定数を「１２名」として、その任期につきましては、「当該計画に関する事項の調査審議が終了するまでの期間」とさせていただきます。

最後に、附則にて、この条例は令和４年４月１日から施行するものといたします。以上、「議案第８号 内子町附属機関設置条例の一部改正について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第８号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第８号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第9号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第15 議案第9号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第9号、内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例につきましては、利用生徒の増加による寮の増設及び寮費の値上げ等に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、学校教育課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、議案第9号、内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。

改正条例案につきましては、議案書1の25、26ページ、説明資料は、議案説明資料6の18ページに新旧対照表を掲載しております。

議案書1の25ページをご覧ください。提案の理由でございますが、小田分校寄宿舎施設における、利用生徒の増加による寮の増設及び寮費の値上げ等に伴い、内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。

議案説明資料6の18ページをご覧ください。第2条、設置及び名称等では、名称及び位置を示す表に、第4小田寮を追加するものです。現在の小田寮の敷地内にあります、内子町教職員住宅2棟を、第4小田寮として活用することで、利用生徒の増加に対応し、入寮可能な部屋を確保するものでございます。第10条、寮費では、1カ月当たりの寮費について、平成26年度から据え置きとなっており、個室、相部屋ともに、食事代の値上がり相当額3,000円を増額させていただき、個室にあつては、「26,700円」を「29,700円」に、相部屋については、「24,100円」を「27,100円」に、改めます。第11条、寮費の徴収では、納入期限を現状に合った表記に変更するもので、「毎月5日」を「請求のあった日の翌月5日」に改めます。また、付則において、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第9号「内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第9号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第9号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。
ここで暫時休憩をします。午後2時20分から再開します。

午後 2時09分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第16 議案第10号 内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第16 議案第10号 内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第10号 内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定につきましては、2月9日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） それでは、議案第10号、内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書27ページをご覧ください。提案理由と致しまして、内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者について議会の議決を求めるものでございます。内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定につきましては、令和4年2月9日開催の内子町公の施設指定管理者選定委員会におきまして、慎重に審議され、適当と認める旨の答申が町長にございました。指定の内容ですが、指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地について、名称が内子町田舎生活体験宿泊施、

所在地が内子町五百木4192番地です。指定管理者に指定する団体の名称及び所在地ですが、名称が長田まめなぎ会で、所在地は、内子町五百木4192番地です。長田まめなぎ会は、現在会員数15名で、主に長田自治会の会員有志を中心に構成されております。指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とするものでございます。

議案説明資料19ページの位置図に建物の外観を掲載しております。田舎生活体験宿泊施設は左側でございます。以上、議案第10号、内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

○9番（大木雄君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大木雄議員。

○9番（大木雄君） ちょっとお伺いしたいんですけど、年間の過去3年、4年の利用者等が分かりでしたら教えていただきたいと思います。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 令和2年度だけしか集計してないんですけど、令和2年度の利用者数が延べで198名となっております。内訳としましては、宿泊で148名、体験で198名、それから日帰りの体験で50名ということになっております。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第10号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第10号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第11号 内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第17 議案第11号 内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第11号 内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定につきましては、2月9日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 大久保自治・学習課長。

〔大久保裕記自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（大久保裕記君） それでは、議案第11号、内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案書28ページをご覧ください。提案理由と致しまして、内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定につきましては、令和4年2月9日開催の内子町公の施設指定管理者選定委員会におきまして、慎重に審議され、適当と認める旨の答申が町長にございました。指定の内容でございます。指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地ですが、名称が内子町田渡地区交流宿泊施設、所在地が内子町上田渡283番地です。指定管理者に指定する団体の名称及び所在地ですが、名称が田渡地区自治会連絡会で、吉野川自治会、中田渡自治会、上田渡自治会、臼杵自治会の4自治会で構成されており、旧田渡小学校区内の自治会になります。所在地は、内子町上田渡805番地でございます。指定の期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とするものでございます。議案第10号同様、議案書資料19ページの位置図に建物外観、右側になりますが掲載しております。以上、議案第11号、内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第11号」は、総務文教常任委員会に付託することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第11号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第12号 内子町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて

○議長（菊地幸雄君） 「日程第18 議案第12号 内子町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第12号 内子町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しにつきましては、大瀬郵便局、立川郵便局及び満穂郵便局における住民票の写し等の証明書の交付事務を終了することに伴い、町の特定の事務を取り扱う郵便局としての指定を取り消すため、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、住民課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（西川安行君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 西川住民課長。

〔西川安行住民課長登壇〕

○住民課長（西川安行君） それでは、議案第12号、内子町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについてについてご説明申し上げます。

議案書1の29ページをお開きください。この指定の取消しについては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定により、大瀬、立川、満穂郵便局での住民票の写し等の証明書交付等業務の取り扱いを令和4年3月31日をもって、終了することに伴い、議会の議決を求めるものです。詳細についてご説明いたします。この業務については、合併前、平成15年4月1日より、旧内子町内4郵便局のうち、内子郵便局を除く3郵便局、大瀬、立川、満穂の窓口において、証明書交付事務事業を開始しており、現在も継続中であります。しかしながら、事業開始から18年以上が経過する中で、平成18年度の553件をピークに利用件数は減少しており、特に、満穂郵便局と立川郵便局は少ない状況であります。また、令和3年の「地方公共団体の特定事務の郵便局における取扱いに関する法律の改正」により、郵便局での取扱い可能な地方公共団体事務の受託範囲が拡大される一方で、日本郵便株式会社における事務受託に係る事務手数料も大幅に増額改訂されました。そのため、用件数が減少する中、継続して郵便局へ業務を受託した場合の手数料の増、また通信に係る高性能ファクス等の維持管理等の経費等を考慮すると、今後の郵便局での業務の継続は困難と判断し、よって、郵便局での業務は、令和3年度で終了するものです。なお、大瀬郵便局に関しては、年間取扱い件数が61件と多く、職員の常駐する大瀬自治センターに業務を移管し、サービスを継続致します。なお、立川、満穂郵便局でのご利用の皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、今後は住民課で郵便局に代わって手続き等のご相談をさせていただきたいと思っております。以上で議案第12号、内子町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより、討論には入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第12号 内子町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第13号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）について

日程第20 議案第14号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）について

日程第21 議案第15号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算
（第1号）について

日程第22 議案第16号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

日程第23 議案第17号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算
（第2号）について

日程第24 議案第18号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算
（第2号）について

日程第25 議案第19号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）
について

日程第26 議案第20号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第19 議案第13号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」「日程第20 議案第14号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」「日程第21 議案第15号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第22 議案第16号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」「日程第23 議案第17号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」「日程第24 議案第18号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第2号）について」「日程第25 議案第19号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」「日程第26 議案第20号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について」以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第13号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）について、議案第14号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第15号、令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第16号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、議案第17号、令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、議案

第18号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第2号）について、議案第19号、令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第20号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について、以上8件につきまして一括してご説明申し上げます。議案書2、補正予算関係をお手元にご用意ください。

まず、水色の仕切り、議案第13号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）についてご説明致します。1ページをお願いします。令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億641万円を追加し、歳入歳出予算の総額を113億8,490万円と定めるものでございます。前年度の3月補正後予算と比較して11億8,338万円、9.4%の減額となっております。

9ページをお願いします。翌年度に繰り越して使用することができる経費を、第2表、繰越明許費に定めております。

11ページをお願いします。第3表として、地方債の補正を定めております。

16ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の部の表中右側に補正予算の財源を示しております。その内訳につきましては、国県支出金4,395万円の増額、地方債3,250万円の減額、その他特定財源2,080万1,000円の減額、一般財源2億1,576万1,000円の増額となっております。今回の補正は、国の1次補正に伴う増額計上のほか、事業費の決算見込み、財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。それでは、主な補正についてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。18ページをお願いします。上段でございます。10款1項1目、地方交付税でございます。令和3年度普通交付税の額について、国の補正予算により地方交付税総額が増額したことを受け、令和3年度普通交付税の再算定が行われ令和3年12月24日に変更決定されました。内子町においては、1億8,552万9,000円増額し、普通交付税は46億8,240万円となります。

19ページをお願いします。下段でございます。13款1項7目、教育使用料でございます。3節の歴史文化施設使用料において1,002万5,000円の減額補正をおこなっております。新型コロナウイルス感染症の影響により資料館上我芳邸、歴史民俗資料館、内子座等の入館者数の減少に伴い減額を行っているものです。

20ページをお願いします。中段でございます。14款1項2目、衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の前倒しに伴う補助金として、3節、予防接種対策国庫負担金808万4,000円、及び、次ページ上段の2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金、2節、保健衛生費国庫補助金のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として227万2,000円の追加補正を行っております。

20ページにお戻りください。下段でございます。14款2項1目、総務費国庫補助金でございます。18節、個人番号カード関連事業費補助金においては、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続きのワンストップ化に直接必要となる機能の住民記録システムへの整備に係る経費の補助として314万9,000円を増額計上しております。次に、24節、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。国の補正予算第1号により追加交付があり、今年度充当予定分として、6,101万1,000円の増額補正を行っております。

23ページをお願いします。中段でございます。15款2項5目、商工費県補助金でございますが、1節、観光費県補助金として、自然環境整備交付金事業費補助金180万円を増額計上しております。同じく2節、商工振興費県補助金として、えひめ版事業者応援金給付事業費県補助金の確定により1,365万円の減額補正をしております。

24ページをお願いします。中段でございます。18款1項1目、基金繰入金でございますが、総額623万円の減額補正を行っております。財政調整基金、公共施設整備基金、森林環境譲与税基金などにおいて減額補正をおこなっております。

26ページをお願いします。21款1項、町債でございます。事業費の減、起債事業の調整にともない、町債総額で3,250万円の減額補正を行っております。

続きまして、主な歳出です。32ページをお願いします。上段でございます。2款4項4目、町議会議員選挙費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。選挙運動公費負担金の実績にともない、1,046万3,000円の減額補正を行っております。

35ページをお願いします。上段でございます。3款1項7目、老人福祉費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、補助金について、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助等の実績に伴い2,788万4,000円の減額補正を行っております。下段でございます。8目、介護保険費の27節、繰出金でございます。介護保険事業特別会計・介護保険サービス事業特別会計の繰出金として、1,192万円の増額補正を行っております。

39ページをお願いします。中段でございます。4款1項3目、予防費の12節、委託料でございます。各種予防接種等委託については、実績に伴い減額補正としていますが、新型コロナウイルスワクチン接種の前倒しにかかる経費を増額したことにより、389万7,000円の増額補正しております。

40ページをお願いします。上段でございます。4款1項4目、環境衛生費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、補助金につきましては、合併処理浄化槽設置補助等の実績にともない、966万6,000円の減額補正を行っております。

42ページをお願いします。上段でございます。6款1項5目、農山漁村活性化対策費でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国補正予算）を活用して、からりにおけるキャッシュレス関係の整備等を行うことで従業員の接触機会を減少させるシステムの構築を行うもので、委託料として905万3,000円を増額計上しております。

43ページをお願いします。中段でございます。6款2項2目、林業振興費でございます。18節、負担金、補助及び交付金のうち、環境林整備事業補助や町産材利用木造住宅建築補助などの実績の減により補助金として1,297万4,000円の減額補正を行っております。

44ページをお願いします。中段でございます。7款1項1目、商工総務費の18節、負担金、補助及び交付金のうち、交付金として782万1,000円の減額を行っております。えひめ版応援金給付金の実績に伴い減額補正を行っているものです。

中段でございます。7款1項2目、観光費でございます。18節、負担金、補助及び交付金のうち、負担金として、えひめ南予きずな博負担金を1,145万8,000円の減額補正を行っ

ております。これにつきましては、令和3年度に実施予定ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度に実施されることとなり減額補正を行ったものです。

45ページをお願いします。上段でございます。7款1項3目、観光施設費の14節、工事請負費でございます。国の1次補正、新型コロナウイルスの感染拡大により減退した地域経済の再活性化を目的、自然環境整備交付金として、小田深山溪谷遊歩道整備工事に400万円を計上しております。

46ページでございます。上段でございます。8款2項3目、道路橋梁新設改良費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。県道整備事業に係る追加配分により市町村の負担金、7%として598万5,000円の増額補正を行っております。

続いて、下段でございます。8款4項1目、都市計画総務費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。木造住宅耐震改修事業補助金など実績に伴い、147万5,000円の減額、また27節、繰出金においては、下水道事業会計への繰出金として852万3,000円の減額補正を行っております。

48ページをお願いします。中段でございます。9款1項1目、常備消防費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金として1,591万5,000円の減額補正を行っております。

54ページをお願いします。中段でございます。10款5項3目、自治センター費の14節、工事請負費でございます。和田自治会館及び平野自治会館の新築工事の入札減少等により2,505万1,000円の減額補正を行っております。

55ページをお願いします。下段でございます。10款5項6目、伝統文化施設総務費の12節、委託料でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により文化創造事業公演などの実施ができなかったことにより、920万円の減額補正を行っております。

58ページをお願いします。下段でございます。13款1項1目、基金費でございます。財政調整基金積立金2,178万5,000円、減債基金積立金6,932万6,000円、公共施設整備基金積立金2億円、エコロジータウン内子ふるさと応援基金積立金△100万円、地域振興基金積立金2億円をそれぞれ補正いたしてございます。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第14号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。1ページをお願いします。令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の見込み及び療養給付費等の実績に伴い、歳入歳出それぞれ1億3,370万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、20億3,011万1,000円としております。

続きまして、紫色の仕切り、議案第15号、令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。1ページをお願いします。令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などにより、歳入歳出それぞれ182万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,316万9,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第16号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。1ページをお願いします。施設介護サービス給付費、居宅介護

サービス給付費の増などにより、歳入歳出それぞれ4,446万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億8,203万2,000円としております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第17号、令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお願いします。職員人件費の減により、歳入歳出それぞれ39万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,442万円としております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第18号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお願いします。小田分校寄宿舎事業につきましては、令和3年度の入寮者数の確定と実績にともない寮生給食委託料等が減少となり、歳入歳出それぞれ114万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,777万7,000円としております。

続きまして、浅黄色の仕切り、議案第19号、令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、水道使用料などの減により357万6,000円の減、支出については、修繕費、減価償却費の減などにより1,871万7,000円の減額を見込んでいます。

2ページをお願いします。第3条、資本的収入及び支出の補正でございます。収入については、定期預金の満期などにより、2億1,433万1,000円の増、支出については、配水管耐震化事業等の減及び定期預金預入れにより1億7,295万円の増を見込んでいます。

続きまして、同じく浅黄色の仕切り、議案第20号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。1ページをお願いします。第2条、収益的収入及び支出の補正でございます。収入については、営業収入において下水道料金収入等127万3,000円の見込み減、営業外収益において維持管理費の減などによる一般会計繰入金等773万7,000円の減により、895万8,000円の減額を見込んでいます。支出については、営業費用において、終末処理場費等の支出見込み減等により895万8,000円の減額を見込んでいます。以上、簡単ではございますが、議案第13号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）から、議案第20号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）までの8件につきましてご説明致しました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第13号」から「議案第20号」までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」から「議案第20号」までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第21号 令和4年度内子町一般会計予算について

日程第28 議案第22号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第29 議案第23号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第30 議案第24号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第31 議案第25号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第32 議案第26号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について

日程第33 議案第27号 令和4年度内子町水道事業会計予算について

日程第34 議案第28号 令和4年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第27 議案第21号 令和4年度内子町一般会計予算について」「日程第28 議案第22号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」「日程第29 議案第23号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」「日程第30 議案第24号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算について」「日程第31 議案第25号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」「日程第32 議案第26号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について」「日程第33 議案第27号 令和4年度内子町水道事業会計予算について」「日程第34 議案第28号 令和4年度内子町下水道事業会計予算について」以上8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第21号、令和4年度内子町一般会計予算について、議案第22号、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第23号、令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、議案第24号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算について、議案第25号、令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について、議案第26号、令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算について、議案第27号、令和4年度内子町水道事業会計予算について、議案第28号、令和4年度内子町下水道事業会計予算について、以上8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書3をお手元にご用意ください。議案第21号、令和4年度内子町一般会計予算についてでございます。令和4年度の予算編成につきましては、内子町総合計画に掲げた重点施策「ミライ・プラン」の着実な進展を図るとともに、社会の動向や行政ニーズの変化を的確に捉え、新たな政策課題に積極的に取り組むこととします。また、新型コロナウイルス感染症による危機を確実に乗り越えるための必要な措置に加え、感染拡大により明らかとなった課題に対し対策を講じるなど、コロナ禍においても持続可能な行政サービスに向けた取組を進めることとします。今後の施策展開に対応する弾力的な財政体質を確立するため、事業の検証・評価・見直しの徹底や、選択と集中により健全財政を最優先に考え、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、多くの町民の皆さん方と協働しながら内子らしい町づくりに取り組んでいくための予算と致しました。

予算書の1ページをお願いします。第1条で、令和4年度内子町一般会計当初予算案は、歳入歳出それぞれ93億1,300万円と定めております。予算規模は、本年度当初予算と比較して5億800万円の増額、率にして5.8%の増でございます。第2条では、9ページの第2表、債務負担行為として、本庁舎空調機整備事業など8件の債務負担行為を設定しております。第3条では、11ページの第3表、地方債として、合併特例事業債をはじめ、地方債を設定しております。

16ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、歳出の部の表中右側、一般会計予算の財源を示しています。その内訳につきましては、国県支出金14億3,222万4,000円、地方債3億9,510万円、その他特定財源8億4,105万円、一般財源66億4,462万6,000円となっております。

それでは、はじめに歳入です。19ページをお願いします。下段の10款、地方交付税でございますが、43億9,000万円を計上しております。うち、普通交付税につきましては今年度と比較して8,000万円の増額計上をしております。

24ページをお願いいたします。中段でございます。14款1項2目、衛生費国庫負担金でございます。3節、予防接種対策国庫負担金として新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,908万1,000円を計上しております。

あわせて、25ページの上段でございます。14款2項3目、衛生費国庫補助金でございます。2節、保健衛生費国庫補助金におきまして新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金として、2,133万円を計上しております。

24ページにお戻りください。下段でございます。14款2項1目、総務費国庫補助金でございます。令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を措置し、都道府県等が、地域の実情に応じて、必要な感染防止策等の事業を実施できるようにする。」等とされたことを踏まえ、国の令和3年度補正予算で臨時交付金6.8兆円が追加計上され、令和4年度に充当する額として、24節に1億4,200万円を計上しております。

続きまして主な歳出でございます。38ページをお願いします。中段でございます。1款1項1目、議会費でございます。新型コロナウイルス感染症対策として、議会傍聴席の三密を回避し、多くの町民に開かれた議会を目指し、議会会場の映像を配信することで本議会を傍聴できる体制を整備するため、14節、工事請負費に3,065万8,000円を計上しております。また、17節、備品購入費において、二酸化炭素濃度を減少させるため空気を循環させるサーキュレーターの整備として13万5,000円を計上しております。

50ページをお願いします。下段です。2款4項、選挙費でございます。令和4年11月執行予定の愛媛県知事選挙に1,339万4,000円。

51ページをお願いします。中段です。令和5年4月執行予定の愛媛県議会議員選挙に291万3,000円。令和4年7月執行予定の参議院議員選挙に1,788万3,000円を計上しております。

55ページをお願いします。上段でございます。3款1項1目、社会福祉総務費の27節、繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計への繰出金として、国民健康保険基盤安定事業、出産育児一時金、職員人件費などを含めた1億6,996万7,000円を計上しております。

57ページをお願いします。下段から次ページ上段でございます。3款1項5目、心身障がい者福祉費の19節、扶助費でございます。障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業、自立支援給付費、重度心身障がい者医療費などの扶助費として、4億8,890万4,000円を計上しております。

59ページをお願いします。中段です。3款1項8目、介護保険費の27節、繰出金でございます。介護保険事業特別会計及び介護保険サービス事業特別会計への繰出金として4億4,099万円を計上しております。

60ページをお願いします。中段でございます。3款2項1目、児童福祉総務費でございます。19節「扶助費」として、0歳から18歳になって最初に迎える年度末までの子どもの医療費等について助成する「子ども医療費」をはじめ、児童手当、愛顔の子育て応援事業費などに2億4,908万8,000円を計上しております。その下の3款2項2目、保育園費に、4億4,107万9,000円を計上しております。五十崎こども園の管理運営費、内子・くるみ・五城・大瀬保育園運営負担金等について計上しております。

67ページをお願いします。下段でございます。4款1項3目、予防費に、1億1,988万9,000円を計上しております。このうち、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費として4,002万円を計上しております。また、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、感染拡大地域への往来や行政検査の対象とならない住民に対し、無料の検査キットを配布する事業として2,233万2,000円を計上しております。

69ページをお願いします。4款1項4目、環境衛生費でございます。12節、委託料のうち、再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託料として990万円計上しております。地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて、どの再エネを、どのくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成の支援業務委託でございます。

70ページをお願いします。下段でございます。4款2項1目、塵芥処理費でございます。クリーンセンター及びリサイクルセンターにおける施設運転管理委託など、総額3億2,828万3,000円を計上しております。

76ページをお願いします。上段でございます。6款1項3目、農業振興費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、令和4年度においても61地域に交付する中山間直接支払交付金として、6,696万9,000円を計上しております。

77ページをお願いします。6款1項8目、県営中山間地域総合整備事業費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。満穂地区の営農飲雑用水施設整備事業や門松、大登、230高地の農業用排水施設整備に対する負担金等として、1,818万5,000円を計上しております。

79ページから80ページをお願いします。6款2項2目、林業振興費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。条件不利地や、鳥獣害等を受けた被害森林のような、通常の林業的な取組で対応できない森林の整備を強化するための森林環境保全整備事業補助金、有害鳥獣捕獲奨励金などの補助金として8,133万4,000円を計上しております。

83ページをお願いします。7款1項1目、商工総務費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。うち、令和3年度国の1次補正分として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当事業、プレミアム付き応援チケット事業、内子キャッシュレス決済プレミアム還元事業などを含み、8,101万1,000円を計上しております。

84ページをお願いします。7款1項2目、観光費の18節、負担金、補助及び交付金でございます。令和4年度に延期される、えひめ南予さずな博負担金や観光協会育成補助金など4,916万7,000円を計上しております。

87ページをお願いします。8款2項2目、道路橋梁維持修繕費の14節、工事請負費でございます。町道の舗装修繕などを含めた町道の道路維持補修工事費4,000万円を計上しております。また、15節、原材料費には、生コンなど補修材等の原材料支給として1,050万円、18節、負担金、補助及び交付金には、町道除草等に伴う補助金として450万円をそれぞれ計上しております。

88ページをお願いします。上段でございます。8款2項3目、道路橋梁新設改良費でございます。14節、工事請負費として町道西横の地線などの改良工事に8,001万円、18節、負担金、補助及び交付金として、県道改良事業負担金1,372万円を計上しております。

90ページをお願いします。上段でございます。8款4項1目、都市計画総務費でございます。子どもたちが安心して安全に過ごせる公園を整備するために、12節、委託料として上町児童公園、新川児童公園の測量設計業務委託を含む1,746万9,000円、14節、工事請負費として、新川児童公園施設改修工事1,886万8,000円を計上しております。

93ページをお願いします。中段でございます。9款1項1目、常備消防費でございます。大洲地区広域消防事務組合負担金、3億3,307万2,000円を計上しています。

94ページをお願いします。中段でございます。9款1項2目、非常備消防費でございます。10節、需用費として、消防団員の活動服・ヘルメットの更新など、2,426万3,000円を計上しております。

95ページをお願いします。9款1項3目、消防施設費でございます。17節、備品購入費には、立川2部、参川2部の小型動力ポンプ及び積載車購入費として、2,142万9,000円を計上しています。

98ページをお願いします。中段でございます。10款1項3目、教育諸費でございます。12節、委託料として、内子高等学校小田分校寄宿舎の寮室の不足が見込まれることから、小田分校仮設寮新築に伴う設計監理委託を含み825万5,000円を計上しています。

99ページ、中段をお願いします。10款1項4目、学校情報通信技術環境整備事業費でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン授業を行う必要が発生した場合に備えて、オンライン・遠隔教育環境の充実を図るために大型提示装置の整備として、17節、備品

購入費に1,504万8,000円、10節、需用費の消耗品費にタッチペンやヘッドセットの整備として、457万3,000円を計上しております。

108ページ、中段をお願いします。10款5項3目、自治センター費の12節、委託料でございます。柿原自治会館新設工事設計業務委託など含み2,267万7,000円を、また14節、工事請負費には、内子自治センター空調設備改修工事、五十崎自治センター空調設備改修工事、旧平野自治会館解体工事、小田自治センター防水工事など5,385万6,000円を計上しております。

112ページ、中段をお願いします。10款5項6目、伝統文化施設総務費の12節、委託料でございます。茂山狂言公演関連委託、内子座保存修理事業委託など3,395万9,000円を計上しております。

続きまして、議案書4をお手元にご用意ください。まず、オレンジ色の仕切り、議案第22号、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算でございます。1ページをお願いします。国民健康保険事業は、愛媛県が財政運営の責任主体となった一方、町は引き続き、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域のきめ細かい事業を担うこととされています。今年度においては、市町村事務処理標準システムの利用開始によりサービスの効率化や経費削減を図っていきます。今後、被保険者数は、高齢化と人口減少に伴い減少すると見込まれますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。よって、令和4年度の当初予算につきましては、前年度比、1,407万9,000円の減額予算編成となり、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、21億5,179万6,000円と致しております。

続きまして、紫色の仕切り、議案第23号、令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算でございます。1ページをお願いします。後期高齢者医療保険事業は75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営に努めています。保険料については2年毎に見直しが行われ、令和4年度に改定が行われます。一人あたりの給付費、被保険者数の増加などにより保険料率も年々上昇しております。令和4年度の当初予算につきましては、前年度比、2,355万7,000円の増額予算の編成となっており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,490万5,000円と致しております。

続きまして、ピンク色の仕切り、議案第24号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算でございます。1ページをお願いします。令和4年度における介護保険事業は、令和3年度に第8期介護保険事業計画を策定して2年目となります。年々増加していく介護給付費を抑制するため、介護給付の適正化を推進していくとともに、高齢者の自立支援や重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築して参ります。令和4年度の当初予算につきましては、前年度比、9,672万2,000円の増額予算編成となっており、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億3,572万2,000円と致しております。

続きまして、同じくピンク色の仕切り、議案第25号、令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算でございます。1ページをお願いします。介護保険サービス事業につきましては、要支援1・2の認定者に対して介護予防プランの作成にかかる予算として、令和4年度の当初予

算につきましては、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,348万5千円と致しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、議案第26号、令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算でございます。1ページをお願いします。内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎管理運営等事業の経費でございます。令和4年度は、寄宿舎生36名を見込んでいます。寄宿舎生が増加することからそれに伴う光熱水費、給食委託などを増額しております。また、県外から来る寄宿舎生に帰省時の旅費の一部を補助するなどの補助金を計上しています。第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,602万4,000円と致しております。

続きまして、議案書5をお手元にご用意ください。まず、浅黄色の仕切り、議案第27号、令和4年度内子町水道事業会計予算でございます。1ページをお願いします。令和4年度の業務予定量につきましては、給水戸数6,691戸、年間給水量155万9,000 m^3 。一日平均給水量4,271 m^3 を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、配水管耐震化事業、鶴川地区未普及解消事業、小田地区基幹改良事業がございます。

2ページをお願いします。まず、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は、営業収益を2億7,810万1,000円、営業外収益を1億6,090万7,000円、事業収益の総額を4億3,903万円と見込んでおります。昨年度と比較しまして、2.2%の減額となっております。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億7,413万7,000円、企業債償還利息等の営業外費用が3,789万6,000円で、水道事業費用の総額は4億1,415万3,000円を計上しております。支出の総額は、昨年度と比較しまして、2.1%の減額となっております。

続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は、事業実施に伴う企業債及び補助金、有価証券の満期による収入等を含め、4億1,950万9,000円を計上しています。支出は、建設改良費として2億6,665万円、企業債償還金として1億4,866万7,000円、有価証券の購入として1億円を計上しています。資本的支出の総額は、5億1,531万7,000円を見込んでおり、対前年度90.1%の増となっております。

続きまして、同じく浅黄色の仕切り、議案第28号、令和4年度内子町下水道事業会計予算でございます。1ページをお願いします。令和4年度の業務予定量につきましては、接続戸数1,840戸、年間総排水量52万9,239 m^3 、一日平均排水量1,450 m^3 を見込んでおります。主な建設改良事業といたしまして、公共汚水枡設置工事、浄化センター等改築更新・耐震化事業がございます。

2ページをお願いします。まず、第3条の収益的収入及び支出でございます。収入は、下水道使用料などからなる営業収益が7,780万6,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む営業外収益として2億2,205万円。収益的収入の総額は、2億9,986万6,000円を予定しております。支出は、営業費用、営業外費用等をあわせた2億9,986万6,000円を見込んでおります。

続いて、第4条の資本的収入及び支出でございます。収入は、一般会計からの出資金などを含

め1億3,822万3,000円。支出は、浄化センター等の改築更新及び耐震補強工事、地方公共団体金融機構等の償還金など、1億9,468万3,000円を見込んでおります。以上、簡単ではございますが、令和4年度各会計の当初予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑にはいります。質疑はありますか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 一点、内子高等学校小田分校の寄宿舎の件で、増えたということですが、秘策はどういうものがあつたのかと、次年度から入られる見通しは明るいのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 来年度、4月ですけど、寮に入られる予定となっている子どもの数は、23でございます。先ほどの議案説明の中で第4寮として寮も増やさせていただいたんですけど、来年を考えると空きがないということでございまして、下宿だとかいうことも考えたんですけど、小田高校を選んできく方の中で住環境をすごく大事にされている方、そこを重きに置いている方がいらっしゃる中で、一人部屋の寮が必要だということで今回予算計上させていただいているところでございます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 今後についてでございます。かなり分校については非常に心配をしておったんですけど、地域の方でありますとか、学校のいろんな取り組み、また地域おこし協力隊、いろんな方が本当に一丸となって取り組んだ結果がこのようなことになってまだはつきりとはしませんが、いい状況ではば間違いないという状況に現在なっております。この流れは本当に子どもたちをみればよくわかります。この学校をこれからもつないでいくんだということで一丸となって取り組んでもらっておりますので、私はこれからもそういう方向で明るいというふうに今の段階ではそういうふうな期待もして思っております。以上でございます。

○議長（菊地幸雄君） 他に質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第21号」から「議案第28号」までの8議案は、予算決算常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第21号」から「議案第28号」までの8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、会期末３月１８日の本会議でお願いします。

次の本会議は、３月１８日、午前１０時に開会します。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 ３時５０分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和4年3月第124回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和4年3月4日（金）

○開会年月日 令和4年3月18日（金）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 城戸 司 君	2番 塩川 まゆみ 君
3番 関根 律之 君	4番 向井 一富 君
5番 久保 美博 君	6番 森永 和夫 君
7番 菊地 幸雄 君	8番 泉 浩壽 君
9番 大木 雄 君	10番 山本 徹 君
11番 才野 俊夫 君	12番 下野 安彦 君
13番 林 博 君	14番 山崎 正史 君
15番 寺岡 保 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 小野植 正久 君	副町長 山岡 敦 君
総務課長 黒澤 賢治 君	住民課長 西川 安行 君
税務課長 吉川 博徳 君	保健福祉課長 久保宮 賢次 君
こども支援課長 前野 良二 君	会計管理者 田中 哲 君
建設デザイン課長 谷岡 祐二 君	町並・地域振興課長 畑野 亮一 君
農林振興課長 山中 保正 君	小田支所長 中嶋 優治 君
環境政策室長 高嶋 由久子 君	政策調整班長 上山 淳一 君
上下水道対策班長 上石 富一 君	危機管理班長 松岡 裕樹 君
商工観光班長 大竹 浩一 君	
教 育 長 山岡 晋 君	学校教育課長 亀岡 秀俊 君
自治・学習課長 大久保 裕記 君	
代表監査委員 赤穂 英一 君	農業委員会会長 堀本 健二 君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 林 純司 君	書 記 和氣 啓介 君
--------------	-------------

○議事日程（第4号）

令和4年3月18日（金）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

令和4年3月第124回内子町議会定例会

- 日程第 3 「議案第22号令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」の撤回の件
- 日程第 4 議案第29号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 5 議案第 2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舍施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第11号 内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第13号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第14 議案第14号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第15号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第16号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第17号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第18号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第19号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第20号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第21号 令和4年度内子町一般会計予算について
- 日程第22 議案第23号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第24号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第25号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第26号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について
- 日程第26 議案第27号 令和4年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第27 議案第28号 令和4年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第29号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第29 受理第 1号 介護保険制度の改善を求める請願
- 日程第30 発議第 1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書
- 日程第31 発議第 2号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について

日程第32 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第33 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○追加議事日程（第4号の追加1）

追加日程第 1 議案第30号 内子町監査委員の選任について

追加日程第 2 議案第31号 内子町教育委員会教育長の任命について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第20、追加日程第1から追加日程第2まで

午前10時00分 開会

○議長（菊地幸雄君） 只今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、関根 律之議員、4番、向井 一富議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第4号のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 「議案第22号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」の撤回の件

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 「議案第22号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」の撤回の件」を議題とします。3月14日付で、町長から撤回依頼が提出されております。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、提出議案の撤回についてご説明申し上げます。はじめに、今回、議案の撤回という事態に至りましたことをまずもって深くお詫び申し上げます。令和4年3月4日に提出し、7日の本会議におきましてご説明申し上げ、予算決算常任委員会に付託された後、審議中となっております、議案第22号「令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、内子町議会会議規則第20条の規定により、議案の撤回について、議会の許可をお願いするものでございます。撤回の理由につきましては、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算中、令和4年度当初予算を計上しない科目につきまして、予算書に表記いたし

ませんでしたので、当該科目の前年度予算額も表記されませんでした。その結果、歳入歳出予算事項明細書総括の合計、また歳入歳出と総括とに齟齬が生じております。こうしたことは、令和3年度当初予算を計上した科目のうち、4年度当初予算には計上していない科目について、4年度をゼロで表記せず、当該科目の欄の表記を省略したことが原因でございます。今後、同様の事案が発生することのないよう、注意深く予算書を作成してまいります。以上、議案第22号「令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」の撤回につきましてご説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご許可いただきますようお願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） お諮りします。「議案第22号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」の撤回の件」について、これを承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、「議案第22号令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算」の撤回の件」は、これを承認することに決定しました。

日程第 4 議案第29号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第4 議案第29号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第29号、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。議案書4の2をお手元にご用意ください。

1ページをお願いします。国民健康保険事業は、愛媛県が財政運営の責任主体となった一方、町は引き続き、資格管理、保険給付、保険税の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域のきめ細かい事業を担うこととされています。今年度においては、市町村事務処理標準システムの利用開始によりサービスの効率化や経費削減を図っていきます。今後、被保険者数は、高齢化と人口減少に伴い減少すると見込まれますが、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。令和4年度の当初予算につきましては、前年度比、1,407万9,000円の減額予算編成となり、第1条において、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、21億5,179万6,000円と致しております。以上、簡単ではございますが、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菊地幸雄君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第29号は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第29号」は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 議案第2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第5 議案第2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第2号「内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第2号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、令和3年8月10日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、特に質疑は無く、採決の結果、全会一致により、議案第2号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第2号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第2号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第6 議案第3号 内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。

去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第3号「内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第3号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和し、職員の妊娠・出産・育児と仕事の両立を促進するため、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「非常勤職員とは会計年度任用職員を指すのか。会計年度任用職員であれば任用期間は原則1年なので、取得できるのか」との質問に対し、「働いた期間が1年未満の会計年度任用職員についても、取得できるよう改正するものである。」との答弁でありました。採決の結果、議案第3号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第3号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第4号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第7 議案第4号 内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第4号「内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第4号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、消防団員の処遇改善のため、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「災害時に出勤した場合4時間未満で4,000円支給されるが、同様の時間でも夏季訓練では1,500円となる理由は。」との質問に対し、「報酬の単価の決め方は、危険性などを考慮して設定している。」との答弁でありました。採決の結果、議案第4号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第4号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第4号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第5号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第5号「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第5号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町国民健康保険運営協議会の答申を受け、国民健康保険税率等の改定を行うため、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「国

保税の負担が増える中、子育て支援の視点から、子どもの均等割りに何らかの措置ができないか。」との質問に対し、「健全な国保財政の維持が第一ではあるが、総合的に考え、検討していきたい。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第5号」は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第5号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9 議案第8号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第9 議案第8号 内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第8号「内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第8号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町一般廃棄物処理基本計画の改定を行うため、内子町一般廃棄物処理基本計画検討委員会を設置することに伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「検討委員会はどういう方を予定しているのか。」との質疑に対し、「町民代表者、地区代表者、内子町が進める5R推進委員などのご意見をいただきながら進めていきたい。」との答弁がありました。採決の結果、議案第8号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第8号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第8号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第10 議案第9号 内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第9号、内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例の一部を改正する条例について、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、「議案第9号」は、原案のとおり可決すべきものとするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、利用生徒の増加による寮の増設及び寮費の値上げ等に伴い、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「第4寮の整備のため、中学校の教職員が県の教職員住宅に入居することになるが、その使用料について県に免除の要請はしたのか。」との質問に対し、「正式に決まったら、お願いをしていきたい。」との答弁でありました。採決の結果、「議案第9号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第9号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第9号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第11 議案第10号 内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第10号「内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第10号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、2月9日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「地元だけに任せるのではなく、観光部署と連携し、行政がフォローしていくことが大事なのではないか。」との質問に対し、「メンバーの高齢化も進んでいるが、グリーンツーリズム事業の親子旅と連携して積極的に受け入れを行っており、利用者の増を図っている。」との答弁でありました。採決の結果、議案第10号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

向井委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第10号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第12 議案第11号 内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。向井総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（向井一富君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 向井委員長。

〔向井一富総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（向井一富君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第11号「内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第11号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、2月9日に開催致しました、公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。委員の質疑においては、「指定管理者の代表である自治会長が、改選により変更になった場合の対応は。」との質問に対し、「母体となる指定管理者は変わらず、代表者の変更の手続きを取っていきたい。」との答弁でありました。採決の結果、議案第11号は、全会一致により、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） 質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。向井委員長、席にお戻りください。これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第11号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第11号」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

午前10時51分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第13 議案第13号 令和3年度 内子町一般会計補正予算（第12号）について

日程第14 議案第14号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第15号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

日程第16 議案第16号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
について

日程第17 議案第17号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算
(第2号)について

日程第18 議案第18号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算
(第2号)について

日程第19 議案第19号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算(第3号)について

日程第20 議案第20号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(菊地幸雄君) 「日程第13 議案第13号 令和3年度内子町一般会計補正予算(第12号)について」から「日程第20 議案第20号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算(第3号)について」までの補正予算8議案を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長(山本徹君) 議長。

○議長(菊地幸雄君) 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長(山本徹君) 報告申し上げます。

去る3月7日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、令和3年度補正予算8件について、令和4年度当初予算8件とともに、3月9日、10日、11日の3日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。議案第13号令和3年度内子町一般会計補正予算(第12号)から議案第20号令和3年度内子町下水道事業会計補正予算(第3号)までの8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、補正予算8議案は「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

議案第13号、令和3年度内子町一般会計補正予算(第12号)につきましては、歳入歳出それぞれ2億641万円を追加し、歳入歳出予算を113億8,490万とするものです。前年同期と比較し9.4%の減額となっています。補正予算の財源ですが、国県支出金 4,395万円の増額、地方債 3,250万円の減額、その他特定財源 2,080万1,000円の減額、一般財源 2億1,576万1,000円の増額となっています。

続いて、主な歳入予算ですが、普通交付税は1億8,552万9,000円増額し、46億8,240万、歴史文化施設使用料において1,002万5,000円の減額補正、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、6,101万1,000円の増額補正、えひめ版事業者応援金給付事業費県補助金を1,365万円の減額補正をしています。

続いて、主な歳出予算は、2款総務費においては、委員から、「集会所の修繕について、補助金が出るところと出ないところがある理由は。」との質疑に対し、「条例で定める町設置の集会所については補助をしているが、地域の方が建てられた地域所有の集会所については、原材料支給な

どで対応させてもらっている。」との答弁がありました。また、委員から、「令和3年度のふるさと納税の活用方法は。」との質疑に対し、「子ども医療費の無償化、うちこ子育て応援事業、自治会の地域づくり事業などに充てさせてもらった。」との答弁がありました。3款民生費においては、委員から、「高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助が減額された理由は。」との質疑に対し、「現在では無料検査も増えてきているが、補助事業となれば申請手続きが煩雑になるとともに、国が認めた医療機関等での検査は高額になることから、利用が進まなかったと考えられる。」との答弁がありました。また、委員から、「子育て世帯への臨時特別給付金について、該当世帯への通知ミスがあったが、チェック体制はできていたのか。」との質疑に対し、「今後このようなことが無いよう十分なチェック体制で臨みたい。」との答弁がありました。6款、農林水産業費においては、委員から、「カワウが増えており、放流した鮎を食べるので、何らかの対策をしてほしい。」との質疑に対し、「専門家に来てもらい検討したが、現在の住みかを追い出しても、別の場所に移動し小田川や中山川で鮎を食べることは変わらず、対応は難しい状況にある。」との答弁がありました。7款商工費においては、小田深山溪谷遊歩道整備工事に400万円計上されています。委員から、「緊急性のある所から取り掛かりたいということだが、手作業になることを考えれば、集約して進めた方が経費的に効果的なのではないか。」との質疑に対し、「補助事業を有効活用したい観点から進めているが、できるだけ集約化を図っていきたい。」との答弁がありました。8款・土木費においては、委員から、「木造住宅耐震診断事業や耐震改修事業が減額になっている理由は。」との質疑に対し、「耐震診断の結果ではほぼ改修が必要となるが、経費の面から改修工事まで進まないケースが多い。」との答弁でありました。10款・教育費においては、委員から、「学校におけるCO2メーターの活用について。」との質疑に対し、「台数に限りがあるため、教室などではモニタリングとして活用し、各種会合などでは必ず設置をお願いしている。」との答弁でありました。以上、議案第13号、令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）については、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件及び事業会計2件の補正予算ですが、まず、議案第14号、令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、保険給付費の見込み及び療養給付費等の実績に伴い、歳入歳出それぞれ1億3,370万2,000円を減額し、20億3,011万1,000円とするものです。委員の質疑において、「保険給付費等交付金が1億300万ほど減額されるのは、コロナによる受診控えによるものか。」との質問に、「あくまでも予算額に対する減額であり、医療費は概ね昨年度同等レベルだと見込んでいる。」との答弁がありました。採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）については、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などにより、歳入歳出それぞれ1億82万1,000円を追加し、2億5,316万9,000円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号、令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス給付費の増などにより、歳入歳出それぞれ4,446万8,000円を追加し、2億7,203万2,000円とするものです。委員の質疑

において、「介護給付費準備基金繰入金が減額された理由は。」との質問に、「高齢者世帯や低所得者世帯が多い自治体に補てんされる調整交付金が14%ほど交付されたため。」との答弁がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）については、職員人件費の減により、歳入歳出それぞれ39万円を減額し、1,442万円とするものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ114万4,000円を減額し、1,777万7,000円とするものです。補正内容は、入寮者数の確定と実績にともない寮生給食委託料等が減少となるものです。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出の補正では、収入は、水道使用料などの減により357万6,000円の減、支出では、修繕費、減価償却費の減などにより1,871万7,000円の減額するものです。資本的収入及び支出の補正では、収入は、定期預金の満期などにより、2億1,433万1,000円の増、支出については配水管耐震化事業等の減及び定期預金預入れにより1億7,295万円の増となっています。委員の質疑において、「給水収益が減額している理由は。」との質疑に対し、「契約件数は増えているが使用水量が減っており、やはり人口減少が一番の要因だと考える。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第20号、令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）については、収益的収入及び支出の補正では、収入は、営業収益において下水道料金収入等127万3,000円の見込み減、営業外収益において一般会計繰入金等773万7,000円の減などにより、895万8,000円の減額となっています。支出については、営業費用において、終末処理場費等の支出見込み減により895万8,000円の減額となっています。委員の質疑において、「上水道に比べ、下水道の使用料の減少額が少ない理由は。」との質疑に対し、「上水道の給水エリアに比べ、下水道対象区域は内子中心部の周辺に限られるため。」との答弁でありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上、令和3年度補正予算8議案について、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

山本委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。まず、「議案第13号 令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第13号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第13号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第14号 令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第14号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第14号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第15号 令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第15号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第15号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第16号 令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第16号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第16号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第17号 令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第17号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第17号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第18号 令和3年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第18号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第18号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第19号 令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第19号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第19号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第20号 令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第20号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第20号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 令和4年度内子町一般会計予算について

日程第22 議案第23号 令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第23 議案第24号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第24 議案第25号 令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第25 議案第26号 令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について

日程第26 議案第27号 令和4年度内子町水道事業会計予算について

日程第27 議案第28号 令和4年度内子町下水道事業会計予算について

日程第28 議案第29号 令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第21 議案第21号 令和4年度内子町一般会計予算について」から「日程第28 議案第29号 令和4年度 内子町国民健康保険事業特別会計予算について」までの当初予算8件を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。山本予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（山本徹君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山本委員長。

〔山本徹予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（山本徹君） ご報告申し上げます。去る3月7日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、令和4年度当初予算8件について、3月9日、10日、11日、18日の4日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。議案第21号、令和4年度内子町一般会計予算、及び議案第23号、令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算から議案第29号、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算までの計8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果については、当初予算8議案は「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

議案第21号、令和4年度内子町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算をそれぞれ9億3,300万円とするもので、前年度比5億8,000万円の増額です。一般会計当初予算に充当します財源は、国・県支出金1億3,222万4,000円、地方債3億9,510万円、その他特定財源8億4,105万円、一般財源6億6,462万6,000円となっております。

それでは、まず主な歳入についてですが、地方交付税 4億3,900万円、コロナ対策関連としまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 2,908万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,133万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,200万円などです。

続いて、歳出について報告致します。2款総務費においては、移住コーディネーター委託料に700万円予算計上されています。委員から、「移住コーディネーター2名には、互いにしっかり連携を取り、内子町全体を対象とする役割を持たせながら活動するよう行政として指導してほしい。」との質疑に対し、「移住促進を図る他の組織との連携はもちろん、町職員との定期的な密な連絡も図りながら活動してもらう。」との答弁がありました。また、委員から、「高齢者運転免許証自主返納支援に給油助成券があるのはなぜか。」との質疑に対し、「現在の支援は、デマンドバスなどの利用チケットとしているが、実績を分析したところ使用が少なく、家族の車による移動が多かったことがわかったため、給油チケットとの選択制にして返納を促したい。」との答弁がありました。また、委員から、「予算化されている婚活支援事業のそれぞれの違いは。」との質疑に対し、「愛結び事業業務委託は、えひめ結婚支援センターに町が委託している事業、婚活イベント企画・運営等委託は、町主催で婚活イベントを計画する事業、婚活イベント支援事業補助は、各種団体が企画する婚活イベントに町が助成する事業である。」との答弁がありました。次に、3款民生費においては、委員から、「猫繁殖制限措置推進事業措置について、県の補助もあるので、町独自の上乗せなど増額する可能性もあるのか。」との質疑に対し、「近隣市町の状況などから補助

金を設定させてもらったが、再度検討をさせてもらいたい。」との答弁がありました。また、委員から、「4月から不妊治療が保険適用となるが、町として支援を考えていないのか。」との質疑に対し、「特定不妊治療については窓口負担分や検査費用が高額になるということも聞いており、検討していきたいと考えている。」との答弁がありました。また、委員から、「五十崎こども園運営費に床暖房などの施設整備費が計上されているが、開園時に整備できなかったのか。」との質疑に対し、「開園時には主に旧五十崎幼稚園側を整備した経緯があり、今回整備するのは、旧こぼと保育園の乳児棟の床暖房を修理するものである。」との答弁がありました。次に、4款衛生費においては、再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託に990万円予算計上されています。委員から、「太陽光だけではなく、地域の特性に合った再生可能エネルギーも検討してほしい。」との質疑に対し、「内子町として、脱炭素化へ向けてしっかりと計画を作っていきたい。」との答弁がありました。次に、6款農林水産業費においては、委員の質疑において、「町内のたばこ耕作が激減したが、その後の農地利用について教えてほしい。」との質疑に対し、「たばこ耕作の農地はパイロット団地が主のため、農業法人からの借地の要望が多いようだ。また、新たな農業振興のため、農林業施設整備事業補助を昨年度に比べ250万円増額要求している。」との答弁がありました。次に、7款商工費においては、小田深山橋梁河川占用許可申請書作成業務委託に226万6,000円が予算計上されています。委員から、「設計ではなく、申請書類作成にこれだけの金額がいるのか。」との質疑に対し、「河川占用ができていなかったため、許可を取るための占用申請作成にかかる委託費である。」との答弁がありました。キャッシュレス決済プレミアム還元事業に1,850万円が予算計上されています。委員から、「この事業は商工会や該当事業者からの要望もあって制度設計したのか。」との質疑に対し、「商工会と相談をして計画した。」との答弁がありました。事業実施期間終了後、検証結果を議会にも報告してほしい。」との意見がありました。内子晩餐会補助に150万円が予算計上されています。委員から、「地元で飲食店をやっている料理人や若い後継者が一緒にかかわっているのか。」との質疑に対し、「町内の料理人を育てたり、町産品を使ったりする方向で実施し、晩餐会を成功に導きたい。」との答弁がありました。次に、8款土木費においては、委員から、「小田川緑地公園の今後の整備について、どう考えているのか。」との質疑に対し、「近年の豪雨災害や河床掘削により自然条件も変わってきているが、地元自治会やはらっぱ基金の協議会などと協議しながら前向きに進めていきたい。」との答弁がありました。次に、10款教育費においては、委員から、「小田分校の新設する寮は、木造ではないのか。」との質疑に対し、「町産材の木造建築が理想ではあるが、来年度の生徒募集に対応するために、工期が早くしかも建設費が平準化される方法として提案している。」との答弁がありました。また、委員から、「CIRが帰国し、ALTも新しい人ばかりになるので、フォローをしっかりとやってほしい。」との質疑に対し、「CIRは日本語が話せるので、中心となってまとめてくれると期待している。また内子町には、国際交流協会があり、プランナーをはじめ多くの人に関わってくれる良い環境だと考えている。」の答弁がありました。また、委員から、「五十崎町民プールの今後の利用について。」との質疑に対し、「五十崎管内の自治会長、事務局長に集まっていただき協議したが、老朽化がひどいので、小学校などのプールの改修を優先してほしいという意見が大半であった。」の答弁がありました。以上、議案第21号 令和4年度内子町一般会計予算については、多くの質疑がなされました。採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと

決定致しました。次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、議案第23号、令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を2億7,490万5,000円とするもので、前年度比、2,355万7,000円の増額予算編成です。委員から特に質疑はなく、採決の結果、議案第23号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第24号、令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を27億3,572万2,000円とするもので、対前年度比9,672万2,000円の増額予算編成です。委員から特に質疑はなく、採決の結果、議案第24号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第25号、令和4年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算については、歳入歳出予算を1,348万5,000円とするものです。委員から、「ケアマネージャーが不足していると聞くが。」との意見に対し、「資格を持っている方がケアマネ業務につきたくないという状況があり、支援を国に要望していきたい。」との答弁がありました。採決の結果、議案第25号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第26号、令和4年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計予算については、寄宿舎生を36人と見込み、歳入歳出予算を2,602万4,000円とするものです。委員から特に質疑は無く、採決の結果、議案第26号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第27号、令和4年度内子町水道事業会計予算については、収益的収入及び支出では、収入は、営業収益を2億7,810万1,000円、営業外収益を1億6,090万7,000円、事業収益の総額を4億3,903万円と見込んでいます。支出は、減価償却費も含めた営業費用が3億7,413万7,000円、企業債償還利息等の営業外費用が3,789万6,000円で、水道事業費用の総額は4億1,415万3,000円を計上しています。支出の総額は、昨年度と比較しまして、2.1%の減額となっています。続いて、資本的収入及び支出では、収入は、事業実施に伴う企業債及び補助金、有価証券の満期による収入等を含め、4億1,950万9,000円を計上しています。支出は、建設改良費として2億6,665万円、企業債償還金として1億4,866万7,000円、有価証券の購入として1億円を計上、資本的支出の総額は、5億1,531万7,000円を見込んでおり、前年度比90.1%の増となっています。委員から特に質疑は無く、採決の結果、議案第27号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、議案第28号、令和4年度内子町下水道事業会計予算については、収益的収入及び支出では、収入は、下水道使用料などからなる営業収益が7,780万6,000円、企業債利息等支払金の補助金である他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む営業外収益として、2億2,205万円。収益的収入の総額は、2億9,986万6,000円を予定しています。支出は、営業費用、営業外費用等をあわせた2億9,986万6,000円を見込んでいます。資本的収入及び支出では、収入は、一般会計からの出資金などを含め1億3,822万3,000円。支出は、浄化センター等の改築更新及び耐震補強工事、地方公共団体金融機構等の償還金など、1億9,468万3,000円を見込んでいま

す。委員から特に質疑は無く、採決の結果、議案第28号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

最後に、議案第29号、令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を21億5,179万6,000円とするもので、前年度比、1,407万9,000円の減額予算編成です。採決の結果、議案第29号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。なお、審議の中で、的確な答弁が返ってこないことも見受けられましたので、業務について十分に理解、把握しておくよう要望いたします。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 委員長報告に対する質疑を省略します。山本委員長、席にお戻りください。討論、採決については議案ごとにおこないます。

まず、「議案第21号 令和4年度 内子町一般会計予算について」の討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。「議案第21号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第21号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第23号 令和4年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長報告は、可決です。「議案第23号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第23号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第24号 令和4年度内子町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長報告は、可決です。「議案第24号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第24号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第25号 令和4年度 内子町介護保険サービス事業特別会計予算についての、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長報告は、可決です。「議案第２５号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第２５号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第２６号 令和４年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長報告は、可決です。「議案第２６号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第２６号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第２７号 令和４年度 内子町水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長報告は、可決です。「議案第２７号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第２７号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第２８号 令和４年度 内子町下水道事業会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長報告は、可決です。「議案第２８号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第２８号」は、委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第２９号 令和４年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

採決をおこないます。本案に対する委員長報告は、可決です。「議案第29号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、「議案第29号」は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。午後12時10分から再開します。

午前11時58分 休憩

午前12時07分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第29 請願受理第1号 介護保険制度の改善を求める請願

○議長（菊地幸雄君） 「日程第29 請願受理第1号 介護保険制度の改善を求める請願」を議題とします。請願の内容については、配布しております「請願の写し」のとおりであります。お諮りします。この請願については、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願受理第1号は、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第30 発議第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書

○議長（菊地幸雄君） 「日程第30 発議第1号 沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。泉産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 泉委員長。

〔泉浩壽産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（泉浩壽君） 発議第1号、沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書。地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和4年3月18日提出

提出者 内子町議会 産業建設厚生常任委員会 委員長 泉 浩壽

提出の理由

沖縄戦では、太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、戦争で犠牲を強いられた民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後７６年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われている。沖縄戦で犠牲になった人々の遺骨が混入した土砂をあらゆる埋立てにしないよう、政府に対し意見書を提出するものである。

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書

沖縄県では、太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの命が失われた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった、愛媛県民２，０９０名を含む２４万１，５９３名の氏名が刻印されている。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、１９７２年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定された。同地域では、戦争で犠牲を強いられた民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後７６年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われている。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されるものではない。よって、内子町議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を速やかに実現するよう強く要望するものである。

記

- １ 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂をあらゆる埋立てに使用しないこと。
- ２ 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和４年３月 18 日

愛媛県内子町議会

○議長（菊地幸雄君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。泉委員長、席にお戻り下さい。本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 1 発議第 2 号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について

○議長（菊地幸雄君） 「日程第 3 1 発議第 2 号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○1 番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 発議第2号、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議を別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条の規定により、提出する。

令和4年3月18日提出

提出者	内子町議会議員	城戸司
賛成者	内子町議会議員	森永和夫
内子町議会議員	久保美博	
内子町議会議員	向井一富	
内子町議会議員	関根律之	
内子町議会議員	塩川まゆみ	

提案理由

ロシアによる暴挙ともいえるウクライナへの侵攻によって、悲惨な状況に置かれているウクライナの国民、特に子どもたちが平穏な生活を取り戻すため、ロシア軍による軍事行動を直ちに中止するとともに、無条件での即時撤退を求めるよう要請するため決議を提出するものである。

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議

ロシアのプーチン政権のウクライナへの非人道的な軍事侵攻は、明らかに国連憲章に違反し断じて許すことはできない。これまでの攻撃により多数の民間人を含む多くの人命が奪われている。このような戦火の中で恐怖におののき涙する子どもたちのためにも一刻も早い終息を願うものである。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものである。また、ウクライナ国内の原発を攻撃したことは近隣諸国のみならず世界中の人々を不安に陥れる暴挙であり、核兵器の使用を示唆するなど到底看過できない。

ここに内子町議会は、ロシアに対し、強く抗議するとともに、ウクライナへの軍事行動を直ちに中止し、大国として、国際社会の平和と安全、秩序の構築に貢献するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対してロシア軍の完全かつ無条件での即時撤退を求めるとともに、平和的解決に向け努力されるよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月18日

愛媛県内子町議会

○議長（菊地幸雄君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

城戸司議員、席にお戻り下さい。これより、討論を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） これにて、討論を終結します。

これより、発議第2号の採決に入ります。「発議第2号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について」を賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をします。

午前12時21分 休憩

午前12時22分 再開

○議長（菊地幸雄君） 休憩前に続き、会議を開きます。

お諮りします。ただ今、小野植町長より、「議案第30号 内子町監査委員の選任について」「議案第31号 内子町教育委員会教育長の任命について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、ただちに議題にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、「議案第30号 内子町監査委員の選任について」を追加日程第1として、「議案第31号 内子町教育委員会教育長の任命について」を追加日程第2として、日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第30号 内子町監査委員の選任について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第1 議案第30号 内子町監査委員の選任について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案第30号 内子町監査委員の選任につきましては、内子町監査委員である赤穂英一氏が、令和4年3月31日任期満了となるため、赤穂英一氏を引き続き選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。赤穂氏は、昭和32年1月5日のお生まれで、内子町城廻811番地41にお住まいでございます。昭和50年4月高松国税局に採用後、松山税務署長や高松国税局徴収部長等の要職を歴任され、平成29年7月定年退職されました。ご退職後は、国税の現場で培われた専門的な知識を生かされ、税理士としてご活躍でございます。また、平成30年4月1日より、内子町監査委員に選任しており、人格・識見ともに申し分なく、内子町監査委員として再任するのに適任であると存じます。なお、任期は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） 本案に関して地方自治法第117条の規定を準用し、赤穂代表監査委員の退席を求めます。

〔赤穂英一代表監査委員退席〕

○議長（菊地幸雄君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事関係でございますので、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意すること、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は、原案のとおり、これを同意することに決定しました。

赤穂代表監査委員の、入場を求めます。

〔赤穂英一代表監査委員入場〕

○議長（菊地幸雄君） 赤穂代表監査委員にお伝えします。

ただ今、満場一致をもって、監査委員の選任に、同意されましたので、ここにお伝えいたします。ご挨拶があるようでしたら、許可いたします。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 赤穂英一代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） 監査委員の赤穂でございます。ただいま、選任をいただきました。私は、平成30年4月1日から今月末で4年の任期を終了するところでございますが、再び、監査委員として選任していただきました。身の引き締まる思いをしております。これまでの4年間、内子町役場の幹部をはじめ、担当部署の職員の皆さん方には多岐にわたる、監査、検査、審査においてご協力をいただきました。感謝申し上げるとともに、引き続きご協力をお願いいたします。また、議員選出の監査委員について、4年前には才野元監査委員と、3年前、2年前は山本前監査委員、昨年からは森永監査委員と共に監査の充実に努めてまいりました。改めてお礼申し上げます。これまでの代表監査委員としての経験、またそれ以前の様々な行政経験、税理士としての専門知識を活かし、健全な内子町づくりのために、地方自治法、また公営企業法、内子町監査基準などに基づいて、厳正な監査・検査・審査を行ってまいります。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

追加日程第2 議案第31号 内子町教育委員会教育長の任命について

○議長（菊地幸雄君） 「追加日程第2 議案第31号 内子町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の2の2ページをお開きください。議案第31号、内子町教育委員会教育長の任命につきましては、現教育長であります、山岡晋氏が令和4年3月31日任期満了となるため、その後任として林純司氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。林氏は、昭和36年9月20日のお生まれで、内子町内子1737番地にお住まいでございます。昭和59年4月、旧内子町職員として採用されました。以後、産業振興課、教育課、総務課、自治・学習課などを経験され、現在は議会事務局長として、円滑な議会運営や議会への理解の促進に事務方として尽力しておられます。この間、学校教育に7年、社会教育に6年勤務し、教育行政に深い造詣を有しておられ、人格・識見ともに内子町教育委員会教育長に適任であると存じます。なお、任期は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菊地幸雄君） 本案に関して、地方自治法第117条の規定を準用し、林議会事務局長の、退席を求めます。

〔林純司議会事務局長退席〕

○議長（菊地幸雄君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事関係でございますので、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

本案を原案のとおり、これに同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。

従って、本案は、原案のとおり、これを同意することに決定しました。

林議会事務局長の入場を求めます。

〔林純司議会事務局長入場〕

○議長（菊地幸雄君） 林議会事務局長にお伝えします。

ただ今、満場一致をもって、内子町教育委員会教育長に同意されましたので、ここにお伝えいたします。ご挨拶があるようでしたら、許可いたします。

○議会事務局長（林純司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林議会事務局長。

〔林純司議会事務局長登壇〕

○議会事務局長（林純司君）　ただ今、教育長の任命に対しまして、議会の皆様のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。思い返せば、5年前の5月1日、私にとっての初議会は、議員のみなさんにとって改選後の初議会でもありました。緊張したあの日のことを今でも昨日のこのように覚えています。以後5年間にわたり、時に厳しく、時に大変優しくご指導いただいたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。私にとりまして、議員の皆様と一緒に過ごした5年間は、行政マンとして1から勉強をさせていただいたかけがえのない時間であり、今後忘れることはないと思います。本当にありがとうございました。議会基本条例が施行されて5年が経過致します。様々な考えがある中でも、議論を重ねながら、一步ずつ着実に議会改革を進めていく議員の皆様の姿を目の当たりにしまして、私はいつも感銘を受けておりました。議会改革に終わりはないと言います。今後も菊地議長の下で、更なる高みを目指して議会改革が進展することを心よりご祈念するものです。4月からは、経験豊かで実績のある山岡教育長を引き継ぎ、教育行政に携わることとなりました。コロナ禍の中で、学校教育、社会教育、そして自治会制度の推進をどう取り組んでいくのか、大変難しい舵取りになるうかと思ひます。もとより浅学非才な私にこのような重責が担えるのか、本当に不安でございますが、議員各位、堀本農業委員会会長さん、赤穂代表監査委員さん、そして小野植町長をはじめとする職員の皆様方からの支援ご指導をたまわりながら、誠心誠意努力し、職責を果たしていく所存でございますので、今まで以上によりしくお願い申し上げます。以上簡単ではございますが、私からのお礼とご挨拶にさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

日程第32　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（菊地幸雄君）　「日程第32　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君）　ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第33　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（菊地幸雄君）　「日程第33　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご退職されます、山岡 晋教育長、吉川 博徳税務課長、林 純司議会事務局長以上3名の方々より、ごあいさつを受けたいと思います。よろしく願いいたします。

まず、山岡教育長お願いします。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 失礼します。このような挨拶の機会をいただきありがとうございます。私はこの度、任期を満了し、内子町教育委員会教育長職を退任させていただくことになりました。この間、町民の皆様をはじめ、内子町議会議員の皆様の温かいご指導とご支援を賜りましたことに心から感謝と御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。3年前、私にとって初めての町議会一般質問において所信を問われ、教育長の責務において最優先に考えていかないといけないことは子どもたちの命と安全を守ることだと考えます。その上で内子町教育大綱に沿った取り組みを確実に推進していきたいと考えておりますと答弁をさせていただいた議会直前に起こった川崎市での登校中の痛ましい通り魔事件、それから防災、いじめ、不登校問題等を特に念頭においての答弁でしたが、その時点で教育長在任36カ月のうち実に26カ月を新型コロナウイルス感染症と向き合い子どもたちと命を守る感染症対策に取り組むことになるとは思ってもみませんでした。在任期間中、社会全体が長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きて行かないといかなければならない状況となり、学校教育においては感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立をはかり、学校ならではの学校でなければ経験できない学び、さらに内子ならではの内子でなければできない、経験できない学びを大事にしながら、学習指導要領が目指す学びを着実に実現していくこと。自治・学習においては特に内子町のまちづくり、地域の絆づくりの柱である自治会活動や人権教育を滞ることなく内容や時期を工夫して推進していくこと。また、文楽や駅伝大会等の諸行事の扱い等が大きな課題となりましたが、GIGAスクールにかかわる整備、感染対策にかかわる環境整備、自治会運営にかかわる条件整備他、議員の皆様のご理解、ご協力のもと、推進できましたことに対し、重ねて厚くお礼を申し上げます。また、私が教育長に就任いたしました令和元年度は、ちょうど先の内子町教育大綱5カ年計画の最終年度、仕上げの年でございました。その評価の上に立って令和2年度から6年度までの5年計画をたて、今ちょうど2年目を終えようとしているところでございます。令和4、5、6年、これからの3年間、新しい教育長を中心に新しい体制の元での教育施策のたしかな実現に向けて今後とも議員のみなさま方のご支援をよろしくお願いいたします。振り返りますとわずか3年間ではありましたが、皆様にこの議場で教育にかかわるさまざまな一般質問を頂戴し、答弁に立たせていただきました。ご質問、ご意見を受けて見直すべきことは見直し、現状通り継続させていただきたいことについても今一度なぜ継続が必要か真摯に検討し、柔軟かつ、ぶれずに取り組んだつも

りではあります。どうぞこれからもこの議場において子どもたちの確かな将来と持続的に発展する内子の未来を実現するために、重要な教育にかかわる議論が活発に展開されることを心より願っております。私自身、最後まで忙しく未だ退任後の生活を考える余裕がなく今日に至っております。おかげさまでこの3年間一度も体調を崩すことなく、本日も体力、気力、十分ですので退任後はこの3年間の教育長職を含め、11年間の教育行政職、13年間の校長、教頭職、17年間の教諭生活を振り返りながら出会いと絆を大切にして、人生100年、残り36年、自分が自分らしいと思える世界の中の日本人、愛媛県人、内子町民として明るく正しく元気よく、どこかの小学校の言葉ですけど、がんばっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願います。終わりに内子町議会各位の今後ますますのご健勝とご活躍、内子町議会の一層の充実、ご発展をご祈念申し上げ、意を尽くしませんが、退任にあたっての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 続いて吉川税務課長、お願いします。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） 失礼します。議場で最後の発言の機会をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。定年退職にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議会と私のつながりですが、私が3年前に税務課長となり議場でお世話になることとなりました。神聖な議場は礼にはじまり、礼に終わる。緊張の連続でございました。足が震えながら一般質問の答弁や議案の提案説明などをさせていただきましたこと、今となっては貴重な経験、そして財産になったと思っております。緊張のあまり質問に対して的を得ない回答も多数あったりするなど、議員の皆様にご迷惑をおかけしたことと思っております。このような私ですが、議員の皆様からの温かいご指導によりまして務めあげることができましたこと、厚く感謝を申し上げます。結びになりますが内子町議会の今後ますますのご発展と議員各位のますますのご活躍、ご健勝を心よりお祈り申し上げます。議会出席最後のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） ありがとうございました。議会としましても長年にわたり、大変お世話になりました。ここで感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思います。贈呈は、議員会長、才野議員、副会長、泉議員、副会長、下野議員に願います。みなさん、前にお並び願います。

〔花束贈呈〕

○議長（菊地幸雄君） ありがとうございました。長い間、大変お疲れ様でした。お席にお戻りください。

ここで、小野植町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり一言御礼を申し上げます。長期間にわたりまして慎重に審議をしていただき、全議案お認めをいただきましたこと心からお礼を申し上げます。

審議の中でいただきましたご意見等も踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って、適切に執行して参りたいと思っております。また本日議案の一部を撤回させていただきましたこと、お詫び申し上げますとともに、このようなことがないよう、努めてまいりたいと思っております。さて、新型コロナウイルス感染症は全国的には改善傾向にありますけれども愛媛県内は依然として厳しい状況にあります。これからの時期は進学や就職、転勤等で県内外の往来、人との接触の機会も多くなります。感染が再拡大しないよう、愛媛県とも連携した感染対策を徹底し、1日も早く感染を収束させるとともに笑顔あふれる安心、安全なまちづくりに取り組んでまいります。そのためには、議員の皆様のお力添えが必要であります。引き続きご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、山岡晋教育長には3年間、内子町の教育行政の発展、充実のため、ご尽力いただきました。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。それでは以上で簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、令和4年3月第124回内子町議会定例会を閉会します。

午前12時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第124回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 1	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書	令和4年 3月18日	令和4年 3月18日	原案可決
発議 2	ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について	令和4年 3月18日	令和4年 3月18日	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 2	専決処分の報告について (第68号 社会資本整備総合交付金事業町道長田小学校線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更)	令和4年 3月4日	令和4年 3月7日	受理
報告 3	専決処分の報告について (第69号 社会資本整備総合交付金事業町道西横の地線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更)	令和4年 3月4日	令和4年 3月7日	受理
報告 4	専決処分の報告について (第70号 社会資本整備総合交付金事業町道滝山線道路改良工事(R2)に係る工事請負変更)	令和4年 3月4日	令和4年 3月7日	受理
議案 2	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 3	内子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 4	内子町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 5	内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 6	内子町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月7日	原案可決
議案 7	内子町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月7日	原案可決

令和4年3月第124回内子町議会定例会

議案 8	内子町附属機関設置条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 9	内子町内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舍施設条例の一部を改正する条例について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 10	内子町田舎生活体験宿泊施設の指定管理者の指定について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 11	内子町田渡地区交流宿泊施設の指定管理者の指定について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 12	内子町の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の取消しについて	令和4年 3月4日	令和4年 3月7日	原案可決
議案 13	令和3年度内子町一般会計補正予算（第12号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 14	令和3年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 15	令和3年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 16	令和3年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 17	令和3年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 18	令和3年度内子町高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第2号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 19	令和3年度内子町水道事業会計補正予算（第3号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 20	令和3年度内子町下水道事業会計補正予算（第3号）について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 21	令和4年度内子町一般会計予算について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決
議案 22	令和4年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	議案撤回
議案 23	令和4年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	令和4年 3月4日	令和4年 3月18日	原案可決

議案 ２４	令和４年度内子町介護保険事業特別会計予算について	令和４年 ３月４日	令和４年 ３月１８日	原案可決
議案 ２５	令和４年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	令和４年 ３月４日	令和４年 ３月１８日	原案可決
議案 ２６	令和４年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計予算について	令和４年 ３月４日	令和４年 ３月１８日	原案可決
議案 ２７	令和４年度内子町水道事業会計予算について	令和４年 ３月４日	令和４年 ３月１８日	原案可決
議案 ２８	令和４年度内子町下水道事業会計予算について	令和４年 ３月４日	令和４年 ３月１８日	原案可決
議案 ２９	令和４年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	令和４年 ３月１８日	令和４年 ３月１８日	原案可決
議案 ３０	内子町監査委員の選任について	令和４年 ３月１８日	令和４年 ３月１８日	原案可決
議案 ３１	内子町教育委員会教育長の任命について	令和４年 ３月１８日	令和４年 ３月１８日	原案可決

３．請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
令和３年 請願受理 ２	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂をあらゆる埋め立てに使用しないことを国に求める意見書の提出についての請願	令和４年 ３月４日	令和４年 ３月７日	採択
受理 １	介護保険制度の改善を求める請願	令和４年 ３月４日	令和４年 ３月１８日	閉会中 継続審査

議員提出議案

発議第1号

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに
使用しないことを求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和4年3月18日提出

提出者 内子町議会 産業建設厚生常任委員会
委員長 泉 浩壽

（提出の理由）

沖縄戦では、太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われた。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、戦争で犠牲を強いられた民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われている。沖縄戦で犠牲になった人々の遺骨が混入した土砂をあらゆる埋立てに使用しないよう、政府に対し意見書を提出するものである。

（別紙）

沖縄戦戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに
使用しないことを求める意見書

沖縄県では、太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの命が失われた。沖縄県糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった、愛媛県民2,090名を含む24万1,593名の氏名が刻印されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定された。同地域では、戦争で犠牲を強いられた民間人や兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われている。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されるものではない。

よって、内子町議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を速やかに実現するよう強く要望するものである。

記

- 1 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂をあらゆる埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律により、政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

愛媛県内子町議会

議員提出議案

発議第2号

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議について

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議を別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条の規定により、提出する。

令和4年3月18日提出

提出者 内子町議会議員 城戸 司

賛成者 内子町議会議員 森永 和夫
内子町議会議員 久保 美博
内子町議会議員 向井 一富
内子町議会議員 関根 律之
内子町議会議員 塩川 まゆみ

(提出の理由)

ロシアによる暴挙ともいえるウクライナへの侵攻によって、悲惨な状況に置かれているウクライナの国民、特に子どもたちが平穏な生活を取り戻すため、ロシア軍による軍事行動を直ちに中止するとともに、無条件での即時撤退を求めるよう要請するため決議を提出するものである。

(別紙)

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議

ロシアのプーチン政権のウクライナへの非人道的な軍事侵攻は、明らかに国連憲章に違反し断じて許すことはできない。これまでの攻撃により多数の民間人を含む多くの人命が奪われている。このような戦火の中で恐怖におののき涙する子どもたちのためにも一刻も早い終息を願うものである。

このような武力を背景にした一方的な現状変更は明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすものである。また、ウクライナ国内の原発を攻撃したことは近隣諸国のみならず世界中の人々を不安に陥れる暴挙であり、核兵器の使用を示唆するなど到底看過できない。

ここに内子町議会は、ロシアに対し、強く抗議するとともに、ウクライナへの軍事行動を直ちに中止し、大国として、国際社会の平和と安全、秩序の構築に貢献するよう求めるものである。

政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対してロシア軍の完全かつ無条件での即時撤退を求めるとともに、平和的解決に向け努力されるよう要請する。

以上、決議する。

令和4年3月18日

愛媛県内子町議会
